

アスベスト対策に関する調査
結 果 報 告 書

平成 19 年 12 月

総務省行政評価局

前 書 き

アスベスト（石綿）は、耐熱性、耐薬品性、防音性等の特性を持っていることから建築材料や各種の工業製品等に幅広く使用されてきたが、吸入した場合、肺がん、中皮腫等の健康被害を生ずるおそれがあるとされている。

そのため、特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号）の累次の改正、平成7年及び15年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の改正並びに17年2月の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）の制定により、アスベスト含有建材等の製造・使用、吹付け作業に関する規制が強化された。

さらに、平成17年7月、アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となったことから、同月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合が開催され、今後の対応策と実態把握の強化等を内容とする「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）が取りまとめられ、吹付けアスベストの使用実態等を調査し、早期に公表することとされた。また、平成17年12月27日、関連する法的措置や18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、i）健康被害者の救済、ii）今後の被害発生防止及びiii）国民の不安解消を柱とする「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）が取りまとめられた。

これを受けて、平成18年2月、被害者を隙間なく救済するための新たな法制度として、石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）が制定され、あわせて、建築基準法（昭和25年法律第201号）等の関係法律が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止のための規制が強化された。

今後、アスベストによる新たな健康被害の拡大を防止するためには、使用されたアスベスト総量の約9割を占める建材からの飛散を防止し、建築物等におけるアスベストの使用状況を確実に把握するとともに、アスベスト、アスベスト含有建材及びアスベスト廃棄物の適正な処理が必要となっている。

この調査は、このような状況を踏まえ、アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、アスベストの使用実態調査の実施状況、実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

目 次

第1	調査の目的等	1
第2	アスベストを取り巻く動向	2
1	アスベストの特性、種類等	2
2	建築物で使用されているアスベスト建材	2
3	アスベスト製品の製造等に係る規制の概要	2
4	国のアスベスト対策の最近の取組	3
第3	調査の結果	11
1	使用実態把握の充実等	11
(1)	使用実態調査における調査対象範囲の設定状況	12
(2)	使用実態調査における調査対象建築物の選定状況	15
(3)	使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況	18
2	ばく露防止対策等の適切な実施	45
(1)	ばく露防止対策の実施状況	45
(2)	吹付けアスベスト等の管理状況	48
3	届出情報及び使用実態調査結果の活用	71
4	廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等	77

図 表 目 次

第2 アスベストを取り巻く動向

表 I-1-①	「石綿の使用における安全に関する条約」におけるアスベストの定義	5
表 I-1-②	我が国におけるアスベストの使用分野及び主な使用場所	5
表 I-1-③	アスベストを原因とする疾病	5
図 I-2-①	アスベストの輸入量推移	6
図 I-2-②	建築物におけるアスベスト建材の種類別の主な使用箇所	6
表 I-3	アスベストの製造等に関する規制の主な改正等の状況	7
表 I-4-①	平成17年におけるアスベスト問題の発生の経緯等	8
表 I-4-②	関係閣僚会合の開催状況	8
表 I-4-③	当面の対応方針（平成17年7月29日策定）の概要	8
表 I-4-④	当面の対応方針における建築物の使用実態調査に係る方針（抜粋）	9
表 I-4-⑤	「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日策定）の概要	10

第3 調査の結果

1 使用実態把握の充実等

(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況

表 II-1	使用実態調査の結果等の一覧	21
表 II-1-(1)-①	今回当省が調査対象とした使用実態調査の概要	22
表 II-1-(1)-②	社会資本整備審議会（国土交通大臣諮問機関）の建議（抜粋）	23
表 II-1-(1)-③	特殊建築物の定期報告制度の概要	25
表 II-1-(1)-④	国土交通省が示した面積の条件を都道府県等が独自に拡大した理由等	26
表 II-1-(1)-⑤	国土交通省が示した面積の条件を独自に拡大した都道府県等における民間建築物調査の結果	26
表 II-1-(1)-⑥	1,000㎡未満の民間建築物におけるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材の使用状況	27
事例 II-1-(1)-①	アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている1,000㎡未満の民間建築物の例	27
事例 II-1-(1)-②	1,000㎡未満の民間建築物のうちアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が損傷、劣化している例	28
表 II-1-(1)-⑦	調査対象とする建築物の施工時期に係る各省の見解等	29
事例 II-1-(1)-③	民間建築物調査において施工時期を独自に平成8年以前に拡大している都道府県等の例	29
事例 II-1-(1)-④	平成3年に改修工事が行われた施設におけるアスベストの使用事例	30
表 II-1-(1)-⑧	使用実態調査において調査対象としたアスベスト含有建材に係る	

	各省の見解	30
表Ⅱ-1-(1)-⑨	学校施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査要領(抜粋)	31
表Ⅱ-1-(1)-⑩	吹付けアスベスト及び吹付けロックウール以外のアスベスト含有 建材の使用状況等	31
表Ⅱ-1-(1)-⑪	調査対象県市における使用実態調査の調査対象としたアスベスト含有 建材の種類	32
表Ⅱ-1-(1)-⑫	地方公共団体施設における吹付けパーミキュライト及び吹付け パーライトの使用状況について自主的に調査を行った4県市に おける調査結果	32
表Ⅱ-1-(1)-⑬	当省が調査した建築物における吹付けアスベスト及び吹付け ロックウール以外のアスベスト含有建材の使用状況等	33
事例Ⅱ-1-(1)-⑤	使用されている吹付けパーミキュライトや吹付けパーライトが 劣化し損傷・欠損している例	33
表Ⅱ-1-(1)-⑭	吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性(抜粋)	34
(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況		
表Ⅱ-1-(2)-①	独立行政法人等の建築物についての国土交通省事務連絡(抜粋)	34
表Ⅱ-1-(2)-②	当省が調査した都道府県等における特殊法人等が所有する建築物 に対する調査の実施状況	34
事例Ⅱ-1-(2)-①	民間建築物調査において調査対象とされていない郵便局において、 当省の調査により吹付けロックウールの使用が判明した例	35
表Ⅱ-1-(2)-③	当省が調査した都道府県等における民間建築物の把握方法	35
事例Ⅱ-1-(2)-②	民間建築物調査で分譲集合住宅(マンション)が未調査となっ ている例	36
事例Ⅱ-1-(2)-③	民間建築物調査において対象建築物の種類を限定して調査して いる例	37
事例Ⅱ-1-(2)-④	使用されていない民間建築物の実態把握が必要な例	39
(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況		
表Ⅱ-1-(3)-①	建築物のうち棟や室の一部を調査していないもの	40
事例Ⅱ-1-(3)-①	建築物全体における使用状況を十分確認していない例	40
表Ⅱ-1-(3)-②	アスベストが含有されている可能性がある調査対象建材の把握 漏れがあるもの	41
事例Ⅱ-1-(3)-②	アスベストが含有されている可能性がある調査対象建材が把握 漏れとなっている例	41
表Ⅱ-1-(3)-③	国土交通省が都道府県等に対し、エレベータの昇降路内の アスベスト含有建材にも留意するよう指示した事務連絡(抜粋)	42
表Ⅱ-1-(3)-④	当省が調査した建築物におけるエレベータの昇降路内の建材の 調査状況等	43
事例Ⅱ-1-(3)-③	エレベータの昇降路内にアスベスト含有建材が使用されている例	43

表Ⅱ-1-参考①	全熱交換器のアスベスト使用の可能性等及び専門家の見解	44
表Ⅱ-1-参考②	全熱交換器におけるアスベスト使用の有無を確認することが望ましいもの	44

2 ばく露防止対策等の適切な実施

(1) ばく露防止対策の実施状況

表Ⅱ-2-(1)-①	石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号） （抜粋）	52
表Ⅱ-2-(1)-②	アスベスト使用建築物に対する各省の方針	52
表Ⅱ-2-(1)-③	民間の専門機関の技術指針（抜粋）	55
表Ⅱ-2-(1)-④	アスベスト改修型事業の概要	58
表Ⅱ-2-(1)-⑤	吹付けアスベスト等が劣化し、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるにもかかわらず、ばく露防止対策が講じられていないもの	59
事例Ⅱ-2-(1)	劣化があり、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるにもかかわらず、ばく露防止対策が講じられていない例	59
表Ⅱ-2-(1)-⑥	空気中におけるアスベスト粉じんの濃度の基準	64
表Ⅱ-2-(1)-⑦	建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究に係る報告書（抜粋）	64
表Ⅱ-2-(1)-⑧	アスベスト除去等の支援措置の創設状況（平成19年9月現在）	65

(2) 吹付けアスベスト等の管理状況

表Ⅱ-2-(2)-①	定期的観察に関する各省の指導状況（各通知からの抜粋）	65
表Ⅱ-2-(2)-②	国土交通省（国の建築物調査担当部局）が、国の建築物調査において、各府省に定期的に確認する際の頻度について挙げた例	66
表Ⅱ-2-(2)-③	当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものについて、定期的観察を行っていないもの	67
事例Ⅱ-2-(2)-①	当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものについて、定期的観察を行っていない例	67
表Ⅱ-2-(2)-④	定期的観察の実施が求められていない地方公共団体施設調査における、都道府県等の定期的観察の実施状況	68
表Ⅱ-2-(2)-⑤	使用実態調査結果等の所有者等における保存に関する各省の指導状況（各通知からの抜粋）	68
表Ⅱ-2-(2)-⑥	使用実態調査結果等を保存していないもの	69
事例Ⅱ-2-(2)-②	使用実態調査の結果を保存していない例	69
事例Ⅱ-2-(2)-③	工事の記録を保存していない例	70

3 届出情報及び使用実態調査結果の活用

表Ⅱ-3-①	労働局に対し建築物の解体等に係る情報の入手を求めた厚生労働省の通知（抜粋）	73
表Ⅱ-3-②	使用実態調査結果の入手等に関する厚生労働省、国土交通省の通知（各通知からの抜粋）	73

図Ⅱ-3	アスベストが使用されている建築物等の解体工事等に係る関係法令等	74
表Ⅱ-3-③	調査対象労働局・監督署における建設リサイクル法に基づく届出 情報の入手状況	75
表Ⅱ-3-④	調査対象労働局における国土交通省が実施した民間建築物調査結果 の入手状況	76

4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

表Ⅱ-4-①	廃石綿等の排出事業者に対する規制	81
表Ⅱ-4-②	廃石綿等の排出事業者に対する規制の具体的内容	82
表Ⅱ-4-③	都道府県等が行う立入検査に係る法律、通知等	84
表Ⅱ-4-④	「廃石綿等処理マニュアル（暫定）」（平成17年8月環境省大臣 官房廃棄物・リサイクル対策部）の項目	85
表Ⅱ-4-⑤	立入検査表の作成等を指示した通知の内容（抜粋）	86
表Ⅱ-4-⑥	調査対象県市における立入検査表の作成状況	89
表Ⅱ-4-⑦	調査対象県市における立入検査表の検査項目の設定状況	90
表Ⅱ-4-⑧	「吹付けアスベスト等飛散性のアスベスト廃棄物の処理状況等に ついて」（抜粋）	91
表Ⅱ-4-⑨	帳簿作成の必要性（抜粋）	91
表Ⅱ-4-⑩	「帳簿の備付け」に係る解釈（抜粋）	92
事例Ⅱ-4-①	管理票のみを整理して帳簿とみなしており、帳簿の必要記載事項を 排出事業者が確認できていない例	92
表Ⅱ-4-⑪	事前の文書通知の必要性（抜粋）	93
事例Ⅱ-4-②	排出事業者が、環境省令で定める事項を口頭で通知するのみで、 「事前の文書通知」が未実施となっているなどの例	93
事例Ⅱ-4-③	管理票の法定記載事項を記載しないまま交付していた例	93

第1 調査の目的等

1 目的

この調査は、アスベストによる健康被害の拡大の防止に資する観点から、アスベストの使用実態調査の実施状況、実態把握後のばく露防止対策等の実施状況、廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の実施状況等を調査し、関係行政の改善に資するため実施したものである。

2 対象機関

(1) 調査対象機関

内閣府、宮内庁、国家公安委員会（警察庁）、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省

(2) 関連調査等対象機関

都道府県（15）、市町村、関係団体 等

3 担当部局

行政評価局

管区行政評価局 全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国、九州）

四国行政評価支局

4 調査実施時期

平成18年8月～19年12月

第2 アスベストを取り巻く動向

アスベストを取り巻く動向	説明図表番号
<p>1 アスベストの特性、種類等</p> <p>アスベスト（石綿）は、クリソタイル（白石綿）、アモサイト（茶石綿）、クロシドライト（青石綿）等の6種類の鉱物のうち繊維状のものゝ総称で、糸や布に加工できる紡織繊維性、約450℃まで安定している耐熱性、酸などの薬品にも腐食しない耐薬品性のほか、防音性などの様々な優れた性質を有しているため、建築材料や数多くの工業製品等に使用されてきた。</p> <p>一方で、アスベストの有害性については、従来から石綿肺（じん肺の一種）の原因物質として知られてきた。その後、発がん性も確認され、アスベストを吸引した場合、肺がん、中皮腫（肺を取り囲む胸膜や、肝臓や胃などの臓器を囲む腹膜等にできる悪性腫瘍）などの健康被害を生ずるおそれがあるとされている。</p>	<p>表 I-1-①</p> <p>表 I-1-②</p> <p>表 I-1-③</p>
<p>2 建築物で使用されているアスベスト建材</p> <p>我が国のアスベストの需要は輸入により賄われていた。その輸入量は、昭和49年の約35万tがピークであり、以後平成2年までの間は年間約30万t前後で推移してきたが、後述3のとおり特定化学物質障害予防規則（昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。）の累次の改正、7年及び15年の労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）の改正並びに17年2月の石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）の制定により、アスベスト含有建材等の製造・使用、吹付け作業に関する規制が強化されてきたことから、その後は減少し、17年9月以降は輸入されていない。</p> <p>記録が残っている昭和5年から平成17年までの76年間のアスベストの総輸入量は、約982万tであり、そのうちの約9割は建材に使用されている。これらは、おおむね、①耐火用や断熱用として鉄骨や壁に直接吹き付けて使用される吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けパーミキュライト（ひる石）、吹付けパーライトなどの吹付け材、②ボイラーなどの熱を発生する配管に巻きつけて使用される保温材等、③家屋の内外装に使用される成形板等のその他石綿含有建材の3種類となっている。アスベストを含有する吹付け材が使用されている建築物の多くは築後30年程度を経過し、今後建材の劣化・損傷や解体の増加が見込まれることから、その際に発生するアスベスト粉じんによる健康被害のおそれが懸念されている。</p>	<p>図 I-2-①</p> <p>図 I-2-②</p>
<p>3 アスベスト製品の製造等に係る規制の概要</p> <p>アスベストについては、従来、アスベストを取り扱う労働者の安全を確保する観点から規制が行われてきた。</p> <p>吹付け作業については、特化則の改正により、昭和50年にアスベスト含有率5%を超えるアスベスト製剤の吹付け作業が原則禁止され、平成7年には、含有率1%を超えるものの吹付け作業が原則として禁止された。</p> <p>また、製造、輸入、譲渡、提供又は使用（以下「製造・使用等」という。）については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第55条及び労働安全衛生法施行令第16条の規定に基づき規制されており、平成7年に同令が改正され、有害性の高いアモサイト及びクロシドライト並びにこれらをその重量の1%を超えて含有する製剤その他の物の製造・使用等が禁止された。さらに、平成15年10月労働安全衛生法施行令が改正され、16年10月より、石綿（アモサイト及びクロシドライト</p>	<p>表 I-3</p>

アスベストを取り巻く動向	説明図表番号
<p>を除く。)をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒等10品目の製品の製造・使用等が禁止された。</p> <p>また、アスベストを含有する建材を使用した建築物等の解体等の作業が今後増加することが予想され、これらの作業については、事業者が講ずべき措置の内容が特化則に定める他の化学物質に係るものと大きく異なること等から、解体等の作業におけるアスベストへのばく露防止対策等の徹底を図るため、平成17年、特化則の規定からアスベストに係る措置が分離され、新たに建築物に吹き付けられたアスベスト等の適切な管理に係る事業者等の講ずべき措置等が加えられ、石綿則が制定された。</p> <p>これによりそれまで特化則において規定されていたアスベストの除去に係る措置等に加え、石綿則第10条の規定において、建築物に吹き付けられた石綿等（以下「吹付けアスベスト等」という。）が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにはく露するおそれ（以下「飛散・ばく露のおそれ」という。）があるときは、事業者等は、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等（以下「除去等」という。）の措置を講じなければならないとされたほか、アスベスト含有率1%を超えるアスベスト製剤の吹付け作業が禁止された。</p>	
<p>4 国のアスベスト対策の最近の取組 （アスベスト問題発生の経緯）</p> <p>平成17年6月29日、大手機械メーカーが、アスベストを含む水道管を製造していた自社工場の従業員等が肺がんや中皮腫を発病し、昭和53年から平成16年までの間に75人が死亡していたことを公表した。</p> <p>この報道を発端として、全国のアスベスト関連業者において、アスベストが原因とみられる死亡従業員数が公にされ、さらに、工場の周辺住民にも死亡者が発生していることが明らかになったことから、アスベストによる健康被害の問題が一気に社会問題化した。</p>	表 I-4-①
<p>（アスベスト問題に関する国の当面の対応）</p> <p>国は、上記のアスベスト問題の発生を受け、関係省庁間で情報の共有とアスベスト対策を連携して行うため、平成17年7月1日、アスベスト問題に関する関係省庁会議を設置した。</p> <p>さらに、国は、平成17年7月29日、アスベスト問題に関する関係閣僚による会合（以下「関係閣僚会合」という。）を開催し、「アスベスト問題への当面の対応」（平成17年7月29日関係閣僚会合。以下「当面の対応方針」という。）を取りまとめた。</p>	表 I-4-② 表 I-4-③
<p>「当面の対応方針」においては、①対応策として、i) 今後の被害を拡大しないための対応、ii) 国民の有する不安への対応、iii) 過去の被害に対する対応及びiv) 政府の過去の対応の検証を行うこと、②実態把握の強化として、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施及びその早期公表などを行うこと、さらに、引き続き各省が緊密に連携し、スピード感をもって対策を実施していくとともに、国民に対する情報提供に努めることとされている。</p> <p>このうち、吹付けアスベスト使用実態調査等の実施・早期公表については、「公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。」とされ、民間建築物、公共住宅、国の機関の建築物、学校施設等、病院、社会福祉施設等及びその他の公共建築物</p>	表 I-4-④

アスベストを取り巻く動向	説明図表番号
<p>の計7種類の調査が列举されている。</p> <p>(アスベスト問題に対する国の総合対策)</p> <p>石綿による健康被害の救済に関する法律案及び関連する法的措置や平成18年度予算案等の内容が固まったことを踏まえ、国は、17年12月27日、関係閣僚会合を開催し、「アスベスト問題に係る総合対策」(以下「総合対策」という。)を取りまとめ、i) 隙間のない健康被害者の救済として、石綿による健康被害の救済に関する法律案を平成18年の通常国会の冒頭に提出する、ii) 今後の被害を未然に防止するための対応として、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制することを内容とする建築基準法等の改正法律案を平成18年の通常国会の冒頭に提出する、アスベストの全面禁止を前倒しして、関係法令の整備を行い平成18年度中に措置する、iii) 国民の有する不安への対応として、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行うなどとした。</p> <p>その結果、平成18年2月、石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号)が制定されたほか、建築基準法(昭和25年法律第201号)等の関係法律が改正され、アスベストの飛散・ばく露防止のための規制が強化された。</p> <p>さらに、平成18年8月、労働安全衛生法施行令が改正され、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物の製造・使用等が禁止された。</p> <p>なお、労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令(平成18年政令第257号)附則第2条において、経過措置として、現に使用されているものについては、引き続き使用されている間は、労働安全衛生法第55条の製造・使用等の禁止の規定は適用しないこととされ、また、同改正政令附則第3条において、代替化が困難な一部の製品等については、当分の間、同法第55条の規定は適用しないこととされている。</p>	<p>表 I-4-⑤</p>

表 I-1-① 「石綿の使用における安全に関する条約」におけるアスベストの定義

「石綿」とは、蛇紋石族の造岩鉱物に属する繊維状のけい酸塩鉱物、すなわち、クリソタイル（白石綿）及び角閃石（せんせき）族の造岩鉱物に属する繊維状のけい酸塩鉱物、すなわち、アクチノライト、アモサイト（茶石綿又はカミングトン・グリュール閃石（せんせき））、アンソフィライト、クロシドライト（青石綿）、トレモライト又はこれらの一若しくは二以上を含有する混合物をいう。

- (注) 1 ILO(国際労働機関)の石綿の使用における安全に関する条約(条約第162号。昭和61年6月24日第72回総会で採択。平成元年6月16日条約発効。我が国は、平成17年7月15日国会承認、同年8月11日公布及び告示(条約第11号及び外務省告示第775号)、18年8月11日効力発生)の第2条を抜粋した。
2 我が国には、石綿(アスベスト)を定義した法律はない。

表 I-1-② 我が国におけるアスベストの使用分野及び主な使用場所 (単位：%)

使用分野	使用割合	使用場所
建造物材料	92.0	耐火壁、天井、間仕切り壁、外壁等
自動車	3.6	ブレーキライニング、クラッチフェーシング等
運輸	2.1	陸・海運施設、輸送設備、船舶、車両等
産業機械	0.7	建設機械、クレーン、土木建設機械、工作機械等
化学設備	0.5	耐熱、耐薬品性のシールを要する化学設備等
一般民生用	0.1以下	ボイラー、煙突、耐火壁等
その他	0.9	

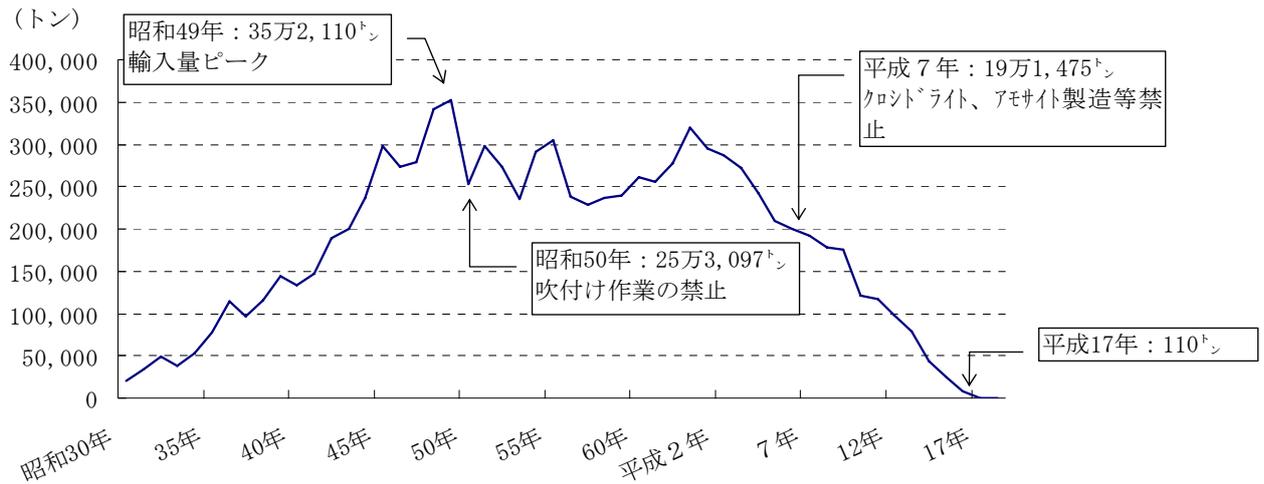
- (注) 1 「既存建築物における石綿使用の事前診断監理指針」(平成17年10月31日(社)日本石綿協会発行)に基づき、当省が作成した。
2 平成7年の状況である。

表 I-1-③ アスベストを原因とする疾病

疾病の種類	説明
石綿肺	肺線維症(じん肺)という病気の一つ。アスベストのばく露によって起きた肺線維症を特に石綿肺と呼んでいる。職業上アスベスト粉じんを10年以上吸入した労働者に起こるといわれており、潜伏期間は15~20年といわれている。アスベストばく露がなくなった後でも進行する場合がある。
肺がん	アスベストが肺がんを起すメカニズムはまだ十分に解明されていないが、肺細胞に取り込まれたアスベスト繊維の物理的刺激によりがんが発生するとされている。アスベストばく露から肺がん発症までに15~40年の潜伏期間があり、ばく露量が多いほど肺がんの発生が多い。
中皮腫	肺を取り囲む胸膜、腹部臓器を囲む腹膜等にできる悪性の腫瘍。若い時期にアスベストを吸い込んだ人の方が悪性中皮種になりやすいことが知られている。潜伏期間は20~50年(およそ40年に発症のピークがある)といわれている。最初の症状は、悪性胸膜中皮腫では息切れや胸痛が多く、悪性腹膜中皮腫では腹部膨満感や腹痛等で気付くことが多く、治療法は手術療法、抗がん剤治療などがあるが、予後は不良といわれる。
良性石綿胸水(石綿胸膜炎)	アスベストによる胸膜炎のこと。胸膜腔内に浸出液が生じるもので、半数近くは自覚症状が無く、症状がある場合はせき、呼吸困難の頻度が高いといわれている。
びまん性胸膜肥厚	アスベストによる胸膜炎が発症すると、それに引き続き胸膜が癒着して広範囲に硬くなり、肺のふくらみを障害し呼吸困難を来す。

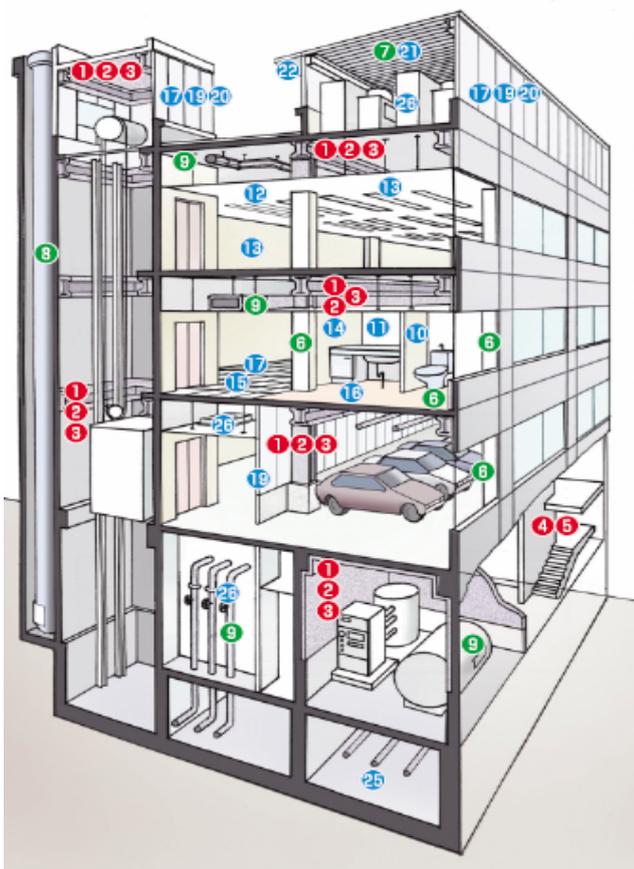
- (注) 「アスベストQ&A」(平成18年3月東京都作成)に基づき、当省が作成した。

図 I-2-① アスベストの輸入量推移



(注) 1 財務省輸入統計に基づき、当省が作成した。
2 平成17年9月以降、輸入実績はない。

図 I-2-② 建築物におけるアスベスト建材の種類別の主な使用箇所



No.	建材の種類	使用部位・用途
1	吹付けアスベスト	
2	吹付けロックウール (乾式・半乾式)	天井、鉄骨の耐火被覆、エレベータシャフト・機械室の断熱・吸音材
	吹付けロックウール (湿式)	
3	吹付けパーライト	
4	吹付けバーミキュライト (ひる石)	
5	吹付けパーライト	内装材の天井梁型、吸音、仕上げ材
6	けい酸カルシウム板第二種	鉄骨の柱・梁の耐火被覆・断熱材
	屋根用折板裏打ち断熱材	屋根用断熱材
	煙突用断熱材	煙突内壁
7	アスベスト保温材	配管、ボイラーの保温、断熱
8	アスベスト保温材	
9	フレキシブルボード	壁、天井等の内装材
	けい酸カルシウム板第一種	
	ロックウール吸音板	
	石膏ボード	
	けい酸カルシウム板第一種	耐火間仕切り
	ビニル床タイル	床材
	フロアシート	
	押出成形品	外壁、軒天等の外壁材
	窯業系サイディング	
	押出成形セメント板	
フレキシブルボード		
スレート波板		
けい酸カルシウム板第一種		
住宅用化粧スレート	屋根材	
アスベストセメント円筒	煙突材	
耐火二層壁	排水管などの設備配管	
ガスケット・パッキン	設備機器部品	

(注) 「目で見えるアスベスト建材」(平成18年4月国土交通省作成)による。

表 I-3 アスベストの製造等に関する規制の主な改正等の状況

規制の区分	改正等の時期	根拠法令等	規制の内容
製造の禁止	平成7年1月25日改正 (同年4月1日施行)	労働安全衛生法施行令	アモサイト及びクロシドライトの製造等の禁止 (第16条第1項第4、5号、第18条第2号の2)
	15年10月16日改正 (16年10月1日施行)	労働安全衛生法施行令	石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の1%を超えて含有する石綿セメント円筒、ブレーキ、クラッチ等の石綿含有製品の製造等の禁止 (第16条第1項第9号、別表第8条の2) (注) ジョイントシート・シール材、耐熱・電気絶縁板等の製品は対象外
	18年8月2日改正 (同年9月1日施行)	労働安全衛生法施行令	すべての石綿の製造等の禁止（代替化が困難な一部の製品を除く。） また、石綿製品については、石綿の含有量が重量の0.1%超のものの製造等禁止（第16条）
吹付け作業の禁止	昭和50年9月30日改正 (同年10月1日施行)	特定化学物質等障害予防規則	石綿及石綿の含有量が重量の5%超の石綿製品の吹付け作業の原則禁止 (第38条の7、第38条の8) (注) 送気マスク等の着用の措置を講じた場合は可
	平成7年1月25日改正 (同年4月1日施行)	特定化学物質等障害予防規則	石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）及び石綿の含有量が重量の1%超の石綿製品（アモサイト及びクロシドライトを除く。）の吹付け作業の原則禁止 (第38条の7) (注) 1 アモサイト及びクロシドライトは、同時に改正された労働安全衛生法施行令において、製造等が禁止されているため、石綿及び石綿製品の定義から除外されている。 2 送気マスク等の着用の措置を講じた場合は可
	17年2月24日制定 (同年7月1日施行)	石綿障害予防規則	吹付け作業の禁止 (第11条) (注) 送気マスク等の着用の措置を講じた場合は、吹付け作業が可能であったが、その条件を廃止したもの
建築物に吹き付けられたアスベストの管理	平成17年2月24日制定 (同年7月1日施行)	石綿障害予防規則	事業者は、劣化等により、労働者が粉じんにはばく露するおそれがあるときは、除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じる必要 (第10条)

(注) 関係法令に基づき、当省が作成した。

表 I-4-① 平成17年におけるアスベスト問題の発生の経緯等

○ 平成17年6月29日、大阪市の大手機械メーカー(株)クボタは、アスベスト水道管を製造していた兵庫県尼崎市の旧神崎工場の従業員が、昭和53年から平成16年までの間にアスベストを原因とする疾患で75人が死亡（うち、42人は中皮腫が原因）していたこと、工場の周辺住民においても中皮腫患者が発生していることなどを公表
○ 同年7月1日以降7月6日までの間に、太平洋セメント(株)、ニチアス(株)、(株)エーアンドエーマテリアル、宇部ボード(株)、日本インシュレーション、三菱マテリアル(株)、旭硝子(株)及びノザワ(株)が、アスベスト製品の工場の従業員がアスベストを原因とする疾患で死亡していたことを公表
○ その後も、日本バルカー工業(株)及び曙ブレーキ工業(株)が7月6日、石川島播磨重工業(株)、三菱重工業(株)及び関西電力(株)が7月13日に同様の公表を行うなど、製造企業がアスベストによる従業員の健康被害状況を公表

(注) 企業の公表資料等に基づき、当省が作成した。

表 I-4-② 関係閣僚会合の開催状況

開催回	開催年月日	主な協議事項
第1回	平成17年 7月29日	・ 当面の対応方針について
第2回	8月26日	・ 当面の対応方針の改訂について ・ アスベスト問題に対する各省の過去の対応状況について
第3回	9月29日	・ 当面の対応方針の再改訂について
第4回	11月29日	・ 石綿被害者救済法の制定について ・ アスベスト使用建築物実態調査の結果について
第5回	12月27日	・ 総合対策について ・ 石綿被害者救済法の制定について
第6回	平成18年 9月8日	・ 石綿健康被害救済法の運用状況等について ・ 石綿の製造等の全面禁止について ・ 各府省庁におけるアスベスト除去等の取組状況について ・ アスベスト対策関係平成19年度概算要求について
参加閣僚	内閣官房長官、防衛庁長官（当時）、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣	

(注) 1 関係閣僚会合資料に基づき、当省が作成した。

2 参加閣僚は、開催時期によって異なる。本表に記載した参加閣僚は、第5回関係閣僚会合の参加者である。

表 I-4-③ 当面の対応方針（平成17年7月29日策定）の概要

対応策	被害の拡大防止	○建築物の解体時の飛散予防措置 ○製造・新規使用等の早期の全面禁止 ○学校等におけるばく露防止対策
	国民の不安への対応	○健康被害の状況の国民への情報提供 ○健康相談窓口の開設 ○国民の不安・疑問に応えるQ&Aの公表
	過去の被害への対応	○労災補償制度等の周知 ○労災補償を受けずに死亡した労働者、家族、周辺住民の被害への対応につき検討
	過去の対応の検証	○政府の過去の対応について検証
実態把握の強化	○建築物の吹付けアスベストの使用実態調査 ○製造工場周辺における大気中濃度の実測調査 ○事業場への立入調査 ○中皮腫、発がんのリスクに関する研究 等	

(注) 1 当面の対応方針に基づき、当省が作成した。本報告書に關係する部分は、ゴシック体で示した。

2 当面の対応方針は、平成17年7月29日に策定された後、同年8月26日及び9月29日に改定されている。

表 I-4-④ 当面の対応方針における建築物の使用実態調査に係る方針（抜粋）

<p>○ <u>アスベスト問題への当面の対応</u>（平成17年7月29日アスベスト問題に関する関係閣僚による会合）</p> <p><u>公共住宅、学校施設等、病院、その他公共建築物、民間建築物における吹付けアスベストの使用実態等について、調査を実施し、早期に公表する。</u></p> <p>調査結果については、解体作業への指導等に有効に活用するため、各地方公共団体において関係部局で情報共有に努める。</p> <p>なお、調査によりアスベスト使用が明らかになった建築物については、飛散防止のための措置の状況等（除去された吹付けアスベストの処理状況を含む）のフォローアップを行う。</p> <p>ア 民間建築物、公共住宅等（国土交通省）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 7月7日以降、順次都道府県等を通じ調査を開始した。（9月29日に中間調査結果を公表） <p>イ 国の機関の建築物（各府省（国土交通省とりまとめ））</p> <ul style="list-style-type: none">・ 7月29日、各府省において調査を開始した。（9月29日に調査結果公表） <p>ウ 学校施設等、病院・社会福祉施設等（文部科学省、厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 学校施設等につき、調査を開始した。（7月29日、都道府県教育委員会等に対し通知。11月までに調査結果公表。9月29日、中間報告の結果を公表）・ 病院・社会福祉施設等につき調査を開始した。（8月1日、都道府県等に対し通知。11月までに調査結果公表） <p>エ その他の公共建築物（関係省庁）</p> <ul style="list-style-type: none">・ 地方公共団体所有の施設における使用実態調査を実施する。（8月10日以降、調査を実施。11月までに調査結果公表）
--

（注） 1 当面の対応方針（平成17年9月29日再改訂）から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表 I-4-⑤ 「アスベスト問題に係る総合対策」（平成17年12月27日策定）の概要

隙間のない健康被害者の救済	救済新法の制定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「石綿による健康被害の救済に関する法律案」（仮称）を、平成18年の通常国会の冒頭に提出 ○ 法案成立後は速やかに施行
	労災補償制度の周知徹底等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 労災補償給付の認定基準を平成17年度中に改正 ○ 労災補償制度の周知徹底
	研究の推進等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 中皮腫抗がん剤「ペメトレキセド」の早期承認等
今後の被害を未然に防止するための対応	既存施設におけるアスベストの除去等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体等による除去等に対する支援 ○ 国家機関の建築物等について除去を実施 ○ 民間建築物等で多数の者が利用するものについて、アスベストの除去等に対する支援措置を新設 ○ アスベストの使用が明らかになった建築物について、飛散防止の措置状況等のフォローアップ ○ 増改築時における除去等の義務付け、飛散防止対策についての立入調査等を行うことができるよう、建築物における吹付けアスベスト等の使用を規制する内容の建築基準法改正
	解体時等の飛散・ばく露防止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飛散防止のための規制の拡充 ○ 石綿障害予防規則等の周知・指導
	アスベスト廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ○ アスベスト廃棄物の無害化処理推進 ○ 廃アスベスト適正処理の規制強化
	アスベスト早期全面禁止	<ul style="list-style-type: none"> ○ 例外的に使用されるアスベスト含有製品の早期代替化を促進 ○ 全面禁止を前倒しし、平成18年度中に措置
国民の有する不安への対応	実態把握・国民への情報提供	<ul style="list-style-type: none"> ○ 解体現場周辺等の大気中濃度測定を引き続き実施 ○ 建築物室内アスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究 ○ 健康被害に関する実態調査の実施
	健康相談等の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の健康相談への対応 ○ 健康管理手帳の交付要件等の見直し ○ アスベスト関連作業に従事した退職者への健康診断の実施 ○ 一般住民の健康管理の促進

(注) 総合対策に基づき、当省が作成した。本報告書に係る部分は、ゴシック体で示した。

第3 調査の結果

1 使用実態把握の充実等

勸 告	説明図表番号																												
<p>【制度の概要】 前述第2の4のとおり、関係各省が「当面の対応方針」に基づき実施した使用実態調査（以下「使用実態調査」という。）は、「当面の対応方針」において早期に公表するとされたことから、平成17年7月に関係各省により調査が開始され、同年9月から11月にかけて調査結果が公表された。</p> <p>「総合対策」では、使用実態調査の結果を踏まえ、「今後の被害を未然に防止するための対応」の具体的な方策として、アスベストの除去等に対する支援、アスベストの使用が明らかになった建築物についての飛散防止措置の実施状況等のフォローアップを行うこととされた。</p> <p>このように、使用実態調査は、アスベストの飛散・ばく露防止対策を実施するための基礎資料となっている。</p> <p>【調査結果】 今回、当省が「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く次表の6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県における実施状況を調査した結果、次のとおり、調査対象とする建築物の面積、調査対象とするアスベスト含有建材の種類等について、使用実態の把握の充実を図る余地がみられ、また、調査すべき建築物が調査されていないなどの状況がみられた。</p>	<p>表Ⅱ-1</p> <p>表Ⅰ-4-⑤</p>																												
<p>表 当省が調査した使用実態調査の概要</p>																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>調査対象建築物</th> <th>使用実態調査の名称</th> <th>調査数</th> <th>所管省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地方公共団体が所有するすべての建築物</td> <td>地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト使用実態調査(地方公共団体施設調査)</td> <td>400,083 か所</td> <td>総務省</td> </tr> <tr> <td>国公立学校、公立社会教育施設、文部科学省所管の独立行政法人、認可法人等</td> <td>学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査(学校施設等調査)</td> <td>151,925 機関</td> <td>文部科学省</td> </tr> <tr> <td>大学病院を除くすべての病院</td> <td>病院における吹付けアスベスト等使用実態調査(病院調査) (注) 大学病院は文部科学省の「学校施設等調査」において調査。</td> <td>7,809 病院</td> <td>厚生労働省</td> </tr> <tr> <td>保護施設、知的障害者入所更正施設、保育所等</td> <td>社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査(社会福祉施設等調査)</td> <td>90,229 施設</td> <td></td> </tr> <tr> <td>民間建築物のうち大規模(おおむね1,000㎡以上)なもの</td> <td>民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(民間建築物調査)</td> <td>210,809 棟</td> <td>国土交通省</td> </tr> <tr> <td>すべての国の機関の建築物</td> <td>国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査(国の建築物調査)</td> <td>84,215 棟</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	調査対象建築物	使用実態調査の名称	調査数	所管省	地方公共団体が所有するすべての建築物	地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト使用実態調査(地方公共団体施設調査)	400,083 か所	総務省	国公立学校、公立社会教育施設、文部科学省所管の独立行政法人、認可法人等	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査(学校施設等調査)	151,925 機関	文部科学省	大学病院を除くすべての病院	病院における吹付けアスベスト等使用実態調査(病院調査) (注) 大学病院は文部科学省の「学校施設等調査」において調査。	7,809 病院	厚生労働省	保護施設、知的障害者入所更正施設、保育所等	社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査(社会福祉施設等調査)	90,229 施設		民間建築物のうち大規模(おおむね1,000㎡以上)なもの	民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(民間建築物調査)	210,809 棟	国土交通省	すべての国の機関の建築物	国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査(国の建築物調査)	84,215 棟		
調査対象建築物	使用実態調査の名称	調査数	所管省																										
地方公共団体が所有するすべての建築物	地方公共団体が所有する施設におけるアスベスト使用実態調査(地方公共団体施設調査)	400,083 か所	総務省																										
国公立学校、公立社会教育施設、文部科学省所管の独立行政法人、認可法人等	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査(学校施設等調査)	151,925 機関	文部科学省																										
大学病院を除くすべての病院	病院における吹付けアスベスト等使用実態調査(病院調査) (注) 大学病院は文部科学省の「学校施設等調査」において調査。	7,809 病院	厚生労働省																										
保護施設、知的障害者入所更正施設、保育所等	社会福祉施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査(社会福祉施設等調査)	90,229 施設																											
民間建築物のうち大規模(おおむね1,000㎡以上)なもの	民間建築物における吹付けアスベストに関する調査(民間建築物調査)	210,809 棟	国土交通省																										
すべての国の機関の建築物	国家機関の建築物における吹付けアスベスト等に関する調査(国の建築物調査)	84,215 棟																											
<p>(注) 関係各省の資料に基づき、当省が作成した。</p>																													

勸 告	説明図表番号
<p>(1) 使用実態調査における調査対象範囲の設定状況</p> <p>ア 調査対象建築物の面積 (調査対象建築物の面積の設定状況)</p> <p>国土交通省が所管する民間建築物調査は、調査対象建築物を床面積がおおむね1,000㎡以上の大規模な建築物としている。その調査対象建築物数は、約25万棟であるが、民間建築物の数については、平成17年12月に社会資本整備審議会建築分科会がまとめた「建築物における今後のアスベスト対策について(建議)」(以下「建築分科会建議」という。)によれば、1,000㎡未満の小規模な民間建築物を含めると約200万棟(平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数)であると推定されている。</p> <p>なお、民間建築物調査は、約25万棟を対象として調査が実施され、約21万棟の建築物の所有者又は管理者(以下「所有者等」という。)から回答があり、そのうち約1万5,000棟(7.5%)でアスベストの使用が判明している。また、同調査は、平成19年2月に、フォローアップが行われている。</p> <p>国土交通省は、床面積がおおむね1,000㎡以上の建築物を調査対象とした理由について、①民間建築物はその数が多いため、実態調査の迅速な実施や、調査を行う都道府県等や建築物の所有者等の負担などを考慮して、対象範囲を限定することが適当とみられたこと、②建築基準法第12条に基づき、特殊建築物(劇場、ホテル、スーパー、共同住宅等)の所有者等は、構造、建築設備等について損傷、腐食等の状況を都道府県等に定期的に報告することが必要とされているが、その多くが1,000㎡以上の規模であり、対象建築物の把握が容易であると考えられたこと、③調査当時、アスベストの分析機関に建築物の所有者等からの分析依頼が殺到し、結果が得られるまで長期間を要している状況がみられたため、これ以上分析依頼が殺到し混乱しないように、調査対象とする民間建築物の範囲を限定することが適当とみられたことなどを挙げている。</p> <p>(床面積1,000㎡未満の建築物におけるアスベストの使用状況)</p> <p>このような中、当省が民間建築物調査の実施状況について調査した15都道府県及び25市区(以下都道府県及び市区を「縣市」という。)のうち11縣市は、住民の健康と安全を確保する観点から、床面積にかかわらずできるだけ幅広く調査を実施することが必要であるとして、不特定多数が利用する500㎡以上の建築物(旅館・ホテル・店舗等)にまで調査対象建築物の範囲を拡大している。この結果、11縣市を合わせて1,000㎡未満の9,949施設についても調査が行われ、394施設(4.0%)においてアスベストが使用されていることが確認されている。</p> <p>調査対象とする建築物の規模については、建築分科会建議において、吹付けアスベスト等の使用実態の把握を推進するため、今後、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要であり、具体的には、小規模な建築物(1,000㎡未満のもの)における吹付けアスベストの使用状況についても調査を行うべきであるとされている。</p> <p>このようなことから、当省が、上記の40縣市のうち床面積1,000㎡未満の建築物を調査対象としていない29縣市において、不特定多数が利用する1,000㎡未満の42施設(旅館、ホテル、スーパー、診療所等)について、アスベストの使用状況を調査したところ、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が天井等に使用されているものが7施設(16.7%)みられた。このうち、5施設の建築物の所有者等は、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されていることを承知</p>	<p>表Ⅱ-1-(1)-①</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-②</p> <p>表Ⅱ-1(再掲)</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-③</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-④</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-⑤</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-②</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-⑥</p> <p>事例Ⅱ-1-(1)-①</p> <p>事例Ⅱ-1-(1)-②</p>

勧 告	説明図表番号
<p>しておらず、これらの施設の中には、天井の吹付け材の一部が劣化し床に落下しているものもみられた。</p> <p>なお、国土交通省は、建築基準法第12条に基づく特殊建築物の定期報告について、平成18年9月に建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第5条を改正し、アスベストを添加した建築建材の使用の有無についても新たに報告させることとし、都道府県に対し、「石綿による健康等に係る被害の防止のための大気汚染防止法等の一部を改正する法律等の施行について（技術的助言）」（平成18年10月1日付け国土交通省住宅局長通知）により、定期報告の対象用途、規模等の見直し、所有者等への周知徹底等を行い、定期報告制度の積極的な運用に努めるよう通知している。なお、報告させる特殊建築物は都道府県等が指定することとされているため、都道府県等によりその種類や規模が異なり、また、その報告率(全国平均)は、平成14年度に57%、18年度には62%となっている。</p>	<p>表Ⅱ-1-(1)-③(再掲)</p>
<p>イ 調査対象建築物の施工時期 (調査対象建築物の施工時期の設定状況)</p> <p>当省が調査した使用実態調査において調査対象とした建築物の施工時期をみると、国の建築物調査は、施工時期を限定しておらず、また、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査は、平成8年度以前に施工された建築物を対象としている。</p> <p>一方、国土交通省が所管する民間建築物調査は、昭和31年頃から平成元年までに施工された建築物を対象としている。その理由として、国土交通省は、①アスベスト製造事業者や関係団体等から聴取した結果によると、アスベスト含有吹付けロックウールの一部が平成元年まで製造されていたものの、大半は昭和55年までに自主的に製造が中止されていること、②民間建築物の場合はその数が多いため、対象範囲を限定せざるを得なかったことを挙げている。</p>	<p>表Ⅱ-1-(1)-⑦</p>
<p>(調査対象建築物の施工時期からみたアスベストの使用状況)</p> <p>一方、総務省、文部科学省及び厚生労働省は、調査対象建築物の施工時期を平成8年度以前とした理由について、アスベスト製造事業者の自主規制による製造中止はほとんど昭和55年までに行われたものの、前述第2の3のとおり、労働安全衛生法施行令や特化則の改正により法的に製造規制及び吹付け作業規制が行われたのは平成7年であることに加え、在庫品が使用されることも考慮したためとしている。</p> <p>また、調査した40県市のうち1県市は、地方公共団体施設調査や学校施設等調査などにおいて調査対象建築物の施工時期が平成8年度以前とされたことから、民間建築物調査についてもこれに準じて、施工時期を8年以前に拡大し調査を実施している。この結果、平成2年から8年までに施工された民間建築物(1,000㎡以上)1,369施設のうち34施設(2.5%)においてアスベスト含有吹付け材の使用が確認されている。</p>	<p>事例Ⅱ-1-(1)-③</p>
<p>このようなことから、当省が調査した15都道府県に所在する389施設(国の建築物調査の対象となった75施設、地方公共団体施設調査の対象となった75施設、学校施設等調査の対象となった60施設、病院調査の対象となった45施設、社会福祉施設等調査の対象となった45施設、民間建築物調査の対象となった89施設)のうち、アスベストが使用されていた199施設(51.2%)の施工時期を確認した結果、平成3年に改修工事が行われた施設において、アスベスト含有吹付けロックウールが使用されているものが1施設みられた。同施設は、平成3年に機械室に使用されていた</p>	<p>事例Ⅱ-1-(1)-④</p>

勸 告	説明図表番号
<p>吹付けアスベストの除去工事を実施したものの、その代替としてアスベスト含有吹付けロックウール(含有率1%以上)が新たに施工されたものである。</p> <p>このように、アスベスト含有吹付け材については、平成7年以前にアスベスト除去工事を行い再度吹付け材を施工した施設の中には、含有率1%超のものがみられるが、現行の石綿則において、アスベスト含有吹付け材等の損傷、劣化等によるアスベスト粉じんの飛散防止措置が義務付けられている。</p>	
<p>ウ 調査対象アスベスト含有吹付け材 (吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの調査状況)</p> <p>建築物の鉄骨や壁等に使用されるアスベスト含有吹付け材には、吹付けアスベスト、アスベスト含有吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの4種類がある。</p> <p>当省が調査した使用実態調査のうち、総務省が所管する地方公共団体施設調査並びに国土交通省が所管する国の建築物調査及び民間建築物調査の3調査においては、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールの2種類のみを調査対象としており、吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについては調査対象としていない。この理由について両省では、i) 目視等により外見上把握が可能とみられる吹付け材に限定したこと、ii) 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトについては、劣化や損傷した場合にアスベストを飛散させる可能性についての知見が十分確立されていないことなどを挙げている。</p>	表Ⅱ-1-(1)-⑧
<p>(吹付けバーミキュライト、吹付けパーライトの使用状況)</p> <p>一方、文部科学省が所管する学校施設等調査並びに厚生労働省が所管する病院調査及び社会福祉施設等調査の3調査においては、4種類すべてのアスベスト含有吹付け材を対象としている。これについて両省は、「石綿障害予防規則の施行について」(平成17年3月18日付け厚生労働省労働基準局長通知)において、「吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の1%を超えて含有するロックウール吹付け材、バーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものであること。」とされていることを考慮したものであるとしており、都道府県等への調査依頼に当たっては、吹付けロックウール、吹付けバーミキュライト等の目視による見分け方についても参考となる資料を示している。</p> <p>さらに、これらの調査においては、関係団体等の意見に基づき、吹付け材以外に保温材である折板(せっぱん)裏打ちアスベスト断熱材も対象に加えている。</p>	表Ⅱ-1-(1)-⑧(再掲) 表Ⅱ-1-(1)-⑨
<p>これら3調査の調査対象となった施設のうち、吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウールと、吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用状況を区分して把握されている公立学校、国立病院機構及び養護老人ホームの計3万9,000施設における吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト及び折板裏打ちアスベスト断熱材の使用状況をみると、それらが使用されているものが1,484施設(3.8%)みられた。このうち、「損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがあるもの」とされたものが183施設(12.3%)みられた。</p>	表Ⅱ-1-(1)-⑩
<p>このようなことから、当省が、使用実態調査において調査対象とした吹付け材の種類について40縣市を調査した結果、住民の安全を図るため吹付け材のすべてを調査対象とすることが望ましいとの考えなどから、</p>	表Ⅱ-1-(1)-⑪ 表Ⅱ-1-(1)-⑫

勸 告	説明図表番号
<p>23県市が地方公共団体施設について、17県市が民間建築物について、自主的に吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況について調査している。このうち、地方公共団体施設における吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況が把握されている4県市の調査結果をみると、対象となった3,695施設のうち吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの使用されているものが101施設(2.7%)確認されている。</p> <p>また、当省が、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトを調査対象としていない国の建築物調査、地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった15都道府県に所在する239施設について、設計図書等に基づき調査したところ、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトが使用されているものが30施設(12.6%)みられた。この中には、使用実態調査時や当省の調査時において、壁や天井等に使用されている吹付け材が劣化し、一部損傷・欠損しているものが7施設みられた。</p> <p>(吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性等)</p> <p>吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトなどが劣化した場合にアスベストを飛散させる可能性については、建築分科会建議において、現在のところ十分な知見はないが、その飛散性等に関する資料を収集するとともに、使用されている居室等における室内空気中のアスベスト濃度の実態調査を実施し、飛散可能性を調査・研究する必要があると提言されている。</p> <p>なお、建築関係の民間の専門機関が、昭和63年6月に作成、平成18年9月に改定したアスベスト処理技術指針(以下「民間の専門機関の技術指針」という。)では、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトに関し、劣化により結合材が破壊された場合には含有されるアスベストが飛散する可能性を有しているとされている。</p> <p>【所 見】</p> <p>したがって、総務省及び国土交通省は、使用実態調査において調査対象とされていない建築物及びアスベスト含有吹付け材があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 国土交通省は、床面積1,000㎡未満の民間建築物及び平成2年以降に施工された民間建築物について、的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> <p>② 国土交通省は、吹付けパーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性に関する研究を推進すること。また、総務省及び国土交通省は、その結果を踏まえ、飛散させるおそれがあることが明らかとなった場合は、相互に連携して、それらの使用状況の的確かつ効率的な把握方法を検討すること。</p> <p>(2) 使用実態調査における調査対象建築物の選定状況</p> <p>使用実態調査の実施状況を調査した結果、次のとおり、調査を依頼された都道府県等において、民間建築物調査で調査対象とすべき建築物が選定、調査されていない状況等がみられた。</p> <p>ア 調査対象とされていない建築物</p> <p>(7) 特殊法人等の建築物</p> <p>国土交通省は、平成17年7月14日に都道府県に対して民間建築物調</p>	<p>表Ⅱ-1-(1)-⑬</p> <p>事例Ⅱ-1-(1)-⑤</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-②(再掲)</p> <p>表Ⅱ-1-(1)-⑭</p> <p>表Ⅱ-1-(2)-①</p>

勸 告	説明図表番号
<p>査を依頼しているが、その後、「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査の取り扱いについて」（平成17年8月2日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡）により、独立行政法人や公益法人等の建築物も調査対象となるので漏れのないよう改めて依頼している。また、国土交通省は、独立行政法人や公益法人等の建築物に特殊法人の建築物も含まれるとしている。</p> <p>しかし、当省が、調査した40県市において、特殊法人の建築物のうち不特定多数が利用するとみられる郵便局及びN T T局舎に対する民間建築物調査の実施状況をみると、郵便局については17県市で行われておらず、N T T局舎については6県市で行われていない。</p> <p>これらの県市では、調査を行っていない理由について、①平成17年8月2日付けの国土交通省の事務連絡を見過ごしていたこと、②同年7月14日付けの国土交通省の調査依頼に基づき、既に調査する建築物の選定や調査準備を終えた段階であったことなどを挙げている。</p> <p>なお、当省の調査の結果、郵便局の中には、天井や壁にアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールが使用されていながら、これを認識しておらず、当該吹付け材についてアスベストの含有の有無を把握していないものがみられた。</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-②</p> <p>事例Ⅱ-1-(2)-①</p>
<p>(イ) 分譲集合住宅(マンション)</p> <p>民間建築物調査において固定資産課税台帳から調査対象建築物を把握する場合、分譲集合住宅については、固定資産課税台帳に個人単位(1区画)の区分所有面積が掲載されているため、住宅全体の床面積が調査対象となる1,000㎡以上か否かを確認するには、住宅の名称や住所、建築確認申請台帳等の関係書類と照合することが必要となる。これについて、国土交通省は、都道府県に対し、民間建築物調査の対象建築物の把握方法について、所有者等へのヒアリングや過去の調査結果を基に把握するよう連絡している。しかしながら、建築基準法の運用は自治事務であり地方公共団体が主体的に検討すべきであるとして、民間建築物の具体的な把握方法や分譲集合住宅を抽出する際の留意点については提示していない。</p> <p>このため、当省が、調査した40県市において、分譲集合住宅に対する民間建築物調査の実施状況をみると、3県市では、固定資産課税台帳に記入された床面積1,000㎡以上の建築物を機械的に抽出したため、分譲集合住宅が調査対象から除外されている状況がみられた。</p> <p>また、当省がこれらの3県市に対し、民間建築物調査の対象となる床面積1,000㎡以上(平成元年以前施工)の分譲集合住宅の有無について改めて確認を求めたところ、6棟が調査対象から漏れていたことが判明した。</p>	<p>表Ⅱ-1-(2)-③</p> <p>事例Ⅱ-1-(2)-②</p>
<p>イ 調査対象建築物の種類の限定</p> <p>国土交通省は、民間建築物調査について、都道府県に対し調査対象とする建築物の種類を限定する指示は行っていないが、当省が調査した15都道府県のうち1都道府県は、調査実施時に当該都道府県内の各市に対して、吹付けアスベストが存在する可能性の高い駐車場、倉庫、工場の用途を含む鉄骨造建築物を重点的に調査するよう文書で指示している。この指示について、当該都道府県では、アスベストの使用頻度が高いとみられる建築物の種類を例示し、調査に当たって留意するよう指示したものであり、調査対象建築物の種類を限定する趣旨ではないと説明している。</p>	

勸 告	説明図表番号
<p>しかし、当省が当該都道府県内の2市を調査したところ、1市では、調査結果を短期間に取りまとめるため調査対象建築物の種類を限定することが適当であると判断し、鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定して調査している。この結果、同市が調査した民間建築物は駐車場、倉庫等153施設となっている。一方、同市には民間建築物調査の対象となり得る床面積1,000㎡以上の共同住宅が665施設、旅館・ホテル・店舗・事務所が計94施設、複合用途建築物が174施設(平成17年度末現在、建築基準法で定期報告が必要な特殊建築物)あり、調査施設数はこれらの数と比較しても少ないものとなっている。</p> <p>このため、当省が、更に当該都道府県内の他の6市を抽出し確認したところ、民間建築物調査の対象を鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定しているものが2市、鉄骨造の建築物に限定しているものが4市みられた。</p> <p>このようなことから、当該都道府県では、民間建築物調査の対象とされた建築物は全市で1万656施設となっているが、当該都道府県内の民間建築物調査の対象となり得る床面積1,000㎡以上の施設は、共同住宅が2万7,845施設、旅館・ホテル、マーケット等の店舗、事務所が計7,307施設、複合用途建築物が6,914施設の合わせて4万2,066施設(平成17年度末現在、建築基準法で定期報告が必要な特殊建築物)あり、調査対象とした施設数はこれらの数と比較しても少なく、調査対象とすべき民間建築物が的確に選定されていないことがうかがわれる。</p>	事例Ⅱ-1-(2)-③
<p>ウ 使用されていない建築物</p> <p>当省が調査した都道府県においては、約10年前に廃業した大規模なボウリング場(昭和46年施工、床面積2万7,530㎡)が、その廃業後放置され、天井から劣化・損傷したアスベスト建材が床に広く散乱しているなど、使用されていない民間建築物においてアスベストの損傷、ばく露問題が顕在化している例がみられた。</p> <p>この例について、当該都道府県では、民間建築物調査が行われた平成17年7月当時、当該建築物の所有者が破産して所在が不明であったことや長期間使用されていない建築物のため住民等の出入りがないとみられたことから、当該建築物が調査対象から除外されたものであるとしている。</p> <p>なお、この例では、地元の環境団体が依頼した民間検査機関の調査によって、当該建築物の吹付け材に発がん性の高いアモサイトが25%含まれていることが判明し、また、建築物内部で高濃度のアスベストが測定されたことから、当該都道府県では、平成18年9月以降、建築物の管理会社にアスベストの使用箇所や劣化状況について報告を求めるとともに、建築物周辺でのアスベストの大気環境調査や当建築物への立入検査を実施するなど、飛散防止の指導等を実施している。</p> <p>一方、国土交通省では、民間建築物調査において、上記の例のように使用されていない建築物の調査方法や取扱いについて、都道府県等に対して明示していない。</p> <p>【所見】</p> <p>したがって、国土交通省は、使用実態調査において調査対象建築物の選定が適切に行われていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 都道府県等が把握すべき特殊法人等の建築物の対象範囲を明示すること。また、分譲集合住宅を含めた民間建築物の把握の手がかり等を都道</p>	事例Ⅱ-1-(2)-④

勸 告	説明図表番号
<p>府県等に具体的に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>② 民間建築物調査において、その用途・種類を限定したことにより対象となる建築物が的確に把握されなかった具体的事例について、都道府県等に注意を喚起すること。</p> <p>③ 民間建築物調査において、施工時期等からみてアスベストが使用されている可能性が高い長期間未使用となっている民間建築物についても的確に把握している具体的事例について、都道府県等に情報提供するなど、都道府県等に対する支援に努めること。</p> <p>(3) 使用実態調査におけるアスベスト使用の確認状況</p> <p>ア 建築物内の棟、部屋の確認状況</p> <p>各省の使用実態調査では、都道府県等への依頼文書において、使用の有無を確認するアスベストの種類やアスベストが使用されている製品（商品）名を例示しており、調査の実施に当たっては、建築物の設計図書等によりその使用を確認することが可能である。</p> <p>しかし、当省が調査した15都道府県に所在する389施設について、これらの施設におけるアスベスト使用についての確認状況をみると、使用実態調査時に都道府県等から照会を受けた所有者等が、i) 調査対象とされた年度内（平成8年度以前）に増改築された棟を確認していないもの、ii) 機械室等建築物内の一部の部屋のみ限定しているものなど、建築物全体における使用状況を十分確認せず回答しているものが、学校、病院及び民間建築物で計6施設みられた。</p> <p>このため、当省が、この6施設についてアスベストの使用状況が確認されていない棟及び部屋を設計図書等により調査したところ、2施設において、アスベストが含有されている可能性がある吹付けパーライトや吹付けロックウール等が使用されていることが判明した。</p> <p>また、当省が調査した389施設のうち、使用実態調査時にアスベストが使用されていないと報告されていた施設について、当省が目視や設計図書等により調査した結果、アスベストが含有されている可能性がある建材を使用している箇所が判明したものが3施設みられた。さらに、使用実態調査でアスベスト含有建材が使用されていると報告された箇所以外にも、同様の建材が使用されているものが1施設みられた。</p> <p>イ エレベータの昇降路の確認状況 （エレベータの昇降路に関する指示の状況）</p> <p>エレベータの昇降路内には、耐火被覆材としてアスベスト含有建材が使用されている場合がある。このため、国土交通省は、都道府県に対し、「民間建築物における吹付けアスベストに関する追加調査について」（平成17年8月8日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡）において、民間建築物調査に当たって、エレベータの昇降路内に耐火被覆材として使用されている吹付けアスベストの使用状況について留意するよう追加指示を行っている。</p> <p>しかしながら、国の建築物調査、地方公共団体施設調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査においては、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況について留意するよう指示は出されていない。なお、エレベータの昇降路について、関係各省間における情報の共有は行われていない。</p>	<p>表Ⅱ-1-(3)-① 事例Ⅱ-1-(3)-①</p> <p>表Ⅱ-1-(3)-② 事例Ⅱ-1-(3)-②</p> <p>表Ⅱ-1-(3)-③</p>

勸 告	説明図表番号
<p>(エレベータの昇降路におけるアスベストの使用状況)</p> <p>当省が調査した389施設のうちエレベータが設置されている建築物は205施設あり、このうち、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材の使用状況が確認されているものは、国の建築物が25施設、地方公共団体施設が26施設、病院が22施設、民間建築物が22施設など、合わせて115施設(56.1%)となっている。</p> <p>この115施設のうち4施設では、所有者等が自主的な判断によりエレベータ管理会社に照会したり設計図書で確認した結果、エレベータの昇降路内にアスベスト含有吹付けロックウール等が使用されていることが判明している。なお、これらの4施設は、国の建築物、地方公共団体施設及び病院であり、いずれも所管する省から使用状況について留意するよう指示は出されていない。</p> <p>【所 見】</p> <p>したがって、総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査においてアスベスト使用の有無が的確に把握されていない状況があったことを踏まえ、アスベスト使用建築物の実態把握を充実させることとし、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① アスベスト使用の有無についての確認を所有者等に徹底させるよう都道府県等に助言すること。</p> <p>② アスベストが使用されている可能性があるエレベータの昇降路等の建築設備があることを引き続き都道府県等に情報提供するなど、相互に連携して、都道府県等への支援に努めること。</p>	<p>表Ⅱ-1-(3)-④ 事例Ⅱ-1-(3)-③</p>

勸 告	説明図表番号
<p>(参考) 使用実態調査の対象とされていない設備 (全熱交換器におけるアスベスト使用の可能性)</p> <p>空調設備の入口に冷暖房を効率的に行うために設置されている全熱交換器の中には、交換器内の熱交換用部品に成形されたアスベスト(成形板等)が使用されているものがある。</p> <p>当省の調査では、全熱交換器メーカーの中に、ホームページ等において、全熱交換器内の熱交換用部品に1980年代までアスベストが使用されているとして、アスベスト以外の素材を使用した部品に更新することを推奨しているものがみられる。また、当省が意見を聴取した専門家は、建設年度の古い建築物等に、アスベストを使用した全熱交換器が設置されている可能性があり、損傷、劣化した場合、空調設備を通じて建築物の室内全体に飛散するおそれがあると指摘している。</p> <p>なお、各省の使用実態調査は、「当面の対応方針」に基づき、吹付けアスベスト等の吹付け材について調査を実施することとされたため、吹付け材以外の成形板等については、吹付け材よりもアスベストの飛散のおそれが少ないとされており、調査時において吹付け材以外の成形板等が損傷、劣化した場合にアスベストが飛散する可能性について十分な知見もないことから、全熱交換器は調査対象とされていない。</p> <p>(全熱交換器の設置状況)</p> <p>当省が調査した389施設のうち、空調設備に全熱交換器が設置されているものは59施設あり、その中には、アスベストの使用の有無を確認することが望ましいとされている1980年代に設置された全熱交換器も3施設でみられた。</p>	<p>表Ⅱ-1-参考①</p> <p>表Ⅱ-1-参考②</p>

表Ⅱ-1 使用実態調査の結果等の一覧

(単位：件、%)

使用実態調査の 名称	結果公表時期	調査対象 建築物数	調査数 (a)	アスベスト 使用建築物数 (b)	比率 (b/a)
国の建築物調査	平成17年 9月29日 17年12月27日 18年 3月31日	84,215	84,215	698	0.8
地方公共団体施設 調査	17年11月29日 18年 5月10日 19年 6月18日	401,830	400,083	14,411	3.6
学校施設等調査	17年 9月29日 17年11月29日 18年 3月16日 18年 8月23日	151,925	151,925	8,603	5.7
病院調査	17年11月29日 18年 2月13日	7,866	7,809	2,275	29.1
社会福祉施設等調 査	17年11月29日 18年 2月13日	92,346	90,229	4,597	5.1
民間建築物調査	17年 9月29日 17年10月28日 17年12月19日 18年 3月31日 18年10月24日	256,211	210,809	15,787	7.5

(注) 1 各省の公表資料に基づき、当省が作成した。

2 各省は、平成17年10月以降、調査結果を数次に渡り公表しているため、「調査対象建築部数」、「調査数」、「アスベスト使用建築物数」及び「比率」欄は、それぞれの「公表時期」欄のうちの最下段の時点の数値を記載した。

3 「調査対象建築物数」欄には、それぞれの使用実態調査において調査対象とした建築物の数を、「調査数」欄には、それぞれの使用実態調査において調査対象とした建築物のうち回答があったものの数を、「アスベスト使用建築物数」欄にはそれぞれの使用実態調査において調査対象とした建材がある建築物の数を記載した。

表Ⅱ-1-(1)-① 今回当省が調査対象とした使用実態調査の概要

使用実態調査 の名称		国の建築物調 査	地方公共団体 施設調査	学校施設等調 査	病院調査	社会福祉施設 等調査	民間建築物調 査		
区分									
所管省		国土交通省	総務省	文部科学省	厚生労働省	厚生労働省	国土交通省		
調査の実施根拠		官建法第13条 第2項、当面 の対応方針	当面の対応方 針	当面の対応方 針	当面の対応方 針	当面の対応方 針	当面の対応方 針		
調査依頼時期		平成17年7月 29日付け（国 土交通省大臣 官房官庁営繕 部計画課長通 知）	平成17年8月 10日付け（総 務省自治行政 局自治政策課 長通知）	平成17年7月 29日付け（文 部科学省大臣 官房長通知）	平成17年8月 1日付け（厚 生労働省医政 局長通知）	平成17年8月 1日付け（厚 生労働省雇用 均等・児童家 庭局長等通 知）	平成17年7月 14日付け（国 土交通省住宅 局建築指導課 長通知）		
通知の発出先		国会、各府省、 最高裁判所等 の会計担当課 長	都道府県総務 担当部長及び 政令市総務担 当局長	都道府県知事、 都道府県教育 委員会教育長 ほか	都道府県知事、 政令市市長、 中核市市長	都道府県知事、 政令市市長、 中核市市長	都道府県建築 主務部長		
調査対象建築物	種類	すべての国家 機関の建築物	地方公共団体 所有のすべて の建物	国公立学校、 公立社会教育 施設、公立社 会体育施設、 公立文化施設 等	大学病院を除 くすべての病 院	保護施設等、 知的障害者入 所更正施設 等、保育所 等、特別養護 老人ホーム等	民間の建築物		
	施工時期	指定なし（す べての建築 物）	平成8年度以 前にしゅん工 した建築物 （改修工事も 含む。）	平成8年度以 前にしゅん工 した建築物（改 修工事も含 む。）	平成8年度以 前にしゅん工 した建築物（改 修工事も含 む。）	平成8年度以 前にしゅん工 した建築物（改 修工事も含 む。）	昭和31年～平 成元年に施工 されたもの		
	面積	指定なし（す べての建築 物）	指定なし（す べての建築 物）	指定なし（す べての建築物）	指定なし（す べての建築物）	指定なし（す べての建築物）	指定なし（す べての建築物）	大規模（おお むね1,000㎡ 以上）な建築 物	
調査対象ア スベ スト 建材	吹 付 け 材	アスベスト	○	○	○	○	○	○	
		ロックウール	○	○	○	○	○	○	○
		パーキョライト（ひる石）	—	—	○	○	○	—	—
		パーライト	—	—	○	○	○	—	—
	保温材等	折板裏打ちアスベスト断熱材	—	—	○	○	○	—	—

(注) 1 使用実態調査の実施要領等に基づき、当省が作成した。
2 「官建法」は、官公庁施設の建設等に関する法律（昭和26年法律第181号）を指す。

表Ⅱ-1-(1)-② 社会資本整備審議会（国土交通大臣諮問機関）の建議（抜粋）

<p>「建議 建築物における今後のアスベスト対策について」（平成17年12月 社会資本整備審議会 建築分科会）</p> <p>（はじめに）</p> <p>・本年8月に社会資本整備審議会建築分科会にアスベスト対策部会が設置され、9月より3回にわたり、建築基準法令におけるアスベスト建材の規制のあり方等について議論を行い、このたび「建築物における今後のアスベスト対策について」としてとりまとめた。<u>国土交通省をはじめとする関係団体、関係者には、この「建議」を踏まえ、責任をもって建築物のアスベスト対策に取り組んでいただくことを強く求める。</u></p> <p>1 建築物のアスベスト対策の現状と課題</p> <p>（2）建築物における実態調査の現状と課題</p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>また、今般のアスベスト問題を踏まえ、本年7月以降、各省庁により実態調査が順次行われてきている。国土交通省においても、各地方公共団体に対し、改めて、民間建築物に関する実態調査及び飛散防止措置の指導を要請している。なお、今般の調査は、昭和63年時点と調査対象が若干異なり、アスベスト含有吹付けロックウールの調査対象への追加、対象建築物の拡大（建築年について平成元年までに延長すること及び多数利用の建築物だけでなく1000㎡以上の建築物全てを対象とすること）が行われている。10月25日現在の報告では、約25万棟について調査したところ、所有者等からの報告があった約16万棟のうち、約1万3千棟において露出して吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウールが使用されているとの結果であった。<u>しかしながら、今般の調査は緊急に行われたものであり、吹付けアスベスト等が使用されている部分や劣化の状況等までは調査しておらず、今後の指導等を行うための資料としては十分とはいえない。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>3 具体的な施策</p> <p>（2）吹付けアスベスト等の使用実態の把握の推進</p> <p><u>今後、現在の概要調査を継続し一定のとりまとめを行うとともに、関係機関と連携し、詳細な吹付けアスベスト等の実態調査を行うことが必要である。具体的には、</u></p> <p>① 本年調査を実施した建築物について、吹付けアスベスト等が使用されている部分、その用途等の詳細な状況</p> <p>② 室内には露出していないが、空調経路等に露出し飛散の可能性のある建築物の実態</p> <p>③ 小規模な建築物（1000㎡未満のもの）における吹付けアスベストの使用状況</p> <p><u>についても調査を行うべきである。</u></p> <p><u>この場合、小規模な建築物を含むと、吹付けアスベスト等について、推定約200万棟（平成元年頃までの木造等を除く民間の非住宅建築物及び共同住宅数（推計））が調査対象になり、スクリーニング（ふるいわけ）の方法や調査体制確保が課題となる。このため、調査マニュアルの作成、調査員に対する研修の実施、相談体制の整備等調査環境の整備が不可欠である。</u></p> <p style="text-align: center;">（略）</p> <p>（3）吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材の調査研究の実施</p> <p><u>吹付けアスベスト等以外のアスベスト含有建材については、アスベスト繊維の飛散性等に関して十分な知見がない。国土交通省は、これらのアスベスト含有建材の飛散性、含有量等に関して、各種文献、製造者等から資料を収集するとともに、これらのアスベスト含有建材が使用されている居室等における室内空気中のアスベストの繊維の濃度の実態調査を実施することが必要である。</u></p> <p><u>実態調査については、関係機関と連携し、建築物に使用されているアスベスト含有建材（パライト吹付け、保温材、成型品等で比較）ごとに、通常時、解体時、リフォーム時におけるアスベスト繊維の飛散状況・アスベスト建材の劣化に伴う飛散状況、吹付けアスベスト等の封じ込め効果の持続性等の調査・研究を行うことが必要である。</u></p> <p>これらの調査・研究により、アスベスト繊維を飛散させるおそれがあることが明らかになった建材については、使用実態調査を行い、使用実態を把握するとともに、飛散防止対策について検討する必要がある。</p> <p style="text-align: center;">（略）</p>
--

(5) 室内空気中のアスベスト繊維濃度の指標の整備

シックハウス対策については、厚生労働省において、健康影響の観点から室内濃度指針値が定められており、これを下回るようにするために建築基準法による規制措置等が講じられているところである。

アスベスト繊維の濃度の基準については、労働環境の基準（150本/L）や大気汚染防止法でアスベスト工場等の敷地境界基準（10本/L）はあるものの、室内環境についての基準はない。

しかしながら、健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。

今後、建築基準法に基づき特定行政庁が飛散防止対策について命令を行う場合や、住宅性能表示制度による濃度測定結果を所有者等が評価する際には、そのための判断指標が必要である。シックハウス対策における総揮発性有機化合物（TVOC）の暫定目標値は、毒性学的知見にはよらず、国内家屋の実態調査の結果から、合理的に達成可能な限り低い範囲で決定された値であり、室内空気質の状態の目安とされている。こうしたことも参考に、健康影響の観点からの指標の設定が困難であれば、室内空気質の状態の目安として暫定的な指標を定めることも検討すべきである。

(略)

- (注) 1 社会資本整備審議会の建議から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-1-(1)-③ 特殊建築物の定期報告制度の概要

○ 建築基準法第12条等に基づく特殊建築物の定期報告制度の概要

区 分	内 容
報告の対象となる特殊建築物	第6条第1項第1号に掲げる建築物(※)その他政令で定める建築物(国、都道府県及び建築主事を置く市町村の建築物を除く。)で特定行政庁が条例等で指定するもの (建築基準法第12条第1項) ※ 第6条第1項第1号に掲げる建築物の例 劇場、旅館・ホテル、店舗、共同住宅、病院、学校等で、床面積の合計が100㎡を超えるもの
報告の内容	特定行政庁に対し、当該建築物の敷地、構造及び建築設備の状況の調査(当該建築物の敷地及び構造についてはその損傷、腐食その他の劣化の状況の点検を含む。)を報告 (第12条第1項)
報告の時期	建築物の用途、構造、延べ面積等に応じて、おおむね6月から3年までの間隔において特定行政庁が条例等で定める時期 (建築基準法施行規則第5条第1項)
備 考	平成18年9月に建築基準法施行規則第5条の規定に基づく様式(第36号の2の4)が改正され、アスベストを添加した建築材料(吹付けアスベスト及びアスベスト含有吹付けロックウール)の使用の有無が報告事項に追加。平成19年4月から適用

(注) 1 建築基準法等に基づき、当省が作成した。
2 下線は、当省が付した。

(参考) 定期報告の対象及び報告時期(東京都)

報告の対象建築物		報告頻度
用途(種類)	規模又は階	
劇場・映画館等	A > 200㎡のもの等	毎年
旅館・ホテル	A > 2,000㎡かつ3階建て以上のもの	
百貨店・マーケット等	A > 3,000㎡かつ3階建て以上のもの	
共同住宅等	A > 1,000㎡かつ5階建て以上のもの	3年ごと
病院・診療所等	A > 300㎡又は3階建て以上のもの	
学校・体育館	A > 2,000㎡以上又は3階建て以上のもの	

(注) 1 東京都建築基準法施行細則第10条及び財団法人東京都防災・建築まちづくりセンターの資料等に基づき、当省が作成した。
2 本表「規模又は階」欄の「A」は、その用途に供する部分の床面積の合計を示す。

○ 特殊建築物の定期報告の報告状況(平成18年度・全国)

(単位：件、%)

建築物の種類	報告対象建築物数	平成18年度の報告対象建築物数		
		(a)	報告件数 (b)	報告率 (b/a*100)
劇場・映画館等	1,061	363	259	71.3
旅館・ホテル	31,320	18,712	8,406	44.9
百貨店・マーケット等	39,770	17,351	9,367	54.0
共同住宅等	111,563	64,280	40,875	63.6
病院・診療所等	29,246	10,320	7,685	74.5
学校・体育館	14,886	3,839	3,102	80.8
その他(集会場、事務所等)	35,267	8,283	6,458	78.0
計	263,113	123,148	76,152	61.8

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ-1-(1)-④ 国土交通省が示した面積の条件を都道府県等が独自に拡大した理由等

都道府県等	使用実態調査の対象とする建築物の面積の考え方
北海道	道民の健康と安全を確保する観点から、調査対象建築物をより幅広く対象としたと考えた。このため、木造建築物を除く500㎡以上の建築物を調査対象とした。また、道内の特定行政庁となっている市にも協力を依頼
奈良県	不特定多数が利用する施設については、利用者の安全を確保するため、面積にかかわらずアスベスト吹付け材の使用状況を把握する必要があると考えた。このため、診療所、公衆浴場、農業協同組合の建築物及びホテル・旅館については面積にかかわらず調査対象とし、また、店舗については500㎡以上の建築物を調査対象とした。また、県内の特定行政庁となっている市にも協力を依頼
岡山県	不特定多数が利用する施設については、利用者の安全を確保するため、面積にかかわらずアスベスト吹付け材の使用状況を把握する必要があると考えた。このため、建築基準法に基づき定期報告が義務付けられている特殊建築物(旅館、ホテル、劇場、マーケット等)については面積にかかわらず調査対象とした。また、県内の特定行政庁となっている市にも協力を依頼
大分県	アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となっているため、県民の安全を確保する観点から、500㎡以上の建築物を調査対象とする必要があると考えた。また、県内の特定行政庁となっている6市にも協力を依頼
札幌市等7市	道県の方針に合わせて実施

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(1)-⑤ 国土交通省が示した面積の条件を独自に拡大した都道府県等における民間建築物調査の結果

(単位：施設、%)

区分	総数				左の内訳								
					1,000㎡以上				1,000㎡未満				
	調査対象建築物数	調査実施建築物数	うち、アスベスト使用建築物数	割合	調査対象建築物数	調査実施建築物数	うち、アスベスト使用建築物数	割合	調査対象建築物数	調査実施建築物数	うち、アスベスト使用建築物数	割合	
都道府県等名	(a)	(b)	(b/a)	(c)	(d)	(d/c)	(e)	(f)	(f/e)				
北海道	19,569	14,666	816	5.6	10,719	8,205	580	7.1	8,850	6,461	236	3.7	
奈良県	2,680	2,113	203	9.6	2,456	1,908	185	9.7	224	205	3	1.5	
岡山県	6,073	4,761	164	3.4	5,682	4,519	154	3.4	391	242	10	4.1	
大分県	6,648	5,714	348	6.1	3,069	2,673	203	7.6	3,579	3,041	145	4.8	
計	34,970	27,254	1,531	5.6	21,926	17,305	1,122	6.5	13,044	9,949	394	4.0	
調査対象市の内訳	札幌市	4,093	3,004	254	8.5	3,907	2,900	247	8.5	186	104	7	6.7
	旭川市	3,025	2,019	104	5.2	1,967	1,330	76	5.7	1,058	689	28	4.1
	函館市	1,166	749	56	7.5	567	408	40	9.8	599	341	16	4.7
	奈良市	714	687	52	7.6	677	653	49	7.5	37	34	3	8.8
	生駒市	279	226	7	3.1	175	127	7	5.5	104	99	0	0.0
	岡山市	2,013	1,562	86	5.5	1,960	1,517	84	5.5	53	45	2	4.4
	大分市	3,146	2,824	244	8.6	1,501	1,385	133	9.6	1,645	1,439	111	7.7

(注) 1 当省の調査結果による。

2 独自に条件を拡大した都道府県等についての調査結果を記載した。

3 「1,000㎡未満」の建築物については、表Ⅱ-1-(1)-④のとおり、都道府県等ごとに調査対象とした建築物の種類や規模が異なる。

表Ⅱ-1-(1)-⑥ 1,000㎡未満の民間建築物におけるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材の使用状況

(単位：施設、%)

調査数	アスベストが含有されている可能性がある吹付け材を使用 (a)+(b)	自主的に使用の有無について把握していた建築物数			使用の有無について把握していない建築物数				
		使用の有無			使用の有無				
		あり (a)	なし	不明	あり (b)	なし	不明		
42 (100)	7 (16.7)	19	2	15	2	23	5	15	3

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(1)-① アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている1,000㎡未満の民間建築物の例

施設等名 (種類・所在県)	しゅん工年 (床面積)	使用の有無の把握	アスベストの使用状況等
B f 7 (旅館・宮城県)	昭和54年 (576㎡)	未把握	階段、倉庫、機械室の天井部分に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付石綿)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。階段天井の一部に、吹付け材が損傷・劣化し落下している箇所がみられる。
B f 10 (診療所・宮城県)	昭和51年 (312㎡)	未把握	天井裏の鉄骨部分に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付石綿)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。
A f 10 (診療所・山形県)	昭和54年 (839㎡)	自主的に把握	機械室の天井に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト)が使用されている。所有者等は自主的に建築業者に使用の有無を確認している。
N f 6 (ホテル・愛知県)	昭和49年 (769㎡)	未把握	天井裏の鉄骨部分、エレベータ昇降路及び機械室の壁・天井部分に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。機械室天井の一部に、吹付け材が劣化し、たれ下がりや損傷が生じている箇所がみられる。
N f 9 (診療所・愛知県)	昭和43年 (355㎡)	未把握	機械室の鉄骨の被覆材に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト又は吹付けロックウール)が使用されているが、所有者等は使用の有無を把握していない。吹き付けられた鉄骨の一部に、吹付け材が劣化し、繊維のはがれ、たれ下がりが生じている箇所がみられる。
J f 9 (店舗・岐阜県)	昭和45年 (307㎡)	自主的に把握	倉庫の鉄骨の被覆材に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けアスベスト)が使用されている。所有者等は、自主的に調査を実施し、さらに、検査機関に分析調査を依頼した結果、アスベストを1%以上含有した吹付けアスベストが使用されていることを把握している。
E f 7 (旅館・広島県)	昭和60年 (479㎡)	未把握	建物の鉄骨部分全体に、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材(吹付けロックウール・吹付石綿)が使用されている。所有者等は、アスベストが使用されている可能性は認識しているものの、吹付け材の種類やアスベスト含有の有無については把握していない。倉庫において、露出している吹付け材の一部が劣化し、はがれが生じている箇所がみられる。

(注) 当省の調査結果による。アスベストの使用状況は、当省が、現地での目視、設計図書等の関係書類、所有者等からの聴取により確認したものである。

事例Ⅱ-1-(1)-② 1,000㎡未満の民間建築物のうちアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が損傷、劣化している例

事例の内容
<p>【B f 7 (旅館)】</p> <p>当該施設は、地上3階建の鉄骨造の建築物で、昭和54年に建築されている。延床面積は576㎡と1,000㎡未満であることから、民間建築物における使用実態調査の対象とされていない。</p> <p>当該施設は、アスベストの使用状況について自主的な調査は実施しておらず、アスベストの有無を承知していないことから、当省が目視によりアスベストの有無を調査したところ、①3階階段の天井部分、②倉庫（室内）の天井部分、③ボイラー室天井部分、④倉庫（屋外、扉なし）の天井部分に吹付け材が使用されている状況がみられた。</p> <p>このため、当該施設的设计図書（仕上表）により吹付け材の種類を確認した結果、「吹付石綿」と記載されており、アスベストが含有されている可能性がある吹付けアスベストが使用されているものとみられた。</p> <p>また、階段の天井部分は、部分的に損傷している箇所がみられ、一部は床に落下している状況もみられた。当該施設では、以前から気にはしていたものの、特段の措置を講ずることなく従来どおり使用しているとしている。</p>
<p>【E f 7 (旅館)】</p> <p>当該施設は、地上3階建の鉄骨造の建築物で、昭和60年に建築されている。延べ床面積は479㎡と1,000㎡未満であることから、民間建築物における使用実態調査の対象とされていない。</p> <p>当該施設では、建物を建設中に鉄骨に断熱材が吹き付けられていることを確認しているため、アスベストが使用されている可能性があることは認識しているが、吹き付けられた断熱材のアスベスト含有の有無や種類については把握していない。</p> <p>このため、当省が、設計図（断面図）により確認したところ、鉄骨の被覆材料として、「耐火被覆 ラスモルタル②5 吹付け岩綿③0」との記載がみられることから、アスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールが使用されているとみられた。</p> <p>さらに、当省が食堂、調理室、宿泊室（10室）、倉庫等の状況を目視により確認したところ、倉庫の露出部分において、鉄骨の梁に吹き付けられたロックウールとみられる断熱材に、一部はがれが生じており、劣化している状態がみられた。</p> <p>当該施設では、飛散のおそれがあると判断しているが、倉庫は、旅館関係者が立ち入る程度で、宿泊客が立ち入る場所ではなく、また、他の室は天井裏で露出していないため、通常通り使用しており、特に対策を執る予定はないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(1)-⑦ 調査対象とする建築物の施工時期に係る各省の見解等

使用実態調査の名称	所管府省	使用実態調査の対象とする建築物の施工時期の考え方
国の建築物調査	国土交通省	○ 条件 施工時期の指定なし ○ 条件設定の考え方 国の建築物全体の状況を把握するため、施工時期による調査対象建築物の選別は行わず、すべての建築物を調査対象として選定
地方公共団体施設調査	総務省	○ 条件 平成8年度以前にしゅん工したもの ○ 条件設定の考え方 調査対象建築物が、文部科学省及び厚生労働省の使用実態調査と重複する可能性が高いことから、調査に当たる都道府県及び市町村が混乱をしないよう、文部科学省及び厚生労働省の使用実態調査に合わせた。
学校施設等調査	文部科学省	○ 条件 平成8年度以前にしゅん工したもの
病院調査	厚生労働省	○ 条件設定の考え方 平成7年の労働者安全衛生法等の改正により、アスベストの製造やアスベスト含有量が1%を超えるアスベストの吹付け作業が禁止されたものの、①改正時に既に施工中の建築物がある可能性があること、②在庫製品が使用される可能性があることを考慮し、調査対象期間を8年度までとした。
社会福祉施設等調査		
民間建築物調査	国土交通省	○ 条件 昭和31年ころから平成元年までに施工されたもの ○ 条件設定の考え方 ①アスベスト製品の製造事業者等に聴取した結果、アスベスト含有吹付けロックウールは平成元年まで製造されていたが、その他のアスベスト製品は昭和55年までに自主的に製造を中止していること、②民間建築物の調査対象数は多いため、ある程度対象範囲を限定することが必要なことから、調査対象期間を昭和31年ころから平成元年までとした。

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(1)-③ 民間建築物調査において施工時期を独自に平成8年以前に拡大している都道府県等の例

事例の内容
<p>福岡県では、総務省の地方公共団体施設調査、文部科学省の学校施設等調査、厚生労働省の病院調査及び社会福祉施設等調査が、いずれも平成8年度以前に施工された施設を対象として調査するよう依頼されたことから、国土交通省の民間建築物調査についても、今後更に追加調査の依頼があると考え、他の調査に準じて、施工時期を平成元年以前の民間建築物から平成8年以前の民間建築物(床面積1,000㎡以上)に拡大して調査している(特定行政庁となっている市を除く県担当市町村分)。</p> <p>調査は、民間建築物の所有者等にアスベストの使用状況に関する調査表を送付し回収する方法により実施したが、<u>独自に調査した平成2～8年以前の民間建築物1,369施設のうち34施設(2.5%)において、アスベストを含有した吹付け材等が使用されているとの回答がなされている。</u></p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 下線は、当省が付した。

事例Ⅱ-1-(1)-④ 平成3年に改修工事が行われた施設におけるアスベストの使用事例

施設等名 (種類・所在県)	事例の内容
Mc 2 (学校・大阪府)	<p>当該施設は、文部科学省の学校施設等調査に伴い、平成17年8月19日から9月30日までの間に設計事務所に委託して、アスベストの使用実態を把握することとした。その結果、校舎の北棟、東棟及び東南棟の各棟の機械室において、アスベスト含有吹付けロックウールが発見された。</p> <p>当該施設は、同年12月、分析調査を実施したところ、当該吹付けロックウールにはクリソタイル(白石綿)が1%以上含有していることが判明した。</p> <p>当該施設は、文部科学省の指示に基づき、昭和62年にアスベストの実態調査を実施しているが、その際に、今回アスベスト含有吹付けロックウールが発見された機械室で、吹付けアスベストが発見されたため、平成3年に吹付けアスベストの除去工事を行い、吹付けロックウールに施工し直したものである。しかし、平成3年時点においてもアスベストを含有する吹付け材が使用されたものである。</p> <p>なお、当該施設は、当該アスベスト含有吹付けロックウールについて、生徒の安全を確保するため、平成18年9月～平成19年1月に除去工事を行い、除去済みとなっている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(1)-⑧ 使用実態調査において調査対象としたアスベスト含有建材に係る各省の見解

使用実態調査の名称	所管省	使用実態調査の対象とするアスベスト建材に係る各省の見解
国の建築物調査	国土交通省	<p>アスベストの使用が明らかで、危険性が高いと考えられるものを早急に把握するという趣旨から、分析調査を必須とせず、目視等で把握可能な吹付けアスベスト及び吹付けロックウールのみを調査対象とした。</p> <p>○ 吹付けアスベスト及び吹付けロックウール以外のアスベスト含有建材については、劣化によるアスベスト繊維の飛散に関する十分な知見が得られていない。</p> <p>○ 吹付けアスベスト及び吹付けロックウール以外のアスベスト含有建材については、外見上、吹付け材の種別の識別が困難であり、専門機関による分析調査が必要である。</p>
地方公共団体施設調査	総務省	<p>外見上容易にアスベストの使用の有無が判定可能なものに限定した。</p>
学校施設等調査	文部科学省	<p>○ すべての吹付け材を調査対象とした理由</p> <p>吹付け材の種類については、厚生労働省の「石綿障害予防規則の施行について」(平成17年3月18日付け厚生労働省労働基準局長通知)において、「吹き付けられた石綿等には、石綿をその重量の1%を超えて含有するロックウール吹付け材、バーミキュライト吹付け材及びパーライト吹付け材が含まれるものである。」とされていることから、これに基づき、吹付けアスベストのほか、吹付けロックウール、吹付けパーライト及び吹付けバーミキュライトを対象とした。</p> <p>○ 折板裏打ちアスベスト断熱材を調査対象とした理由</p> <p>折板裏打ちアスベスト断熱材については、関係団体に意見を聴取したところ、一般にアスベストの含有量が高く、また、経年劣化によりアスベストの飛散のおそれが高いことから、調査対象とするのが望ましいとの助言を受けたことから、調査対象に加えた。</p>
病院調査 社会福祉施設等調査	厚生労働省	<p>文部科学省の見解と同じ。</p>
民間建築物調査	国土交通省	<p>国の建築物調査の見解に同じ。</p> <p>このほか、民間建築物については、アスベストの使用状況等を把握するため強制的に調査する権限はなく、所有者等の協力が必要なため、対象とするアスベスト建材も最小限とした。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(1)-⑨ 学校施設等における吹付けアスベスト等使用実態調査要領(抜粋)

<p>2 調査対象建材等</p> <p>(2) 調査対象建材の特定方法 設計図書等に基づき、その建築物に使用されている建材が調査対象建材に該当するか否かについて検討を行い、調査対象建材及びその使用部位を特定する。(略)</p> <p>また、調査に当っては、現地で目視により調査対象建材の状態を確認する。(略)</p> <p>4 参考資料</p> <p>・「吹付け石綿の使用の可能性のある建築物の把握方法について」(環境省 地方自治体向け手引き)【http://www.env.go.jp/air/osen/law/01/pdf】(略)</p> <p>※上記の参考資料には、目視調査において留意する吹付けバーミキュライトの有する特徴として、針を貫入させても容易に貫入しないこと、黄金色で、光沢のある雲母状の鉱物が確認できることなどが例示されている。</p>
--

(注) 当省の調査結果による。※は、当省が記載したものである。

表Ⅱ-1-(1)-⑩ 吹付けアスベスト及び吹付けロックウール以外のアスベスト含有建材の使用状況等

使用実態調査の対象施設	使用実態調査の対象施設数 a	うち、アスベスト含有建材が使用されている施設					左のうち、損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれのあるもの				
		吹付けアスベスト及び吹付けロックウール		吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト、折板裏打ちアスベスト断熱材		吹付けアスベスト及び吹付けロックウール		吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト、折板裏打ちアスベスト断熱材			
		b	c	d	e	b/a	c/a	d/b	e/c		
学校	38,045	4,023	2,601	6.8	1,422	3.7	410	263	10.1	147	10.3
国立病院機構	146	92	84	57.5	35	24.0	76	63	75.0	32	91.4
養護老人ホーム	809	105	78	9.6	27	3.3	15	11	14.1	4	14.8
計	39,000	4,220	2,763	7.1	1,484	3.8	501	337	12.2	183	12.3

- (注) 1 厚生労働省及び文部科学省提出資料に基づき、当省が作成した。
- 2 「学校」の調査結果は、平成18年3月時点、「養護老人ホーム」及び「国立病院機構」の調査結果は、平成18年2月時点のものである。
- 3 「学校」は、学校施設等における使用実態調査の調査対象施設のうち、公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特殊教育諸学校の数である。
- 4 使用実態調査の対象施設のうち、「養護老人ホーム」と「学校」については、「吹付けアスベスト及び吹付けロックウール」以外の集計を行っていないことから、「吹付けバーミキュライト、吹付けパーライト、折板裏打ちアスベスト」欄は、便宜上、全体から「吹付けアスベスト及び吹付けロックウール」欄の数値を差し引いた推計値を記載した。

表Ⅱ-1-(1)-⑪ 調査対象県市における使用実態調査の調査対象としたアスベスト含有建材の種類
(単位：県市)

区 分		国の指示どおりの種類と しているもの	独自に種類を拡大してい るもの	計
地方公共団体 施設調査	都道府県	7	7	14
	市区町村	7	16	23
	小計	14	23	37
民間建築物調 査	都道府県	9	6	15
	市区町村	14	11	25
	小計	23	17	40

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 地方公共団体施設調査においては、当省が調査した75施設が所在する37県市におけるアスベスト建材の調査状況について、また、民間建築物調査においては、当省が調査した99施設が所在する40県市におけるアスベスト建材の調査状況について、調査した。
 3 学校施設等調査、病院調査、社会福祉施設調査については、当省が調査した県市のいずれも国の指示どおりの種類としている。

表Ⅱ-1-(1)-⑫ 地方公共団体施設における吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの使用状況について自主的に調査を行った4県市における調査結果
(単位：施設、%)

区分	対象施設 数	吹付け材				保温材 折板裏打ち アスベスト 断熱材	その他 吹付け発泡 けい酸ソー ダ、煙突ラ イニング材
		吹付けアス ベスト及び 吹付けロッ クウール	その他				
			吹付けバー ミキュライ ト	吹付けパ ーライト	小計		
岐阜県	607	28	2	2	4	1	0
室蘭市	388	1	12	0	12	—	15
仙台市	1,872	21	77	4	81	4	—
高松市	828	9	3	1	4	0	1
計	3,695 (100)	59 (1.6)	94 (2.5)	7 (0.2)	101 (2.7)	5 (0.1)	16 (0.4)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 本表の「—」印は、当該建材の使用状況を調査していないことを示す。

表Ⅱ-1-(1)-⑬ 当省が調査した建築物における吹付けアスベスト及び吹付けロックウール以外のアスベスト含有建材の使用状況等

(単位：施設、%)

区分	調査対象建築物数 a												左のうち、吹付け材が劣化・損傷している施設			
	アスベスト含有建材が使用されている施設										吹付けアスベスト及び吹付けロックウール					吹付けパーミキュライト
	吹付けアスベスト及び吹付けロックウール		吹付けパーミキュライト		吹付けパーライト		折板裏打ちアスベスト断熱材		その他							
	b	c	d	e	f	b/a	c/a	d/a	e/a	f/a						
国の建築物調査	75	34	27	36.0	4	5.3	1	1.3	0	0	2	2.7	4	4	0	0
地方公共団体施設調査	75	57	28	37.3	23	30.7	1	1.3	3	4.0	2	2.7	17	11	6	0
民間建築物調査	89	43	37	41.6	0	0	1	1.1	0	0	5	5.6	15	14	0	1
計	239	134	92	38.5	27	11.3	3	1.3	3	1.3	9	3.8	36	29	6	1
																7

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(1)-⑤ 使用されている吹付けパーミキュライトや吹付けパーライトが劣化し損傷・欠損している例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
I b 5 (福祉施設・埼玉県)	地方公共団体施設	昭和49年	<p>当該施設は、廊下、会議室、事務室等の天井に、吹付けパーミキュライト（クリソタイル5.3%含有）が吹き付けられている。当省が現地調査したところ、会議室の天井の一部が欠損し穴があいており、また、廊下の天井の吹付け材が劣化し、一部はがれて落下するおそれのあるものがみられた。</p> <p>当該施設では、今後劣化状況を見守るとともに必要があれば粉じん測定等を行い、除去等の措置が必要かどうか判断したいとしている。</p>
G f 5 (ボウリング場・東京都)	民間建築物	昭和45年	<p>当該施設は、各階の機械室天井及び壁面に、吹付けパーライト（59.5%含有）が吹き付けられている。当省が現地調査したところ、天井の一部が劣化し損傷しているものがみられ、当該施設でも状況を把握している。</p> <p>当該施設では、将来的には劣化・飛散のおそれがあるため、建設工事業者と囲い込みの措置を行うことを検討している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(1)-⑭ 吹付けバーミキュライト及び吹付けパーライトの飛散性（抜粋）

○ パーライト吹付け及びバーミキュライト吹付けの結合材

パーライト吹付け及びバーミキュライト吹付けは、パーライトやバーミキュライト等の骨材を結合材に配合した材料である。（略）

そして、一部のパーライト吹付け及びバーミキュライト吹付け（軽量骨材吹付材、軽量骨材仕上塗材）の結合材中に、施工性向上等を目的としてアスベストが配合されていた。

○ パーライト吹付け及びバーミキュライト吹付けの劣化現象

パーライト吹付け及びバーミキュライト吹付けは、セメント、ドロマイトブラスター、せっこうブラスター、有機系樹脂等を使用しており、劣化がなければこれらの結合材によりアスベスト繊維は固定されていると考えられる。

ただし、劣化により結合材が破壊されたり、軽量骨材が脱落したりする場合には含有されるアスベストが飛散する可能性を有している。

（注）「改訂既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説2006」（平成18年9月財団法人日本建築センター発行）から抜粋した。

表Ⅱ-1-(2)-① 独立行政法人等の建築物についての国土交通省事務連絡（抜粋）

「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査の取り扱いについて」（平成17年8月2日付け都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡）

1 調査対象建築物について

文部科学省及び厚生労働省の調査対象となる民間建築物（私立の学校、医療法人等の病院、社会福祉法人等の福祉施設など）については、当方より依頼している民間建築物の調査の対象からは除いて下さい。

一方、独立行政法人や公益法人の建築物（学校、病院等を除く）や、駅のコンコース（改札口の外側）等については、当方より依頼している民間建築物の調査の対象ですので、漏れのないよう留意してください。

（注）1 国土交通省の事務連絡を抜粋した。
2 当該事務連絡においては、「独立行政法人や公益法人の建築物」とされているが、国土交通省では独立行政法人及び公益法人以外の特殊法人など公的な機関全般を含む（関係省庁が使用実態調査を行う場合を除く。）としている。

表Ⅱ-1-(2)-② 当省が調査した都道府県等における特殊法人等が所有する建築物に対する調査の実施状況

（単位：縣市）

区分		調査対象としたもの	調査対象としていないもの	単独施設を所有していないもの等	計
郵便局	都道府県	3	6	6	15
	市区町村	5	11	9	25
	小計	8	17	15	40
NTT	都道府県	6	1	8	15
	市区町村	12	5	8	25
	小計	18	6	16	40

（注） 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(2)-① 民間建築物調査において調査対象とされていない郵便局において、当省の調査により吹付けロックウールの使用が判明した例

事例の内容
<p>郵便局については、昭和62～63年度に旧郵政省が全国の郵便局を対象としてアスベスト調査を実施している。このため、旧郵政公社は、①昭和62年当時、すべての建築物についてアスベスト調査を行い、アスベストの有無を把握していること、②昭和62年以降の建築物には吹付けアスベスト等は使用していないこと、③実態調査の結果、アスベストの使用が判明した建築物については順次除去等の対策を講じてきたことなどの理由から、平成17年のアスベスト問題の発生に伴い、旧公社自ら再度、アスベストの使用実態等に関する調査は実施していない。</p> <p>今回、当省が、昭和62年当時の実態調査において「アスベストなし」と判定されたNf2郵便局においてアスベストの有無を調査した結果、「吹付けロックウール」の使用が判明した。</p> <p>一方、当該郵便局では、昭和62年当時の実態調査において、吹付けロックウールのアスベスト含有の有無を調査したか否か不明であり、また、現在までのところアスベスト含有の有無を分析調査等によって把握するなどの措置は講じていない。</p> <p>しかし、①昭和62年当時は、アスベスト含有率5%以下の建材が許容されていたことから、「アスベストなし」と判定された可能性もあること、②平成16年10月以降は、アスベスト含有率1%未満の建材に使用が限定され規制が強化されたことから、再度、吹付けロックウールにおけるアスベスト含有の有無を調査することが必要な状況がみられる。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 平成18年9月以降は、代替化が困難な一部の製品を除くすべての石綿及び石綿の含有量が重量の0.1%超の石綿製品の製造が禁止されている。

表Ⅱ-1-(2)-③ 当省が調査した都道府県等における民間建築物の把握方法

(単位：縣市)

区分	固定資産課税台帳	建築確認申請台帳	特殊建築物定期報告台帳	防火対象建築物台帳
都道府県	6	10	6	3
市区町村	13	7	11	7
計	19	17	17	10

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 調査対象建築物の把握に当たり、複数の台帳を使用している都道府県等があるため、各欄の数値は延べ数である。

事例Ⅱ-1-(2)-② 民間建築物調査で分譲集合住宅（マンション）が未調査となっている例

事例の内容

分譲集合住宅（マンション）は、建築物としては1棟であるが所有者ごとの区分所有となっていることから、固定資産課税台帳では課税対象である所有者単位（1区画の区分所有面積）で掲載されている。

このため、都道府県等が、民間建築物調査において、固定資産課税台帳から調査対象となる床面積1,000㎡以上の建築物を選定する場合、課税者（所有者）ごとの所有面積だけから選定すると分譲集合住宅については選定されないおそれがある。

調査対象県市では、固定資産課税台帳で住宅名や住所が同一のものについて建築確認申請台帳等の関係資料で分譲集合住宅であるか否かを確認したり、税務担当部局から固定資産課税台帳上の記載事項を課税者単位から建築物（棟）単位に変換した情報の提供を受けるなどにより、分譲集合住宅についても選定し調査を実施している。

しかし、調査対象県市のうちB b市、G a市、N b市の3市では、いずれも固定資産課税台帳から床面積1,000㎡以上の建築物を機械的に抽出しており、分譲集合住宅については調査対象としていないものとなっている。

このうち、B b市及びN b市では、当省の調査を契機に改めて建築物（棟）単位に固定資産課税台帳や関係書類で確認したところ、民間建築物調査の対象となる床面積1,000㎡以上（平成元年以前施工）の分譲集合住宅が合わせて6棟確認されている。

（注） 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(2)-③ 民間建築物調査において対象建築物の種類を限定して調査している例

事例の内容

○ E都道府県における各市区への調査指示内容

国土交通省からの依頼を受け、平成17年7月21日、各市に対して次の調査要領を示し、調査の実施を指示（国土交通省からの調査依頼文書の写しも添付）。

(吹付けアスベストに関する調査要領)

・調査対象建築物

対象建築物は、国土交通省の通知にある対象建築物（昭和31年から昭和55年に施工された民間建築物のうち、室内または屋外に露出してアスベストの吹付けがなされているおおむね1,000㎡以上の建築物）とします。

「駐車場」、「倉庫」、「工場」の用途を含む鉄骨造建築物は、吹付けアスベストが存在する可能性が高いと考えられますので、重点的に行ってください。

対象建築物の抽出は、台帳等を利用するなどして行ってください。

・所有者等への指導

関係部局と連携して、吹付けアスベストのある建築物の所有者に対し、適切に指導してください。（以下省略）

(注) 1 下線は、当省が付した。

2 E都道府県では、下線部の記載をした理由について、アスベストの使用頻度が高いとみられる建築物の種類を例示し、調査に当たって使用の有無について留意するよう指示したものであり、調査対象建築物の種類を限定させる趣旨ではないとしている。

○ E都道府県内の市における調査対象建築物の選定状況

当省が、今回調査対象とした2市（E a市及びE c市）のほか、選定状況についてのみ調査した6市（E b市、E d市、E e市、E f市、E g市、E h市）における状況は、次のとおり、E a市以外の市では調査対象建築物の種類や構造を限定して調査している。

(単位：施設)

市名	対象建築物の選定方法	選定理由	対象建築物数
E a市	建築物の種類限定なし	国土交通省の指示どおり実施	1,149
E b市	鉄骨造（500㎡以上）に限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	86
E c市	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定	緊急的で調査期間も短いことから、E都道府県の調査要領で重点的とされたもののみに限定	153
E d市	鉄骨造に限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	80
E e市	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定	E都道府県の調査要領を対象建築物を限定する趣旨と理解し限定	73
E f市	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場、店舗、事務所、ホテルに限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	42
E g市	鉄骨造に限定	鉄骨造にアスベストが使用されている可能性が高いため限定	34
E h市	鉄骨造の駐車場、倉庫、工場に限定	緊急的で調査期間も短いことから、E都道府県の調査要領で重点的とされたもののみに限定	34

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「対象建築物数」は、各市において民間建築物調査の対象とした建築物数である。

○ E a 市及びE c 市の調査対象建築物の選定内容等

市名	調査対象建築物の選定内容
E a 市	<p>当該市は、国土交通省が調査対象建築物の床面積を「概ね1,000㎡以上」としており、E都道府県からの調査依頼では駐車場・倉庫・工場を重点的に行うとしていることから、①「特殊建築物等定期報告台帳」により、昭和31年～平成元年に建築された床面積1,000㎡以上の建築物のうち、他省の使用実態調査の対象である病院、学校を除いたもの及び②「工場設置許可申請書」をファイルした「工場台帳」により、平成元年以前に建築された床面積1,000㎡以上の工場を併せて選定し、1,149施設を調査対象としている。</p> <p>当該市では、特殊建築物等定期台帳を利用した理由として、同台帳は建築物の床面積が500㎡以上の建築物について定期報告を求めているものであり、国土交通省の調査依頼の建築物をおおむね把握できるので使用したとしている。</p>
E c 市	<p>当該市は、E都道府県からの調査依頼において、「駐車場、倉庫、工場の用途を含む鉄骨造建築物の中に、吹付けアスベストが存在する可能性が高いと考えられるので、これらの建築物を重点的に行うこと」とされたことから、調査実施期間が短いこともあり、当該建築物を対象を限定することが適当であると判断し、鉄骨造の駐車場、倉庫、工場のみ153施設を調査対象としている。</p> <p>一方、当該市における特殊建築物の状況をみると、平成17年度末現在で床面積1,000㎡以上の共同住宅が665施設、旅館・ホテル・店舗・事務所が合わせて94施設、複合用途建築物（共同住宅と複合）が174施設などとなっており、これらの建築物のうち平成元年度以前に施工されたものが調査対象として選定されていないものとなっている。</p>

(注) 1 当省の調査結果による。

2 特殊建築物の定期報告制度については、表Ⅱ-1-(1)-③参照。

○ E都道府県全体の調査対象建築物数

E都道府県では、民間建築物調査においてE都道府県全体で10,656施設が調査対象とされているが、E都道府県内における床面積1,000㎡以上の特殊建築物の状況をみると、次のとおりであり、調査対象とすべき建築物が的確に選定されていないことがうかがわれる。

(単位：施設)

民間建築物調査の対象とした建築物数	床面積 1,000 ㎡以上の特殊建築物数					
	計	共同住宅 (1,000 ㎡以上)	旅館、ホテル (2,000 ㎡以上)	百貨店、 マーケット (3,000 ㎡以上)	事務所 (1,000 ㎡以上)	複合用途建築物（共同住宅と複合のもの） (1,000 ㎡以上)
10,656	42,066	27,845	450	409	6,448	6,914

(注) 当省の調査結果による。

事例の内容

F都道府県F d市の元ボウリング場におけるアスベスト問題の現状

1 現在までの経緯

F都道府県F d市の元ボウリング場「N f 12」は、約10年前に廃業。当建築物は、その後も放置されているため、天井がはがれ天井裏等からアスベストとみられるものが露出し、床に落下し散乱していることが平成17年8月頃から明らかになり、地元で問題化。

地元の環境団体では、当建築物が住宅地に隣接しており、アスベストが外に飛散した場合に住民の健康被害が懸念されるとして、18年9月、当建築物を独自に調査するとともに、F都道府県に対して当建築物におけるアスベストの飛散防止対策を講ずるよう要請。また、平成19年5月には、F都道府県に対し、当建築物の早期撤去を求める要望書を提出。

なお、環境団体の依頼を受けた民間検査機関が、19年2月に当建築物内を調査した結果、吹付け材に発がん性の高い茶石綿(アモサイト)が25%含有されていること、建築物内のアスベスト濃度が1リットル中最大4.03本(通常濃度は0.2~0.3本)と高濃度であることが判明。

2 当建築物の概要

○ 建築規模等

建築年月日：昭和46年頃 建築面積：6,103㎡ 延床面積：27,530㎡

○ 所有者、管理者等

当建築物の所有者の破産後、平成18年3月に民間会社の所有・管理に移行。当建築物の債権者が裁判所で当建築物の競売。

○ アスベストの使用状況

建物の天井や天井裏に吹付け材としてアスベストが使用。これらの天井板がはがれ落ちて床に散乱し、吹付けアスベストが堆積している箇所あり。

3 民間建築物調査(国土交通省 平17年7月)時の対応状況

当建築物に対する調査は未実施。F都道府県では、各市町村を通じて対象建築物に調査票を発送し、これを回収する方法により実施。

依頼を受けたF d市では、調査時において当建築物の所有者は破産しており所在が不明確であったこと、事実上使用されていない状態であることから、調査票を未送付。

4 F都道府県等の現在までの対応状況

F都道府県やF d市では、地元の環境団体からの要請を受け、当建築物に対して次のような指導等を実施。

① 現在の所有会社に対して、施設周辺に立入防止柵を設置するよう指導(平成18年10月12日)

→防止柵設置済み

② 現在の所有会社に対して、吹付けアスベストの使用箇所及び劣化状況について報告を要請(18年11月24日)

③ 当建築物の周辺で、大気中のアスベスト濃度を測定するため大気環境調査を実施(18年10月13日、19年4月23日)

④ 当建築物内部のアスベストの劣化状況等を把握するため立入検査を実施(19年3月29日)

⑤ 当建築物入口等に、アスベストが使用されていることを明記し立ち入りを禁止する看板を設置(19年4月23日)

5 今後の対応方針

F都道府県及びF d市では、今後、次のような対応をしていく予定。

① 現在の所有会社に対し、引き続き、施設内部への立入禁止措置の徹底、外部へのアスベスト飛散防止対策の実施を指導

② 建築物の債権者に対し、競売等による早期の所有者の確定を要請

③ 建築物周辺での大気環境調査を継続的に実施するとともに、建築物の状態等を把握するための巡回パトロールを強化

(19年8月、競売により決定した所有者が、当建築物の解体工事を今後実施していくことを表明)

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(3)-① 建築物のうち棟や室の一部を調査していないもの

(単位：施設)

区分	調査対象とした建築物	うち、棟や室の一部を調査していないもの	
国の建築物調査	75		0
地方公共団体施設調査	75		0
学校施設等調査	60		1
病院調査	45		3
社会福祉施設等調査	45		0
民間建築物調査	89		2
計	389		6

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(3)-① 建築物全体における使用状況を十分確認していない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
H c 4 (大学・佐賀県)	学校施設等調査	昭和44年増改築有	<p>学校施設等調査は平成8年度以前に施工された建築物を対象とするものであるが、当該施設では、アスベスト使用の有無について確認を依頼した建設業者から昭和55年以降施工された建築物にはアスベストが使用されていないなどの説明を受け、昭和54年以前に建築した校舎に限定して調査を実施している。</p> <p>しかし、当省が昭和55年以降に施工された校舎等を設計図書等により調査した結果、昭和63年に施工された校舎の階段室の壁等に、学校施設等調査の対象建材でありアスベストが含有されている可能性がある吹付けパーライトが使用されており、これについて調査日時点までにアスベスト含有の有無が確認されていないことが判明した。</p> <p>なお、当省の調査後、当該施設がアスベスト含有の有無について分析調査を実施した結果、アスベストが含有されていないことが判明した。</p>
I d 1 (病院・埼玉県)	病院調査	昭和48年増改築有	<p>当該施設では、建設施工業者にアスベスト使用の有無について確認を依頼しているが、同業者の経験則からアスベスト使用の可能性の高いとみられる機械室（エレベータ機械室を含む）に限定して調査を実施している。このため、診察室や処置室等その他の室については調査対象から除外され、目視等による確認も行われていない。</p>
I d 3 (病院・埼玉県)	病院調査	昭和49年増改築有	<p>当該施設では、建設施工業者にアスベスト使用の有無について確認を依頼しているが、同業者からアスベストの使用する箇所は防音の必要な機械室等に限られるとの説明を受け、機械室に限定して調査を実施している。調査の結果、機械室からは吹付けアスベストが発見されているものの、診察室や処置室等その他の室については調査対象から除外され、目視等による確認も行われていない。</p>
H d 2 (病院・佐賀県)	病院調査	昭和39年増改築有	<p>病院調査は平成8年度以前に施工された建築物を対象とするものであるが、当該施設では、病院調査の内容を十分理解しておらず、昭和55年までに施工された病棟等に限定して調査を実施している。</p> <p>しかし、当省が昭和55年以降に施工された病室や機械室等を設計図書等により調査した結果、平成元年に施工された病棟の機械室に、病院調査の対象建材であるアスベスト含有の</p>

			可能性が高い吹付けロックウールが壁や梁の部分に、折板裏打ちアスベスト断熱材（フェルトン）が天井部分に、各々使用されていることが判明した。なお、室内には、これらの建材が一部劣化し、床にはがれ落ちているものもみられた。
C f 11 (専門学校・北海道)	民間建築物調査	昭和63年	当該施設では、防音・断熱用としてアスベストが使用されている可能性があるエレベータ機械室について、調査対象することを失念し、目視等による確認も行われていない。なお、調査対象とした地下ポンプ室では、吹付けアスベストとみられる建材が露出しているのがみられる。
I f 4 (事務所兼店舗・埼玉県)	民間建築物調査	昭和47年	当該施設では、建設施工業者にアスベスト使用の有無について確認を依頼しているが、同業者からアスベストの使用箇所は機械室等に限られるとの説明を受け、機械室及びボイラー室に限定して調査を実施している。調査の結果、機械室からは吹付けアスベストとみられるものが発見されているものの、事務室や店舗内については調査対象から除外され、目視等による確認も行われていない。

(注) 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-1-(3)-② アスベストが含有されている可能性がある調査対象建材の把握漏れがあるもの

(単位：施設)

区分	調査対象とした建築物		
		使用実態調査でアスベストなしと報告されているが、アスベストが含有されている可能性がある建材が判明	使用実態調査でアスベストありとされた室以外においてもアスベストが含有されている可能性がある建材が判明
国の建築物調査	75	0	0
地方公共団体施設調査	75	1	0
学校施設等調査	60	2	1
病院調査	45	0	0
社会福祉施設等調査	45	0	0
民間建築物調査	89	0	0
計	389	3	1

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(3)-② アスベストが含有されている可能性がある調査対象建材が把握漏れとなっている例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
B b 5 (公民館・宮城県)	地方公共団体施設調査	昭和51年	当該施設では、使用実態調査においてアスベストが使用されていないと報告している。しかし、当省が調査したところ、大会議室の後部壁面にロックウール状の吹付けがみられ、設計図書にも「ロックウール充填」と記載されていることから、アスベストが含有されている可能性があるロックウールが使用されていることが判明した。なお、当該施設では、今後、アスベスト含有の有無について分析調査を実施したいとしている。
N c 2 (中学校・愛知県)	学校施設等調査	昭和34年増改築有	当該施設では、使用実態調査においてアスベストが使用されていないと報告している。しかし、当省が調査したところ、鉄骨造の技術教室の天井裏に、設計図書において「屋根裏ひる石吹付け」と記載されているアスベストが含有されて

			<p>いる可能性がある吹付けパーミキュライトが使用されており、これについて調査日時点までにアスベスト含有の有無が確認されていないことが判明した。</p> <p>なお、当省の調査後、当該施設がアスベスト含有の有無について分析調査を実施した結果、アスベストが含有されていないことが判明した。</p>
D c 1 (小学校・福岡県)	学校施設等調査	昭和50年	<p>当該施設では、使用実態調査において、音楽室及び機械室の天井や梁に使用された吹付け材を分析調査した結果、アスベスト含有吹付けロックウールと確認されたため、今後除去工事を予定している。しかし、当省が調査したところ、放送室の天井にも、設計図書において音楽室及び機械室と同様「無機質繊維吸音材吹付」と記載されているアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールが使用されており、これについて調査日時点までにアスベスト含有の有無が確認されていないことが判明した。</p> <p>なお、当省の調査後、当該施設がアスベスト含有の有無について分析調査を実施し、アスベスト含有吹付けロックウールと確認されたため、今後除去工事を予定している。</p>
D c 3 (高等学校・福岡県)	学校施設等調査	昭和46年増改築有	<p>当該施設では、使用実態調査においてアスベストが使用されていないと報告している。しかし、当省が調査したところ、視聴覚室天井や特別教室棟の階段部分に、設計図書において「ニッカウール」(学校施設等調査でアスベスト含有吹付けロックウールの商品名として例示されているもの)及び「パーライトブラスター吹付け」と記載されているアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウール及び吹付けパーライトが使用されており、これについて調査日時点までにアスベスト含有の有無が確認されていないことが判明した。</p> <p>なお、当省の調査後、当該施設がアスベスト含有の有無について分析調査を実施した結果、アスベストが含有されていないことが判明した。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-(3)-③ 国土交通省が都道府県等に対し、エレベータの昇降路内のアスベスト含有建材にも留意するよう指示した事務連絡(抜粋)

<p>「民間建築物における吹付けアスベストに関する追加調査について」(平成17年8月8日付け各都道府県建築主務課長あて国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡)</p> <p>標記については、国土交通省建築指導課長より平成17年8月8日付け国住指第1250号により通知したところですが、その具体的な内容は下記のとおりですので執務の参考としてください。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 平成17年8月8日付国住指第1250号の通知により、追加調査(平成元年まで)依頼の報告について10月14日までとしているところですが10月14日の報告については、昭和55年までの建築物調査の状況も含めまとめて(合計して)報告をお願いします。</p> <p>2. <u>エレベータの昇降路内にも吹き付けアスベストが見られるとの情報もあるので留意してください。</u></p>
--

(注) 1 国土交通省の事務連絡から抜粋した。

2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-1-(3)-④ 当省が調査した建築物におけるエレベータの昇降路内の建材の調査状況等

(単位：施設、%)

区 分	調査対象とした建築物				
		エレベータが設置されているもの			
		アスベスト使用の有無を確認していないもの	アスベスト使用の有無を確認したもの		
			うち、アスベスト有		
国の建築物調査	75	44	19	25	1
地方公共団体施設調査	75	43	17	26	2
学校施設等調査	60	16	1	15	0
病院調査	45	39	17	22	1
社会福祉施設等調査	45	9	4	5	0
民間建築物調査	89	54	32	22	0
計	389	205 (100)	90 (43.9)	115 (56.1)	4 (2.0)

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-1-(3)-③ エレベータの昇降路内にアスベスト含有建材が使用されている例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態 調査の名称	しゅん工年	状況
G a 4 (庁舎・東京都)	国の建築物 調査	昭和62年	当該施設では、アスベスト含有が疑われる箇所を建材メーカーから聴取した上で、仕上表、平面図などの設計図書等により施設内の隠ぺい部分についてアスベストの有無を調査した。その結果、エレベータの昇降路にアスベスト含有吹付けロックウールが吹き付けられていることが判明した。なお、今後、囲い込みの措置を予定している。
D b 4 (庁舎・福岡県)	地方公共団体施設調査	昭和57年 昭和63年	当該施設では、設計図書等によりアスベスト使用の有無を調査したところ、エレベータの昇降路にアスベスト含有吹付けロックウール(3.1%)が吹き付けられていることが判明した。なお、今後、除去を予定している。
M b 5 (病院・大阪府)	地方公共団体施設調査	昭和47年	当該施設では、目視及び仕上表、平面図等の設計図書等によりアスベスト使用の有無を確認したところ、エレベータの昇降路にアスベスト含有吹付けロックウール(6.4%)が吹き付けられていることが判明した。なお、今後、除去を予定している。
J d 1 (病院・岐阜県)	病院調査	昭和45年	当該施設では、エレベータ機械室の天井や、柱及び梁に吹付けアスベストがあったことから、エレベータの昇降路におけるアスベストの使用についてもメンテナンス会社に問い合わせたところ、吹付けアスベストが使用されていることが確認された。なお、今後、病院の取り壊しとあわせて除去を予定している。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-1-参考① 全熱交換器のアスベスト使用の可能性等及び専門家の見解

<p>○ 全熱交換器のアスベスト使用の可能性等</p>	<p>全熱交換器は、ビル等の空調設備の換気装置内に設置される機器である。その機能として、冷房時には高温・多湿な外気が全熱交換器の熱交換体（ローター等）を通じてあらかじめ予冷・除湿されて導入され、暖房時には低温・乾燥した外気が熱交換体（ローター等）を通じてあらかじめ予熱・加湿されて導入されるため、通常の外気をそのまま導入するよりも冷暖房効率が高く、また、冷房又は暖房までの時間が短くなり省エネルギーともなる。全熱交換器には、回転型と静止型があり、回転型の場合、給気・排気する回転式のローターにアスベストが使用されているものがあるとされている。</p>
	<p>(注) 関係資料等に基づき、当省が作成した。</p>
<p>○ 当省が意見を聴取した専門家（大学教授）の全熱交換器に対する見解</p>	<p>建築年度の古いホテルやデパートなどの大規模な建築物の中には、空調設備の換気装置に設置されている全熱交換器の中に、熱交換用部品としてアスベストが使用され、撤去や更新が行われないうままとなっているものがあると思われる。</p> <p>これらの全熱交換器は、使用されているアスベストが劣化・損傷している場合、空調設備を通じて室内全体に飛散するおそれがあり、危険だと考えられる。</p>
	<p>(注) 当省の調査結果による。</p>

表Ⅱ-1-参考② 全熱交換器におけるアスベスト使用の有無を確認することが望ましいもの

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	確認の有無	状況
C f 11 (専門学校・北海道)	民間建築物調査	未確認	当該施設では、施設建設に併せて昭和63年(1988年)に全熱交換器を設置しているが、設置以来、熱交換用部品の更新や取替えは行われていない。当該施設では、製造業者に熱交換用部品へのアスベスト使用の有無を確認するなどの措置は講じていないが、1980年代に設置された機器であり、アスベスト含有の可能性もあることから、製造業者等に確認することが望ましいとみられる。
I b 3 (会館・埼玉県)	地方公共団体施設調査	未確認	当該施設では、施設建設に併せて昭和59年(1984年)に全熱交換器4基を設置したが、製造業者に熱交換用部品へのアスベスト使用の有無を確認するなどの措置は講じていない(4基のうち1基は平成11年に熱交換用部品であるローターの取替を実施)。同機器は、1980年代に設置された機器であり、アスベスト含有の可能性もあることから、製造業者等に確認することが望ましいとみられる。なお、当該施設では、今後、製造業者等に使用の有無を確認していきたいとしている。
G b 2 (会館・東京都)	地方公共団体施設調査	未確認	当該施設では、施設建設に併せて昭和57年(1982年)に全熱交換器を設置したが、製造業者に熱交換用部品へのアスベスト使用の有無を確認するなどの措置は講じていない(熱交換用部品の取替等の有無については不明)。同機器は、1980年代に設置された機器でありアスベスト含有の可能性もあることから、製造業者等に確認することが望ましいとみられる。なお、当該施設では、今後、製造業者等に使用の有無を確認していきたいとしている。
<参考> M b 5 (病院・大阪府)	地方公共団体施設調査	確認済み	当該施設では、平成13～14年度に一部の病棟に全熱交換器を設置したが、その後、全熱交換器にもアスベストが使用された熱交換用部品(エレメント)があるとの情報を得たことから、使用実態調査の実施に併せて製造業者に使用の有無について確認している。この結果、アスベストが使用されていないことを確認している。

(注) 当省の調査結果による。

2 ばく露防止対策等の適切な実施

勧 告	説明図表番号
<p>(1) ばく露防止対策の実施状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(ばく露防止対策に係る法令及び各省の指導状況)</p> <p>前述第2の3のとおり、アスベストを取り扱う労働者の安全を確保する観点から、石綿則第10条の規定において、事業者等は、吹付けアスベスト等が損傷、劣化等により、飛散・ばく露のおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置を講じなければならないとされている。</p> <p>また、関係各省は、それぞれの使用実態調査において、アスベストの除去等を推進するため、平成17年7月以降、各府省、都道府県等又は建築物の所有者に対して、調査の対象とされたアスベストの使用が確認された建築物で、使用されているアスベストが劣化し、飛散・ばく露のおそれがあるものについては、直ちに除去等を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずるよう求めている。</p> <p>なお、吹付けアスベスト等の劣化状態については、民間の専門機関の技術指針において、調査・診断の方法が示されている。</p> <p>(アスベスト除去等に対する支援措置)</p> <p>国土交通省は、多数の者が利用する建築物のアスベスト除去等を促進することを目的として、平成18年2月、既存の補助制度である優良建築物等整備事業に、アスベスト改修型優良建築物等整備事業（以下「アスベスト改修型事業」という。）を追加している。</p> <p>アスベスト改修型事業は、地方公共団体が民間事業者等に対して、アスベストの含有の有無を調べるための調査及びアスベスト除去等に要する費用を補助する場合に、国が、その地方公共団体に対して、費用の3分の1を補助することなどを内容とするものであり、予算額は、平成17年度補正予算においてアスベスト改修型事業が50億円（一部は平成18年度に繰越し）、18年度において優良建築物等整備事業に当てられた52億円のうちアスベスト改修型事業分が30億円、19年度において優良建築物等整備事業が48億円（アスベスト改修型事業分としては特に定められていない。）となっており、その支出額は平成17年度から18年度までの合計で約44億円となっている。</p> <p>また、国土交通省が、平成17年度に創設した地域住宅交付金制度では、地方公共団体が地域の実情に応じて、アスベストの含有の有無を調べるための調査や、アスベスト除去等を行う場合にも支援しているところである。</p> <p>このほか、地方公共団体独自の施策である融資及び利子補給（以下「融資等」という。）により、アスベスト対策に取り組んでいる地方公共団体もみられる。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が、「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県におけるばく露防止対策の実施状況を調査した結果、次のとおり、ばく露防止対策の実施が適切に行われていない状況がみられた。</p>	<p>表Ⅱ-2-(1)-①</p> <p>表Ⅱ-2-(1)-②</p> <p>表Ⅱ-2-(1)-③</p> <p>表Ⅱ-2-(1)-④</p>

勸 告	説明図表番号
<p>(ばく露防止対策の実施状況)</p> <p>当省が、15都道府県に所在する389施設を、目視や設計図書等により、調査したところ、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されているとみられた199施設のうち除去等の措置を実施していないものが146施設みられ、これらについて、民間の専門機関の技術指針に照らして、その劣化状況を確認したところ、毛羽立ち、たれ下がり、繊維のくずれなどの劣化があり、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるものが36施設（24.7%）みられた。</p> <p>このうち21施設（14.4%）は、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されていた箇所の閉鎖又は使用禁止などのばく露防止対策が講じられているが、それらの対策が講じられていないものが、次のとおり、15施設（10.3%）みられた。</p> <p>i) 所有者等が目視により確認したところ、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられたため、当該所有者等が専門の業者に依頼してアスベスト粉じん濃度を測定した結果、アスベスト工場等の敷地境界基準（空気10中10本）以内であったことから、飛散するおそれがないと考えたなどの理由から、ばく露防止対策が講じられていないもの（4施設）</p> <p>ii) 所有者等が、ばく露防止対策を講ずる必要性を認識しているにもかかわらず、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の除去等の措置には多額の費用を要することやアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が確認された施設が営業に不可欠な施設であることなどを理由として、除去等の実施に消極的なもの（9施設）</p> <p>iii) アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が使用されている箇所の使用頻度が低いことなどを理由として、所有者等がばく露防止対策を講じず、定期的にはうきで清掃させるなど従来どおり職員に使用させているもの（2施設）</p> <p>(吹付けアスベスト等除去等のあい路)</p> <p>上記のとおり、ばく露防止対策が講じられていないものがある原因は、下記のとおり、i) アスベスト粉じん濃度の測定結果がアスベスト工場等の敷地境界基準以内であれば、ばく露防止対策を講ずる必要がないと所有者等が誤解していること、ii) アスベスト粉じんの室内環境についての基準が定められていないこと、iii) アスベストの除去等の支援措置が十分でないことなどによるとみられる。</p> <p>i) 劣化状態等を把握する際のアスベスト粉じん濃度の位置付け</p> <p>上記のとおり、当省の調査結果では、アスベストが含有されている可能性がある吹付け材の劣化がみられたため、所有者等が専門の業者に依頼してアスベスト粉じん濃度を測定した結果、アスベスト工場等の敷地境界基準以内であったことから、飛散するおそれがないと誤解している例がみられる。</p> <p>しかし、民間の専門機関の技術指針においては、「吹付けアスベスト劣化状態等の把握のための診断は、処理工事の要否及び処理工事を実施する場合の工法を選定するための診断であり、現地調査において吹付けアスベストの劣化状態の把握、アスベスト粉じん濃度の状況の把握、現地状況・周辺状況等（使用頻度等）を勘案して、総合的に診断する」こととされている。</p> <p>このため、所有者等によって行われているアスベスト粉じんの濃度の測定については、測定時点でのアスベスト飛散の有無や程度を判断</p>	<p>表Ⅱ-2-(1)-⑤</p> <p>事例Ⅱ-2-(1)</p> <p>表Ⅱ-2-(1)-③(再掲)</p>

勸 告	説明図表番号
<p>するには参考となるものの、その結果のみから直ちに除去等の措置の必要性を判断することはできず、その必要性を判断するには劣化状態の把握等を勘案して、総合的に診断することが必要となっている。</p>	
<p>ii) 建築物室内におけるアスベスト濃度指標</p>	
<p>空気中におけるアスベスト粉じんの濃度の基準については、労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第75号）における建築物の解体工事現場などの労働環境の基準（空気10中150本）及び大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）に基づくアスベスト工場等の敷地境界基準は定められているものの、室内環境についての基準は設定されていない。</p>	表Ⅱ-2-(1)-⑥
<p>このため、平成17年12月の建築分科会建議において、「健康影響の観点からの一定の指標の設定が課題であり、室内空気中のアスベスト繊維濃度指針等の設定が望まれる。」と提言されている。また、「総合対策」では、「国民の不安への対応」の具体的な方策として、通常室内等の低濃度環境におけるアスベスト濃度測定技術の確立を含め、建築物室内のアスベスト濃度指標の設定に資する基礎的な調査研究を行うこととされた。</p>	表Ⅱ-1-(1)-②(再掲) 表Ⅰ-4-⑤(再掲)
<p>こうした状況を受け、文部科学省が所管する科学技術振興調整費により実施された「アスベストによる健康障害対策に関する緊急調査研究」の一環として、民間の専門機関において、建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究が行われ、平成18年3月、「建築物室内のアスベスト濃度指標の検討」が取りまとめられた。それによれば、アスベストの室内濃度については、相当数の測定データを得ることができ、試料採取方法や測定技術についても一定の知見を得たとする一方、今後更なるデータの蓄積が必要と考えられるとし、取り分け、建築物室内の濃度指標の設定に当たっては、より多くのデータに基づく詳細な検証が必要となり、建築、医学等の専門家による多角的な検討も求められるとしているが、これ以降、建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究は、行われていない。</p>	表Ⅱ-2-(1)-⑦
<p>iii) アスベストの除去等の支援措置の活用状況</p>	
<p>アスベスト改修型事業は、地方公共団体に対する間接補助であるため、民間事業者等が同事業を利用するには、所在する都道府県又は市町村において補助制度が創設されていることが前提となっている。このため、国土交通省は、平成18年11月現在で全国の都道府県及び政令市における補助制度の創設状況を取りまとめ、同年12月26日に開催された都道府県及び政令市の建築行政担当者会議等において、アスベスト改修型事業の活用を促している。</p>	表Ⅱ-2-(1)-④(再掲)
<p>さらに、国土交通省は、平成19年8月30日付けで都道府県等に対し、市町村も含めた補助制度の創設状況についての調査を依頼し、同年9月現在で、全国の1,877地方公共団体におけるアスベストの除去等の支援措置の創設状況を取りまとめている。</p>	表Ⅱ-2-(1)-⑧
<p>それによれば、アスベスト改修型事業に係る補助制度の創設状況は、</p>	
<p>a) 都道府県レベルでは、47都道府県のうち、創設済みが18都道府県(38.3%)、創設を検討中が5都道府県(10.6%)、創設予定なしが5都道府県(10.6%)、他の融資等により対応することとしているもの19都道府県(40.4%)</p>	
<p>b) 政令市レベルでは、17政令市のうち、創設済みが13政令市</p>	

勸 告	説明図表番号
<p>(76.5%)、創設を検討中が3政令市(17.6%)、他の融資等により対応することとしているもの1政令市(5.9%)</p> <p>c) 市町村レベルでは、1,813市町村のうち、創設済みが122市町村(6.7%)、創設を検討中が83市町村(4.6%)、創設予定なしが1,596市町村(88.0%)、他の融資等により対応することとしているもの12市町村(0.7%)となっている。</p> <p>このように、アスベスト改修型事業に係る補助制度が創設されていない地方公共団体があるのは、財政負担を嫌って難色を示しているところが多いためとの指摘もある。また、アスベスト改修型事業に対する国からの補助金の支出状況は、平成17年度から18年度までの間において、地方公共団体施設のために支出された国費が約33億円となっている一方、民間建築物に対する支出はその19分の1の約2億円にとどまっているなど、民間のアスベスト除去対策には十分活用されていない。</p> <p>なお、前述「ばく露防止対策の実施状況」ii)の除去等の措置の実施に消極的な9施設のうち、当省が調査した平成18年11月現在で、アスベスト改修型事業に係る補助制度が創設されている県市に所在するものは1施設、同制度が創設されていない県市に所在するものは8施設となっており、その後、19年9月現在で、創設されている県市に所在するものは2施設、創設されていない県市に所在するものは7施設となっている。</p> <p>【所 見】</p> <p>したがって、国土交通省は、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その状態等に応じた適切な除去等の措置が速やかに行われるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 除去等の措置の必要性を判断するには、アスベスト粉じん濃度の測定結果のみではなく、劣化状態、使用頻度等を勘案して、総合的に診断することが必要であることを都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p> <p>また、建築物室内のアスベスト濃度に関する調査を引き続き実施すること。</p> <p>② アスベスト改修型優良建築物等整備事業に係る補助制度の都道府県及び市町村における創設状況を引き続き把握し、アスベスト除去等の促進に効果を挙げている例を収集し、都道府県等に対して情報提供するなどにより、同制度の創設を都道府県等に働きかけること。</p> <p>(2) 吹付けアスベスト等の管理状況</p> <p>【制度の概要】</p> <p>(吹付けアスベスト等の管理に係る各省の指導状況)</p> <p>吹付けアスベスト等の適切な管理を実施するため、使用実態調査の実施に当たって、i) 国土交通省(国の建築物調査担当部局)は各府省に対し、文部科学省及び厚生労働省は都道府県等に対し、吹付けアスベスト等の状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがなく、除去等の措置を実施する必要がない場合であっても、将来劣化するおそれがあるため、その状態を定期的に観察すること、及び、ii) 国土交通省(国の建築物調査担当部局)は各府省に対し、文部科学省は都道府県等に対し、使用実態調査の結果及び工事の記録(以下「使用実態</p>	<p>表Ⅱ-2-(1)-④(再掲)</p> <p>表Ⅱ-2-(2)-①</p>

勸 告	説明図表番号
<p>調査結果等」という。)を保存することを、それぞれ求めている。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回、当省が、「当面の対応方針」に基づく7使用実態調査のうち公共住宅調査を除く6調査について、これらを所管する総務省、文部科学省、厚生労働省及び国土交通省並びにこの4省から依頼を受けて調査を実施した15都道府県における吹付けアスベスト等の管理状況を調査した結果、次のとおり、定期的な観察など吹付けアスベスト等の管理が適切に行われていない状況がみられた。</p> <p>ア 定期的観察の実施状況</p> <p>(定期的観察に関する各省の指導状況)</p> <p>国土交通省(国の建築物調査担当部局)は、国の建築物調査において、各府省に対し、緊急の措置の必要がないものについては、定期的な劣化、損傷等の状況等の確認を実施するよう指導するとともに、定期的に確認する際の頻度についても、例として、i)吹付けアスベスト等の使用が確認された場合は、露出部分、気流の流れのある部分については、3か月に1回程度、ii)吹付けアスベスト等の飛散防止措置が実施されている場合は、1年に1回程度、それぞれ目視による点検を実施することなどを挙げている。</p> <p>また、文部科学省も、学校施設等調査において、都道府県等に対し、i)ばく露のおそれがないものについては、最終的に吹付けアスベスト等が除去されるまでの間、吹付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行うこと、ii)既に封じ込めや囲い込みの状態にあるものについては、最終的に使用されているアスベストが除去されるまでの間、その状態等について点検・維持管理を行うことを求めている。さらに、厚生労働省も、病院調査及び社会福祉施設等調査において、都道府県等に対し、施設又は病院におけるアスベストに係る安全管理等について、現在飛散のおそれがない場合であっても、吹付けアスベストの状態を、定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導するよう求めている。</p> <p>しかしながら、総務省は地方公共団体施設調査において、また、国土交通省(民間建築物調査担当部局)は民間建築物調査において、都道府県等に対し、定期的観察の実施を求めている。</p> <p>なお、定期的観察の実施について、関係各省間における情報の共有は行われていない。</p> <p>(定期的観察の実施状況)</p> <p>当省が、定期的観察の実施が求められていない地方公共団体施設調査及び民間建築物調査の対象となった、15都道府県に所在する164施設を目視や設計図書等により調査したところ、アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されていた91施設のうち除去等の措置を実施していないものが72施設みられた。</p> <p>72施設で使用されている吹付け材について、民間の専門機関の技術指針に照らして、その劣化状況を確認したところ、状態が安定し、当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものが52施設みられた。</p> <p>なお、残る20施設については、前述のとおり、使用されていた箇所の閉鎖などのばく露防止対策が講じられているものが6施設、これらの対策が講じられていないものが14施設となっている。飛散・ばく露</p>	<p>表Ⅱ-2-(2)-②</p> <p>表Ⅱ-2-(2)-①(再掲)</p> <p>表Ⅱ-2-(2)-③</p>

勸 告	説明図表番号
<p>のおそれがないとみられる51施設（上記52施設のうちアスベストが含有されている可能性がある吹付け材が把握漏れのため除去等の措置が未実施の1施設を除く。）について定期的観察の実施状況をみると、47施設では定期的観察を行っているか、おおむね6か月以内に除去を予定している。</p> <p>しかし、4施設（7.8%）では、吹付けバーミキュライトであるため飛散のおそれがない、調査を依頼した建設会社から定期的観察の必要性について言及がなかったなどの理由から、定期的観察が行われていない。</p> <p>なお、当省が、定期的観察の実施を求めている国の建築物調査、学校施設等調査、病院調査及び社会福祉施設等調査の対象となった、15都道府県に所在する225施設を調査したところ、定期的観察を実施していないものが、国の建築物調査で当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられる14施設中1施設、病院調査で同15施設中2施設、社会福祉施設等調査で同7施設中2施設みられた。一方、定期的観察の実施を求めている地方公共団体施設調査においては、調査した14県及び23市区のうち23県市（62.2%）が、自主的に定期的観察を行っている状況がみられた。</p>	<p>事例Ⅱ-2-(2)-①</p> <p>表Ⅱ-2-(2)-④</p>
<p>イ 使用実態調査結果等の所有者等における保存状況 （使用実態調査結果等の所有者等における保存に関する各省の指導状況）</p> <p>国土交通省（国の建築物調査担当部局）は国の建築物調査において各府省に対し、文部科学省は学校施設等調査において都道府県等に対し、使用実態調査結果等は、改修・解体工事を実施する際に有用であることから、それらの所有者等における適切な保存を、それぞれ求めている。</p> <p>しかしながら、総務省は地方公共団体施設調査において、厚生労働省は病院調査及び社会福祉施設等調査において、また、国土交通省（民間建築物調査担当部局）は民間建築物調査において、都道府県等に対し、使用実態調査結果等の所有者等における保存を求めている。</p> <p>なお、使用実態調査結果等の所有者等における保存について、関係各省間における情報の共有は行われていない。</p>	<p>表Ⅱ-2-(2)-⑤</p>
<p>（使用実態調査結果等の所有者等における保存状況）</p> <p>当省が使用実態調査結果等の所有者等における保存が求められていない地方公共団体施設調査、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査の対象となった、15都道府県に所在する254施設について、使用実態調査の結果の保存状況を調査したところ、所有者等が、保存の必要性を認識していないなどの理由から、これを保存していないものが、病院調査、社会福祉施設等調査及び民間建築物調査において、12施設（4.7%）みられた。</p> <p>また、上記254施設のうち、アスベストの除去等の対策工事のうち「除去」以外の措置が講じられた31施設について、当省がその記録の保存状況を調査したところ、所有者等が、囲い込み工事を行ったことにより対策は終了したと認識し、工事の記録を保存していないものが、民間建築物調査において、1施設みられた。</p>	<p>表Ⅱ-2-(2)-⑥</p> <p>事例Ⅱ-2-(2)-②</p> <p>表Ⅱ-2-(2)-⑥</p> <p>事例Ⅱ-2-(2)-③</p>

勸 告	説明図表番号
<p>【所 見】</p> <p>したがって、総務省、厚生労働省及び国土交通省は、相互に連携して、設計図書、使用実態調査等により吹付けアスベスト等の使用が判明したもの及び今後把握されたものについて、所有者等において、その適切な管理が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 総務省及び国土交通省は、定期的観察の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知するとともにその具体的な実施方法を提示すること。</p> <p>② 厚生労働省及び国土交通省は、使用実態調査結果等の所有者等における保存の必要性について、都道府県等を通じて建築物の所有者等に周知すること。</p>	

表Ⅱ-2-(1)-① 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）（抜粋）

<p>第10条</p> <p>事業者は、その労働者を就業させる建築物の壁、柱、天井等（次項及び第4項に規定するものを除く。）に吹き付けられた石綿等が<u>損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならない。</u></p> <p>（第2項及び第3項略）</p> <p>4 法第34条の建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、第1項に規定する措置を講じなければならない。</p>
--

（注）下線は、当省が付した。

表Ⅱ-2-(1)-② アスベスト使用建築物に対する各省の方針

使用実態調査の対象施設 （所管府省）	通知名等	処理の方針
国の建築物 （国土交通省）	「既存官庁施設における吹付けアスベスト等の飛散防止に係る対応について（注意喚起）」（平成17年7月14日付け国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室長事務連絡）	国土交通省としては、保全指導の一環として、今回の石綿則の制定及び人事院規則 10-4 の運用の一部改正の趣旨に鑑み、各省各庁の保全担当部局の関係者にこれらの情報（吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該石綿等の除去等の措置が必要（石綿則第10条第1項）で、国家公務員については、この規定が準用されること。）を提供し、注意喚起する。
	「既存官庁施設における吹付けアスベスト等の使用実態及び施設の適正な保全の実施について」（平成17年9月30日付け国営保第32号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）	<p><u>1 調査結果に基づく措置</u></p> <p>吹付けアスベスト等の使用が確認された施設において、吹付けアスベスト等の劣化、損傷等により粉じんが飛散し、人のばく露のおそれがある場合については、速やかに除去等の措置を講ずることが必要。</p> <p>必要に応じてアスベスト含有量を確認するほか、吹付けアスベスト等が施工されている部位等を勘察しつつ、劣化、損傷等の状況等を把握し、適切に必要な措置の実施について検討。</p> <p><u>2 適正な保全のための留意事項</u></p> <p>現時点では緊急の措置の必要がないとした吹付けアスベスト等（対策済みを含む）については、定期的に劣化、損傷等の状況、粉じんの飛散の状況等の確認を実施し、適時適切に除去等の必要な措置を講ずることが必要。</p> <p>アスベストに係る調査の記録、設計図書、工事関連図書等の書類は、改修・解体工事を実施する際の有用な情報であるので、適切に保管するよう努めること。</p> <p>劣化等により必要な措置を講ずるまでの間のばく露の防止、利用者が限られ使用頻度の低い室の吹付けアスベスト等の不用意な扱いによる劣化、損傷等の防止等を考慮し、適切な情報提供、立入の制限等に配慮すること。</p>
地方公共団体施設 （総務省）	「アスベスト問題に対する当面の対応について」（平成17年11月29日付け総行自第261号総務省大臣官房総括審議官通知）	<p>次の対応を講ずるよう、各都道府県知事等に依頼。</p> <p>吹付けアスベスト等の使用が確認され、未処理のうち、ばく露のおそれのある施設については、速やかに、除去、封じ込め等必要な措置を講ずること。</p> <p>現時点で、調査中としている施設については、速やかに調査・分析等により確認するなど、必要な措置を講ずること。</p>
学校施設等 （文部科学省）	「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について」（平成17年7月29日付け17文科施第154号文部科学省大臣官房長通知）	措置済状態ではなく、アスベスト（石綿）等の損傷、劣化等によるアスベスト（石綿）等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがある場所については、直ちにアスベスト（石綿）等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずること。

	<p>「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）」（平成17年11月29日付け17文科施第273号文部科学省大臣官房長通知）</p>	<p>1 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、<u>ばく露のおそれのあるものの取扱いについて</u> <u>ばく露しないように部屋等を立ち入り禁止にすることなどが必要</u>である。また、併せて、関係部局と連携しつつホームページ等での公表や関係者への説明を行う。 そのうえで、吹き付けアスベスト等の劣化、損傷の状態、当該施設の利用状況、代替施設の確保の可能性、対策工事の実施時期及び維持管理体制等を総合的に勘案して、関係部局と連携しつつ「<u>除去</u>」、「<u>封じ込め</u>」、「<u>囲い込み</u>」などの<u>適切な工法を選択し対策工事を実施</u>する。この場合、「除去」が粉じんの飛散防止の方法として、もっとも効果的であり、損傷、劣化の程度の高いもの、基層材との接着力が低下しているもの、振動や漏水のあるところに使われているもの等については、「除去」を選択する。</p> <p>2 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、<u>ばく露のおそれがないものの取扱いについて</u> <u>将来的に飛散する可能性がないとはいえない。</u>このため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等にそのことを周知するとともに、<u>吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行う。</u> また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、維持管理を行った上で、運営面にできるだけ支障をきたさないよう考慮して、計画的に除去を行うなどの対策を講ずる。</p> <p>3 既に措置済状態にあるものの取扱いについて 将来的に飛散する可能性がないとはいえないため、最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、<u>封じ込め面の状態や囲い込み材の状態等について点検・維持管理を行う。</u> また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等が行われる場合に併せて除去することも検討する。</p> <p>4 アスベストに関する関係書類等の保存について <u>アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底する。</u> また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップを行うこととしているため、今回調査の関係書類は保存しておく。</p>
<p>病院 （厚生労働省）</p>	<p>「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）」（平成17年8月1日付け医政発第0801004号厚生労働省医政局長通知）</p>	<p>4 調査提出期限 注1）・・・「個表」については、各都道府県において適切に保管されたい。</p> <p>5 調査実施方法 (1)「個表」について ④ 措置済状態ではなく、アスベスト（石綿）等の損傷、劣化等によるアスベスト（石綿）等の粉じんの飛散により、<u>ばく露のおそれがある場所については、直ちにアスベスト（石綿）等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずること。</u></p>
	<p>「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成17年11月29日付け医政指発第1129002号厚生労働省医政局指導課長通知）</p>	<p>6. アスベストにかかる病院の安全管理等について 吹き付けアスベスト等がある場所を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後経年変化で吹き付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹き付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、改めて職員、患者等に周知徹底を図るとともに、<u>吹き付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうかを定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等病院の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導方お願いします。</u></p>
<p>社会福祉施設等 （厚生労働省）</p>	<p>「社会福祉施設等における吹き付けアスベスト（石綿）等使用実態調査について（依頼）」（平成17年8月1日付け雇児発第0801001号、社援発第0801001号、障発0801001号、老発第0801001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福</p>	<p>3 調査表提出期限 注1）・・・「個表（4（1）」については、各都道府県市において適切に保管されたい。</p> <p>4 調査実施方法 (1)「個表」について ⑤ 措置済状態ではなく、アスベスト（石綿）等の損傷、劣化等によるアスベスト（石綿）等の粉じんの飛散により、<u>ばく露のおそれがある場所については、直ちにアスベスト（石綿）等の除去を行うなど、法令等に基づき適切な措置を講ずること。</u></p>

	<p>祉部長、老健局長連名通知)</p> <p>「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成17年11月29日付け雇児発第1129001号、社援発第1129001号、障発1129001号、老発第1129001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)</p>	<p>7. アスベストにかかる施設の安全管理等について</p> <p>吹付けアスベスト等がある室等を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後経年変化で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、改めて職員、入所者等に周知徹底を図るとともに、吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうかを定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等施設の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導方お願いします。</p>
民間建築物 (国土交通省)	<p>「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について（依頼）」（平成17年7月14日付け国住指第1049号都道府県建築主務部長あて国土交通省住宅局建築指導課長通知)</p> <p>「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」（平成17年7月15日付け国土交通省住宅局建築指導課課長補佐事務連絡)</p>	<p>アスベストが発散するおそれがある場合には、所有者等に対し、当該部分に損傷を与えたり、不用意に除去等を行わないようにするとともに、適切な除去、封じ込め等の対策を行うよう指導する。</p> <p>3 その他</p> <p>今回の調査により得られた情報は、今後の既存建築物対策の対応に役立つものと考えられますので、適切に保管・活用してください。</p>

(注) 1 各省の通知等に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

『改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006』

3. 4 吹付けアスベスト劣化状態等の把握のための診断

吹付けアスベスト劣化状態等の把握のための診断は、処理工事の要否及び処理工事を実施する場合の工法を選定するための診断であり、現地調査において吹付けアスベストの劣化状態の把握、アスベスト粉じん濃度の状況の把握、現地状況・周辺状況等（使用頻度等）を勘案して、総合的に診断する。

3. 4. 1 吹付けアスベストの劣化状態把握のための現地調査

吹付けアスベストの劣化状態の把握は、以下のとおり、主として目視により行う。

(1) 吹付けアスベストの劣化状態の種類

吹付けアスベストの劣化状態及び種類を表3.2に示す。

(2) 劣化状態の診断

現地での目視観察は、対象物から1m以内に接近して行うことを原則とする。

劣化状態の診断は表3.3による。

表3.2 吹付けアスベストの劣化状態及び種類
(次頁参照)

表3.3 劣化状態の診断

①層表面の毛羽立ち ②繊維のくずれ ③たれ下がり ④下地と層間の浮き・はがれ ⑤層の局部的損傷・欠損 ⑥層の損傷・欠損	左記①…⑥の状況について、目視により診断する。	劣化無し→竣工時と大差はなく、かつ、紛じんの発生も認められない場合は、3.6に基づく維持保全計画書（診断結果含む）を作成する。 <u>①～⑥の劣化有り→その他処理に必要な調査を実施。</u> アスベスト粉じんの飛散防止処理工法の選定。
--	-------------------------	--

(略)

3. 4. 2 粉じん濃度の状況把握のための現地調査

吹付けアスベストが施工されている場所では、アスベスト粉じんの飛散の可能性があり、参考としてアスベスト粉じん濃度測定を行うことが望ましい。

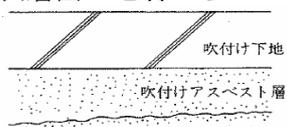
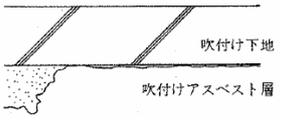
(中略)

(4) アスベスト粉じん濃度の判定

アスベスト粉じん濃度に関しては、作業環境における管理濃度（150f/1）及びアスベストを取り扱う事業所の敷地境界における基準値（10f/1）が設定されているのみであり、室内におけるアスベスト粉じん濃度は設定されていない。外国においても明確な基準を設けている国々はほとんどない。したがって、アスベスト粉じん濃度が測定されたとしても、その測定データから直ちにアスベスト飛散防止処理工事の要否を判断することはできない。

また、もうひとつの重要な問題としてアスベストの計数を何で実施するかが重要である。すなわち、位相差顕微鏡法、位相差・分散顕微鏡を用いた分散染色法を用いるかで繊維数濃度は大きく異なる。

表3.2 吹付けアスベストの劣化状態及び種類

劣化状態	定義・主要要因
<p>1 表層面の毛羽立ち</p> 	<p>吹付けアスベストの表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。</p>
<p>2 繊維のくずれ</p> 	<p>「毛羽立ち」の程度から更に劣化が進行し、表層又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。</p>
<p>3 垂れ下がり</p> 	<p>吹付けアスベストの一部分が劣化し、外力等によって層外へ垂れ下がっているもの。</p>
<p>4 下地と吹付けアスベストとの間の浮き、はがれ</p> 	<p>吹付けアスベストの下地への付着力が低下することによって、吹付けアスベスト層と下地との間にすき間、はく離がみられるもの。</p>
<p>5 層の局部的損傷・欠損</p> 	<p>人為的又は経時変化によって、アスベストの表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹、はく落、はく離。</p>
<p>6 層の損傷・欠損</p> 	<p>人為的又は経時変化によって、生じた施工面のほぼ全面にわたる凹、はく落、はく離。</p>

(注) 「改訂 既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説 2006」(平成18年9月財団法人日本建築センター発行)から抜粋した。

<参考>

『既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説』（抜粋）

4. 2 診断及び診断区分

診断は、3. 2(1)「事前調査」の結果に基づき行うもので、診断時の手法等に応じて以下のように区分する。

(1) 1次診断

アスベストが使用されているかの再確認、劣化状況の把握を現場において行う。主として目視、接触又は簡易な器具による診断。

また、処理工法の選定に必要な調査を行なう。

目視観察は対象物から1m以内に接近して行うことを原則とする。ただし、接近することが不可能な場合には、望遠鏡等を使用する。

(2) 2次診断

1次診断でアスベストが使用されているか否かが、不明なものについて判定。

X線回析分析装置等による診断。

診断行為については、4. 4「1次診断」、4. 5「2次診断」及び4. 6「維持保全計画」を参照のこと。

また、処理工法選定に必要な調査等は5. 3「処理工法の選定方法」を参照のこと。

4. 3 吹付けアスベスト層の劣化現象の種類

吹付けアスベスト層の劣化現象の種類は表 4. 3. 1 による。

表 4. 3. 1 吹付けアスベスト層の劣化現象の種類

劣化現象	定期・主な要因
①層表面の毛羽立ち	吹付けアスベスト層の表層部で結合材の劣化などによってアスベスト繊維が毛羽立っているもの。
②繊維のくずれ	「毛羽立ち」の程度からさらに劣化が進行し、表層、又は表層下部の繊維がほぐれて荒れた状態になっているもの。
③たれ下がり	吹付けアスベスト層の一部分が劣化、外力等によって層外へたれ下がっているもの。
④下地とアスベスト層との間の浮き・はがれ	アスベスト層の下地への付着力が低下することによって、アスベスト層と下地との間にすき間、はく離がみられるもの。
⑤層の局部的損傷・欠損	人為的又は経時変化によって、アスベストの表面、層自体の層間・下地間で生じた局部的な凹、はく落、はく離。
⑥層の損傷・欠損	人為的、又は経時変化によって生じた施工面のほぼ全面にわたる凹凸、はく落、はく離。

劣化現象をモデル化したものを図4. 1に示す。

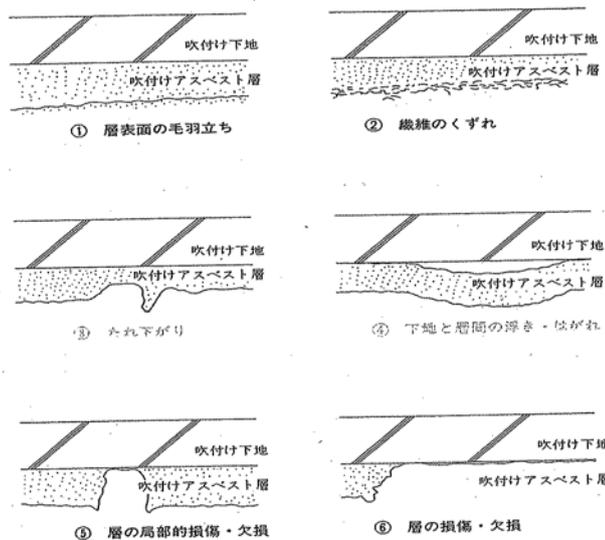


図4. 1 劣化現象のモデル図

(注) 「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（昭和63年6月財団法人日本建築センター発行）から抜粋した。

表Ⅱ-2-(1)-④ アスベスト改修型事業の概要

背景・目的	アスベストによる被害の未然防止を図るため、多数の者が利用する建築物の対策を促進する。
対象地域	全国
対象建築物	<ul style="list-style-type: none"> 多数の者が利用する建築物（多数の者が共同で利用する部分に限る。（付属する電気室・機械室等を含む。）） 露出して吹付けアスベスト等が施工されているもの（調査については、施工されているおそれのあるもの） 学校等の公的施設については、国による他の補助対象となっていないものに限る。
補助内容	<ul style="list-style-type: none"> 対象建築物の所有者等が行う、露出して施工されている吹付け建材について、アスベストの含有の有無を調べるための調査に要する費用について補助 対象建築物の所有者等が行う、吹付けアスベスト等の除去、封じ込め又は囲い込みに要する費用について補助（調査設計計画費、附帯事務費、除去工事に必要な移転補償等に要する経費を含む。）
補助対象事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体、独立行政法人都市再生機構（直接補助：補助率1/3） 民間事業者（間接補助：補助率1/3）

予算額・配分額

表 アスベスト改修型事業の予算額等

区分		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
予算額	優良建築物等整備事業	—	—	52 億円	—	48 億円	—
	アスベスト改修型 (a)	50 億円	補正で計上。 残額は 18 年 度に繰越し。	30 億円	52 億円の内 数として定 めた。	—	特に定めてい ない。
配分額	アスベ スト改修型	地方公共団 体向け	32 億 6,299 万円			—	
		民間向け	1 億 7,472 万円			—	
		その他	9 億 7,000 万円			—	
		小計 (b)	44 億 771 万円			—	
差額 (a)-(b)		35 億 9,229 万円			—		

(注) 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ-2-(1)-⑤ 吹付けアスベスト等が劣化し、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるにもかかわらず、ばく露防止対策が講じられていないもの

(単位：施設、%)

区分	調査対象とした建築物数	うち、				
		アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用されているとみられた施設数	除去等の措置を実施していない施設数	アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が劣化し飛散・ばく露のおそれがあるとみられる施設数	閉鎖又は使用禁止などのばく露防止対策が講じられていない施設数	閉鎖又は使用禁止などのばく露防止対策が講じられていない施設数
国の建築物調査	75	32	16	2	2	0
地方公共団体施設調査	75	46	38	4	3	1
学校施設等調査	60	30	25	3	3	0
病院調査	45	29	23	8	7	1
社会福祉施設等調査	45	17	10	3	3	0
民間建築物調査	89	45	34	16	3	13
計	389 (100)	199 (51.2)	146 (100)	36 (24.7)	21 (14.4)	15 (10.3)

(注) 1 当省の調査結果による。

2 「アスベストが含有されている可能性がある吹付け材が劣化し飛散・ばく露のおそれがあるとみられる施設数」欄は、当省による評価である。

3 「除去等の措置を実施していない施設数」には、調査対象となるアスベスト建材が把握漏れとなっていたために未措置となっていたものが、地方公共団体施設調査において1施設、学校施設等調査において3施設あり、これらを含む。

事例Ⅱ-2-(1) 劣化があり、飛散・ばく露のおそれがあるとみられるにもかかわらず、ばく露防止対策が講じられていない例

i) アスベスト粉じん濃度の測定時点で飛散していないことから、劣化状態にかかわらず、ばく露防止対策が講じられていない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
I b 5 (福祉施設・埼玉県)	地方公共団体施設調査	昭和49年	<p>当該施設では、廊下及び事務室の天井に、吹付けパーミキュライト(クリソタイル5.3%含有)がみられた。</p> <p>当該施設では、アスベストの劣化等の状態について、吹付けの状態が安定していること、粉じん濃度測定を実施したところ0.5本/l(測定下限値)未満であったことから、飛散のおそれはないと判断し、除去等の措置は講じないこととした(施設の改修工事の際に除去するとしているが、時期は未定)。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、一部破損しているところ(会議室天井)や落下のおそれのあるところ(廊下天井)があり、安定しているとは言い難い状況がみられた。</p> <p>これについて、当該施設では、「現在、劣化がみられ、安定しているとは言い難い状況にあることは理解しているが、粉じん濃度測定の結果等から使用できない状態であるとは認識していない。今</p>

			<p>後、劣化の進行状況を見守り、必要があれば再度粉じん濃度測定を行うなどして、使用できない状況であると判断されれば除去等の措置を実施したい。」としている。</p> <p>なお、廊下、事務室は常時使用している。</p>
I d 2 (病院・埼玉県)	病院調査	昭和52年	<p>当該施設では、①ボイラー室及び機械室、②パッケージ室、③発電機室の各室の壁、天井の梁巻きに、吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>①ボイラー室及び機械室では、天井からのたれ下がり、壁の層表面の毛羽立ち、壁のスイッチ周りや物がぶつかったと思われる箇所に層の局部的損傷が、②パッケージ室では、天井からのたれ下がり、壁の層表面の毛羽立ちがみられたほか、壁にははしごが立てかけられ、③発電機室では、天井からのたれ下がり、壁の層表面の毛羽立ちがみられた。</p> <p>当該施設では、粉じん濃度測定の結果、①ボイラー室3.0本/ℓ、機械室3.4本/ℓ、②パッケージ室2.2本/ℓ、③発電機室未実施となっており、法令で定める基準（10本/ℓ）以内であるので、飛散のおそれはないと判断している。</p> <p>これら4室は施設の維持管理のため職員が使用する必要があり、①ボイラー室及び機械室は常時職員がいる状態、②パッケージ室は一日数回、③発電機室は週一回程度の使用となっている。</p> <p>当該施設では、建て替えを検討しているが、その時期は未定で、除去工事の実施を建て替えの時期まで待つか、その前に別途実施するか判断に苦慮しているとし、また、除去工事の実施に約5,000万円かかるほか、工事の期間は機械を止め病院を閉鎖しなければならず、その面の負担も大きいとしている。</p>
K f 4 (駐車場・香川県)	民間建築物調査	昭和50年	<p>当該施設では、立体駐車場1～3階の柱、梁及び天井に耐火被覆材として、アスベスト含有吹付けロックウール(クリソタイル6.7%含有)がみられた。</p> <p>当該施設では、粉じん濃度測定を実施した結果、1階及び2階駐車場とも定量下限（0.12本/ℓ）未満であり、現状では飛散していないとしている。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、吹き付けられた層の損傷・欠損がみられ、3階駐車場は、地上からの高さがあり、気流の流れがあることから、粉じん濃度測定は実施されていない。</p> <p>当該施設では、1階部分は平成3年に封じ込め済みであるが、その他の部分の除去工事の実施には約6,000万円かかり、会社の収益も厳しいため、対応に苦慮しているとしている。</p>
K f 5 (事務所・香川県)	民間建築物調査	昭和41年	<p>当該施設では、1階営業室、2階廊下及び3階事務室の天井に、吹付けバーミキュライト（アスベスト1%超含有）がみられた。</p> <p>当該施設では、粉じん濃度測定を実施した結果0.055～0.13本/ℓであったことから、現状では飛散していないと判断している。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、吹き付けられた層に浮き・はがれ、層の局部的損傷・欠損がみられた。</p> <p>当該施設では、今後は、i) 常時目視点検と2～3年に1回粉じん濃度測定を行う、ii) 除去には費用がかかり、営業も休止する必要があるため計画的に措置を講じていく予定であるとし、従来どおり使用するとしている。</p> <p>なお、これらの箇所は、週5日、1日8時間程度使用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

ii) 費用負担や営業上の支障などの理由から、ばく露防止対策の実施に消極的なものの例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
C f 13 (ホテル・北海道)	民間建築物調査	昭和42年	<p>当該施設では、地下クリーニング工場及び機械室の天井、梁に、建築物のしゅん工年及び建築士の目視等からみて吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、アスベストの劣化等の状態について、層表面の毛羽立ち、層の局部的損傷・欠損がみられ、飛散のおそれについては、気流の流れもあり、ほこりの付着、振動等によるはく離が発生する可能性はあるとしているが、湿度が高いことなどから現状では飛散状況はないとしている。</p> <p>当該施設では、現在経営の建て直し中であるため大掛かりな工事等が困難であることから、従来どおり使用しているとしている。</p> <p>なお、地下クリーニング工場は、1日4時間程度、機械室は、1日30分程度使用している。</p>
C f 14 (事務所兼店舗・北海道)	民間建築物調査	昭和58年	<p>当該施設では、ボイラー室、エレベータ機械室、パイプシャフト、高架水槽室及び立体駐車場の天井、壁、梁に目視等により吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、繊維のくずれがみられ、はく離している部分があるため飛散のおそれがあると判断しているが、テナントが営業中のため除去等の工事が困難であることから、従来どおり使用しているとしている。</p> <p>なお、ボイラー室はビル管理者が常駐し、1日8時間、それ以外の場所は年に数回5分程度使用している。</p>
C f 18 (共同住宅・北海道)	民間建築物調査	昭和50年	<p>当該施設では、1階駐車場の天井及び各階機械室に吹付けアスベスト（アスベスト60.9%含有）がみられた。</p> <p>当該施設では、駐車場においては、層表面の毛羽立ち、機械室においては、層の局部的損傷・欠損がみられたとしているが、飛散のおそれについては、不明としている。</p> <p>当該施設では、平成18年、駐車場天井部分の吹付けアスベストは封じ込めを行ったが、各階機械室天井に露出している吹付けアスベストには層の局部的損傷・欠損がみられるが、通常は密閉され入居者が出入りする箇所でないこと、ガス検針の検査員が月に1回数分間入る程度であること及び改修工事の費用が多額になると思われることから従来どおり使用するとしている。</p>
C f 6 (店舗・北海道)	民間建築物調査	昭和43年	<p>当該施設では、1階ボイラー室及び3階電気室の天井、側面の鉄骨部分に、目視により吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、アスベストの劣化等の状態については特に問題はなく、飛散のおそれもないとしている。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、層の局部的損傷・欠損がみられた。</p> <p>当該施設では、使用頻度が少ないことから従来どおり使用しており、また、除去等に要する費用がねん出できないことから、除去等を行う予定はないとしている。</p> <p>なお、これら各室は、一般客の出入りはなく、担当者が6か月ごとに、点検時に使用している。</p>
G f 2 (飲食店・東京都)	民間建築物調査	昭和57年	<p>当該施設では、店舗に付随している半屋内駐車場天井に、年代、形状からみてアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールがみられた。</p>

			<p>当該施設では、繊維のくずれや、層の損傷等が目視で確認できるため、飛散のおそれがあると判断しているが、当該駐車場は来客用として営業に不可欠なものであり、使用を制限すると、来客の減少など業務に支障を生じるおそれがあることから、従来どおり使用している。</p> <p>当該施設では、飛散のおそれがあるため早急な対策が必要との認識は持っており、一部構造物の改修と合わせ当該吹付け材の除去のために必要な予算の見積もりをとったところ、約1,000万円を要するとされたことから、予算対策に苦慮している。ただし、平成19年度中には除去する方向で業者と打合せを行っている。</p>
N f 1 (店舗・愛知県)	民間建築物 調査	昭和48年	<p>当該施設では、地階倉庫、1～3階売場及び4階倉庫に、建築年次、状況からみて吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性があるともみられる吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、たれ下がり、層の局部的損傷・欠損がみられるが、①地階については、たれ下がり、局部的欠損等がみられるが、これまで落下等はないため、②1～2階については、平成13年ころに、天井が低いため天井板を撤去した際に、塗装を行うために吹付け材表面を固めており、局部的欠損等の状態ではあるが、これまで落下等はないため、③3～4階については、天井板で隠ぺいされているため、飛散のおそれがないと考えていた。</p> <p>しかし、①地階は商品の搬出入口、倉庫として利用しているが、しゅん工以来、露出したまま全く未措置で、②1階～2階は、平成13年ころに、天井板を撤去したため、梁が露出した状態になっているが、塗装を行うために吹付け材表面を固めたほかは特に措置等を行っていない。</p> <p>当該施設では、①これまでに特段支障はみられなかったこと、②建て替えを検討しているが、見積りをとったところ、アスベスト除去に係る費用が約3,200万円で解体に要する費用約8,800万円の4割弱を占め、解体費用がかかり処理日数も要することから、措置を講ずるのは経営上難しいとしており、粉じん濃度測定、分析、処理等は行っていない。</p> <p>なお、地階倉庫、1～3階売場及び4階倉庫は日常使用している。</p>
J f 4 (ホテル・岐阜県)	民間建築物 調査	昭和48年	<p>当該施設では、ベランダ下面に、目視や建築年次からみて吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、繊維のくずれがみられ、戸外に露出し、劣化しているため、飛散のおそれがあると判断しているが、ベランダの下面であり、使用制限、使用禁止はできないとして、従来どおり使用している。</p> <p>現在、18年度中に措置したいと考え、工務店と相談中である。</p>
L f 2 (飲食店・岡山県)	民間建築物 調査	昭和33年	<p>当該施設では、エレベータ機械室及び倉庫に、目視や建築年次からみて吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>エレベータ機械室は、毎月の点検時及び故障時に入室しており、2室あるうちの1室は、波形屋根と壁との間に空気穴があり、密閉状態とはなっていない。</p> <p>倉庫は、トイレの排気装置の点検（毎月1回）と屋外ビアガーデン開設時（夏期）に、ジュースやコップ等の雑具を置き、毎日使用しており、扉はなく密閉状態とはなっていない。</p> <p>当該施設では、層表面の毛羽立ちがみられ、建設会社の意見に基づき飛散のおそれがあると判断しているが粉じん濃度測定は実施していない。</p> <p>当該施設では、エレベータ機械室は入室する者も限られ使用頻度も低い、倉庫については、時期によっては毎日使用するた</p>

			め、早期に措置を講じたいと考えているが、天井部に各種の配線や配管があり除去等の対策が難しいため、今年はそのままの状態で使用しており、現在、建設会社と対応を相談中で、できるだけ早期に対策を講じたいとしている。
L f 6 (店舗・岡山県)	民間建築物 調査	昭和53年	<p>当該施設では、階段室、荷捌場及び機械室に吹付けアスベスト又はアスベスト含有吹付けロックウール(クリソタイル1.5%含有)がみられた。</p> <p>当該施設では、協同組合の役員に状況を説明しているが、粉じん濃度測定の実施や除去等の措置についてはもう少し時間をくれと言われていたため、飛散のおそれの判断もできず、従来どおり使用しているとしている。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、機械室の壁面の一部には、改修工事の実施や入室時の電灯スイッチの操作の際に壁面に触れることによる部分的なはがれがみられた。</p> <p>当該施設では、措置を講ずる必要性は感じているものの、措置には多額の経費を要すること等から対応が遅れているとしている。</p> <p>なお、機械室は、一日30分程度使用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

iii) その他の理由から、ばく露防止対策を講じずに、従来どおり職員に使用させている例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
C f 5 (ホテル・北海道)	民間建築物 調査	昭和50年	<p>当該施設では、避難階段の天井、側面一帯に、目視により吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられ、層の局部的損傷・欠損がみられた。</p> <p>避難階段は、通常一般客の出入りはない。</p> <p>当該施設では、定期的にはほうきで掃除しているため、飛散のおそれがないとしているが、掃除の際には特段防護措置を講じていないとしている。</p>
I f 1 (店舗・埼玉県)	民間建築物 調査	昭和47年	<p>当該施設では、①3階店舗の天井裏、②5階機械室の天井、③屋上電気機械室の天井及び④鉄骨に、設計図書の記載、目視、建築年度などからみてアスベストが含有されている可能性がある吹付けロックウールがみられた。</p> <p>当該施設では、アスベストの劣化等の状態は問題がなく、①吹付けロックウールに大きな損傷がない、②5階機械室には全熱交換器が設置されているが、全熱交換器までの空調経路及び全熱交換器から各階への空調経路は空調管で包まれており、吹付けロックウールがある部分の空気とは全く接触していない、③3階店舗については、吹付けロックウールが天井裏にあり、店内からは隔てられている、④鉄骨被覆材も天井裏にあることから、飛散のおそれがないと判断していた。</p> <p>しかし、当省が調査したところ、①5階機械室及び屋上電気機械室とも、吹付けロックウールの層の損傷・欠損が、②屋上電気機械室の床面に、吹付けロックウールとみられる破片がみられた。</p> <p>これについて、当該施設では、アスベストの含有状況を分析し、その結果に応じて飛散防止措置の実施を考えていきたいとしている。</p> <p>なお、機械室は1日2回の機器の起動・終了時、電気機械室はメンテナンスのときに使用している。</p>

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-2-(1)-⑥ 空気中におけるアスベスト粉じんの濃度の基準

基準の名称	基準値	根拠法令等
労働安全衛生法に基づく作業環境評価基準における建築物の解体工事現場などの労働環境の基準	150本/ℓ	作業環境評価基準（昭和63年労働省告示第75号）別表中33の2石綿
大気汚染防止法施行規則に基づくアスベスト工場等の敷地境界基準	10本/ℓ	大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号）第16条の2

(注) 法令等に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ-2-(1)-⑦ 建築物室内のアスベスト濃度指標を設定するための調査研究に係る報告書(抜粋)

<p>アスベストによる健康障害対策に関する緊急調査研究「建築物室内のアスベスト濃度指標の検討」報告書（平成18年3月財団法人日本建築センター）</p> <p>8. 今後の課題に代えて</p> <p>本委員会においては、一般住宅、学校等の建築物から調査対象を選定して、建築物室内や一般環境のアスベスト濃度を測定し分析を行った。また、建築物室内アスベスト濃度の測定方法の標準化や濃度指標等の検討も行った。</p> <p><u>室内濃度については、対象建築物の選定等に時間を費やしたものの、短期間の中、クリソタイル等について相当数の測定データを得ることができた。また、試料採取方法や分散染色法による測定技術についても一定の知見を得た。</u></p> <p><u>一方、調査対象件数の制約により、危険性の高いクロシドライト等のデータが不足するなど、建築物の室内環境の実態を正確に把握するためには、今後さらなるデータの蓄積が必要と考えられる。</u></p> <p><u>とりわけ、建築物室内の濃度指標の設定にあたっては、より多くのデータに基づく詳細な検証が必要となり、建築、医学、公衆衛生、計測、リスク管理等の専門家による多角的な検討（健康リスク、諸外国の濃度指標の考え方、アスベスト濃度測定方法の標準化と判定方法等）も求められる。</u></p> <p><u>委員会においては、委員から「建築物内の石綿濃度指針案」（議事録とともに別冊に記録）が提出された。その内容は、建物内アスベストの健康リスク、諸外国の規制、建物内アスベスト濃度測定方法と判定、飛散性石綿の対策・対策指向型濃度測定、今後の継続的調査と研究など多岐にわたっており、今後の課題を示唆しているが、時間的な制約もあり当該論点については十分な議論を尽くせなかった。</u></p> <p><u>今後、健康影響の観点からの指標の設定が直ちには困難としても、建築物の安全性を確保する観点から、室内空気質の状態の目安として何らかの暫定的な指標を定めることが望まれる。</u></p>
--

(注) 1 財団法人日本建築センターの資料から抜粋した。

2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-2-(1)-⑧ アスベスト除去等の支援措置の創設状況（平成19年9月現在）

（単位：県市、％）

区分	補助金等による対応			融資等による対応	計
	創設済み	創設を検討中	創設予定なし		
都道府県	18(38.3)	5(10.6)	5(10.6)	19(40.4)	47(100)
政令市	13(76.5)	3(17.6)	0(0.0)	1(5.9)	17(100)
その他市町村	122(6.7)	83(4.6)	1,596(88.0)	12(0.7)	1,813(100)
計	153(8.2)	91(4.8)	1,601(85.3)	32(1.7)	1,877(100)

- (注) 1 国土交通省の資料に基づき、当省が作成した。
 2 「補助金等による対応」欄は、アスベスト改修型事業、地域住宅交付金、地方公共団体の単費による補助制度による対応をしているものを計上している。
 3 「融資等による対応」欄は、「補助金等による対応」欄に該当しないものについて、地方公共団体独自の施策である融資等による対応をしているものを計上している。

表Ⅱ-2-(2)-① 定期的観察に関する各省の指導状況（各通知からの抜粋）

通知名	内容
「既存官庁施設における吹き付けアスベスト等の使用実態及び施設の適正な保全の実施について」（平成17年9月30日付け国営保第32号各省各庁保全担当課長あて国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）	2. 適正な保全のための留意事項 1) 現時点では緊急の措置の必要がないとした吹き付けアスベスト等（対策済みを含む）については、 <u>定期的に劣化、損傷等の状況、粉じんの飛散の状況等の確認を実施し、適時適切に除去等の必要な措置を請ずることが必要です。</u>
学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）（平成17年11月29日付け17文科施第273号都道府県知事等あて文部科学省大臣官房長通知）	2. <u>損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないもの</u> （「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の③に分類される）の取扱いについて 損傷、劣化等による石綿等の粉じんの飛散により、ばく露のおそれがないものの場合であっても、児童、生徒及び学生等のボール遊びや、経年による劣化、損傷等によりアスベスト層が破損すると、石綿等の粉じんが飛散するおそれがあるなど、将来的に飛散する可能性がないとはいえない。このため、 <u>最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、児童、生徒、学生、教職員及び保護者等にそのことを周知するとともに、吹き付け材の表面の状態及び使用状況等の点検・維持管理を行う。</u> また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、維持管理を行った上で、運営面にできるだけ支障をきたさないよう考慮して、計画的に除去を行うなどの対策を講じる。 3. <u>既に措置済状態にあるもの</u> （「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査表」の②に分類されるもの）の取扱いについて 既に「封じ込め」又は「囲い込み」により措置されているため、直ちに石綿等の粉じんが飛散することはないと考えられるが、将来的に飛散する可能性がないとはいえないため、 <u>最終的に吹き付けアスベスト等が除去されるまでの間、封じ込め面の状態や囲い込み材の状態等について点検・維持管理を行う。</u> また、安全・安心な環境の確保に万全を期すという観点から、改修工事等が行われる場合に併せて除去することも検討する。

<p>「病院における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成17年11月29日付け医政指発第1129002号各都道府県衛生主管部（局）長あて厚生労働省医政局指導課長通知）</p>	<p>アスベストに係る病院の安全管理等について</p> <p>6. 吹付けアスベスト等がある場所を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後、経年変化で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、改めて職員、患者等に周知徹底を図るとともに、<u>吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうかを定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等病院の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導方お願いします。</u></p>
<p>「社会福祉施設等における吹付けアスベスト（石綿）等使用実態調査の最終報告結果の公表及び今後の対応について（通知）」（平成17年11月29日付け各都道府県等民生主管部（局）長あて雇児発第1129001号、社援発第1129001号、障発1129001号、老発第1129001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知）</p>	<p>7. アスベストにかかる施設の安全管理等について</p> <p>吹付けアスベスト等がある室等を有しているが、現在飛散のおそれがない場合であっても、今後、経年変化で吹付けアスベスト層に劣化や損傷が生じたり、露出面にある吹付けアスベスト等をひっかくなどにより破損した際にはアスベスト繊維が飛散するおそれがある状態になることから、改めて職員等に周知徹底を図るとともに、<u>吹付けアスベスト等の状態について、飛散のおそれがないかどうかを定期的に把握、確認し、必要な措置を講ずる等施設の適切な維持管理、安全管理に努めるよう指導方お願いします。</u></p>

(注) 1 国土交通省、文部科学省及び厚生労働省の通知から当省が抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-2-(2)-② 国土交通省（国の建築物調査担当部局）が、国の建築物調査において、各府省に定期的に確認する際の頻度について挙げた例

<p>「既存官庁施設における吹付けアスベスト等の使用実態及び施設の適正な保全の実施について」（平成17年9月30日付け国営保第32号国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知）の参考資料3</p> <p style="text-align: center;">吹付けアスベスト層の劣化状況の定期的な確認の頻度（例）</p> <p>「既存建築物の吹付けアスベスト粉じん飛散防止処理技術指針・同解説」（（財）日本建築センター）において、封じ込め・囲い込み等の飛散防止措置を講じた場合には、1カ年以内に1回程度の割合で点検を行うこととされています。この記述を参考として、以下に、吹付けアスベスト層の劣化状況を定期的に確認する際の頻度の一例を示します。</p> <p>(1) 吹付けアスベスト等の使用が確認された場合（措置未実施の場合に限る）</p> <p>＜<u>露出部分、気流の流れのある部分</u>＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3ヶ月に1回程度、目視による点検を実施 ・6ヶ月に1回程度、アスベスト粉じん濃度の測定を実施 ・目視により劣化が認められた場合は、粉じん濃度の測定を実施 <p>＜その他（隠ぺい部分など）＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・6ヶ月に1回程度、目視による点検を実施 ・1年に1回程度、アスベスト粉じん濃度の測定を実施 ・目視により劣化が認められた場合は、アスベスト粉じん濃度の測定を実施 <p>(2) 吹付けアスベスト等の飛散防止措置が実施されている場合</p> <p>＜封じ込め・囲い込み等の措置を実施済＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1年に1回程度、目視による点検を実施 ・劣化が認められた場合は、アスベスト粉じん濃度の測定を実施
--

(注) 1 国土交通省の資料から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-2-(2)-③ 当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものについて、定期的観察を行っていないもの

(単位：施設、%)

区分	調査対象とした建築物数	うち、	うち、	うち、			
		アスベストが含有又は含有されている可能性がある吹付け材が使用された施設数	除去等の措置を実施していない施設数	当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられる施設数	定期的観察を行っていないもの	6か月以内の早期に除去を予定しているもの	定期的観察を行っていないもの
地方公共団体施設調査	75	46	38	33	21	11	1
民間建築物調査	89	45	34	18	10	5	3
計	164	91	72	51 (100)	31 └──┬──┘ 47	16	4 (7.8)
<参考>							
国の建築物調査	75	32	16	14	5	8	1
学校施設等調査	60	30	25	19	13	6	0
病院調査	45	29	23	15	8	5	2
社会福祉施設等調査	45	17	10	7	3	2	2
計	225	108	74	55	29	21	5

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられる施設数」欄は、当省による評価である。
 3 「当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられる施設数」欄に該当するものとして、調査対象となるアスベスト建材が把握漏れとなっていたために未措置となっていたものがあるが（地方公共団体施設調査において1施設、学校施設等調査において3施設）、これらは当然定期的観察は行われなことになることから、同欄の数字から除外した。

事例Ⅱ-2-(2)-① 当面、飛散・ばく露のおそれがないとみられるものについて、定期的観察を行っていない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
J b 4 (公民館・岐阜県)	地方公共団体施設調査	昭和49年	当該施設では、集会室、会議室、階段、廊下等の天井に、アスベストが含有されている可能性がある吹付けパーミキュライトがみられ、安定している。 当該施設では、吹付けパーミキュライトについては、建築設計事務所から、アスベストを含有していたとしても空气中に繊維状で飛散することはないと推定される旨報告を受けているため、定期的観察を実施していないとしている。
A f 4 (店舗・山形県)	民間建築物調査	昭和37年	当該施設では、立体駐車場の各階天井に、吹付けアスベストがみられ、安定している。 立体駐車場は、日常的に使用している。 当該施設では、予算がないため定期的観察は実施していないとしている。
D f 2 (病院・福岡県)	民間建築物調査	昭和34年	当該施設では、浄化槽ポンプ室の壁及び天井に目視、設計図書からみて吹付けアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられ、安定している。 当該施設では、月1回数分間程度点検業者が立ち入る程度で、不特定多数の者の利用がなく、また、建設業者からその必要性に

			ついで言及もなかったため定期的観察を実施していないとしている。
D f 4 (店舗・福岡県)	民間建築物 調査	昭和49年	当該施設では、3階機械室(空調設備を設置)の天井及び壁に吹付けアスベスト等がみられ、安定している。 当該施設では、定期的観察の実施について、今後検討したいとしているが、現段階では実施していない。

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-2-(2)-④ 定期的観察の実施が求められていない地方公共団体施設調査における、都道府県等の定期的観察の実施状況

(単位：縣市、%)

区分	定期的観察を実施している	定期的観察を実施していない	不明等	計
都道府県	10	1	3	14
市区町村	13	6	4	23
計	23(62.2)	7	7	37(100)

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-2-(2)-⑤ 使用実態調査結果等の所有者等における保存に関する各省の指導状況(各通知からの抜粋)

通知名	内容
「既存官庁施設における吹付けアスベスト等の使用実態及び施設の適正な保全の実施について」(平成17年9月30日付け国営保第32号各省各庁保全担当課長あて国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課長通知)	2. 適正な保全のための留意事項 4) <u>アスベストに係る調査の記録、設計図書、工事関連図書の書類は、改修・解体工事を実施する際の有用な情報であるので、適切に保管するよう努めてください。</u>
「学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について(通知)」(平成17年11月29日付け17文科施第273号都道府県知事等あて文部科学省大臣官房長通知)	4. アスベストに関する関係書類等の保存について <u>アスベストに関する関係書類は、学校等の設置者が適切なアスベスト管理を行うために必要な資料であるため保存管理を徹底する。</u> また、文部科学省においては、アスベスト対策の実施状況のフォローアップを行うこととしているため、今回調査の関係書類は保存しておく。
<参考>	
「病院における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成17年8月1日付け医政発第0801004号各都道府県知事あて厚生労働省医政局長通知)	4 調査提出期限 注1) …「個表」については、各都道府県において適切に保管されたい。
「社会福祉施設等における吹付けアスベスト(石綿)等使用実態調査について(依頼)」(平成17年8月1日付け雇児発第0801001号、社援発第0801001号、老発第0801001号各都道府県知事等あて厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長、老健局長連名通知)	3 調査表提出期限 注1) …「個表(4(1))」については、各都道府県市において適切に保管されたい。
「民間建築物における吹付けアスベストに関する調査について」(平成17年7月15日付け各都道府県建築主務課長あて国土交通省住宅局建築指導課長補佐事務連絡)	3 その他 今回の調査により得られた情報は、今後の既存建築物対策の対応に役立つものと考えられますので、適切に保管・活用してください。

(注) 1 通知等から当省が抜粋した。

2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-2-(2)-⑥ 使用実態調査結果等を保存していないもの

(単位：施設、%)

区分	調査対象とした建築物数 (a)	使用実態調査の結果	工事の記録の保存状況		
		(a)のうち実態調査の結果を記録していないもの (b)	(a)のうち除去等の措置を実施しているもの (c)	(c)のうち「除去」以外の措置を実施しているもの (d)	(d)のうち、工事の記録を保存していないもの
地方公共団体施設調査	75	0	24	3	0
病院調査	45	1	16	6	0
社会福祉施設等調査	45	1	16	6	0
民間建築物調査	89	10	30	16	1
計	254 (100)	12 (4.7)	86	31	1

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-2-(2)-② 使用実態調査の結果を保存していない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
B d 2 (病院・宮城県)	病院調査	昭和40年	当該施設では、使用実態調査の報告直後は調査の記録を保管していたが、その後、アスベストの使用がないことが明確となったとしてこれを廃棄したため、記録を保存していない。
A e 3 (福祉施設・山形県)	社会福祉施設等調査	昭和43年	当該施設では、使用実態調査当時の担当者は退職し、記録も保存していない。
B f 2 (ホテル・宮城県)	民間建築物調査	昭和54年	当該施設では、必要がないと判断し、記録を保存していない。
A f 1 (ホテル・山形県)	民間建築物調査	昭和55年	当該施設では、必要がないと判断し、記録を保存していない。
A f 5 (店舗・山形県)	民間建築物調査	昭和59年	当該施設では、必要がないと判断し、記録を保存していない。
I f 1 (店舗・埼玉県)	民間建築物調査	昭和47年	当該施設では、記録を紛失し、保存していない。
I f 4 (事務所兼店舗・埼玉県)	民間建築物調査	昭和47年	当該施設では、通常使用する箇所について囲い込み措置を行うことによりアスベスト対策は終了したと判断し、記録を保存していない。
I f 5 (駐車場・埼玉県)	民間建築物調査	昭和55年	当該施設では、使用実態調査に際して特に書類等を作成していないため、記録を保存していない。
N f 1 (店舗・愛知県)	民間建築物調査	昭和48年	当該施設では、アスベストがあることは目視で十分認識できるとして、記録を保存していない。 実際には、吹付けアスベスト等とみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材は天井裏にも存在している。
J f 4 (ホテル・岐阜県)	民間建築物調査	昭和48年	当該施設では、平成18年度中の措置を予定しているとして、記録を保存していない。
L f 3 (ホテル・岡山県)	民間建築物調査	昭和63年	当該施設では、アスベストの使用はないと判断したため、記録を保存していない。
H f 4 (温泉施設・佐賀県)	民間建築物調査	昭和45年	当該施設では、前任の施設管理担当者から引継ぎを受けておらず、記録の所在は不明となっている。

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-2-(2)-③ 工事の記録を保存していない例

施設等名 (種類・所在県)	使用実態調査の名称	しゅん工年	状況
I f 4 (事務所兼店舗・埼玉県)	民間建築物調査	昭和47年	<p>当該施設では、4、6階の機械室と屋上のボイラー室のそれぞれ天井・側面にアスベストとみられるアスベストが含有されている可能性がある吹付け材がみられた。</p> <p>当該施設では、そのうち、4、6階の機械室については、使用実態調査時点では特に劣化等の状況はみられなかったが、通常、人の出入りがある場所であるため、念のため、平成17年に囲い込み工事を行ったが、その記録は保管していない。</p> <p>当該施設では、その理由として、囲い込み工事を行った段階でアスベスト対策は終了したとの認識だったので、特に当該工事記録等は保管していないとしている。</p>

(注) 当省の調査結果による。

3 届出情報及び使用実態調査結果の活用

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】</p> <p>厚生労働省は、アスベストのばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、労働安全衛生法に基づく作業届等の対象となる作業現場を確実に把握することが不可欠なことから、平成17年7月、都道府県労働局（以下「労働局」という。）に対し、「石綿ばく露防止対策の推進について」（平成17年7月28日付け厚生労働省労働基準局長通知）により、対象事業場の把握について、建築物の解体時に建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）及び大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）に基づく届出が行われる都道府県等との連携を密にするよう指示している。</p> <p>また、厚生労働省は、労働局に対し、「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」（平成17年8月26日付け労働基準局長通知）により、都道府県と連携して民間建築物調査の情報を入手し、これにより把握したアスベスト使用建築物の事業者に対して、アスベストの劣化・損傷状況やばく露防止措置等について自主点検を行わせ、ばく露防止措置が十分でない事業者に対して監督指導等を実施するよう指示している。</p> <p>国土交通省は、都道府県等に対し、「吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための都道府県労働局との連携について」（平成17年8月26日付け建築指導課課長補佐事務連絡）等により、民間建築物調査の結果について、労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めるよう要請している。</p> <p>【調査結果】</p> <p>今回当省が、建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況、民間建築物調査結果の入手状況を調査した結果、次のとおり、労働局において、届出情報及び調査結果の入手が適切に行われていない状況がみられた。</p>	<p>表Ⅱ-3-①</p> <p>表Ⅱ-3-②</p>
<p>ア 建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況</p> <p>アスベスト使用建築物の解体等の際には、アスベストが大気中に飛散し、現場の作業員や周辺住民にばく露のおそれがあるため、労働安全衛生法、石綿則、大気汚染防止法及び建設リサイクル法により、事業者は事前に作業計画等を労働基準監督署（以下「監督署」という。）又は都道府県等に届け出ることが義務付けられている。</p> <p>当省が調査した8労働局と16監督署（各労働局管内の2監督署を抽出）について、これらの労働局が所在する8都道府県等からの建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況をみると、3労働局及び6監督署では、労働局又は労働局から指示を受けた監督署がこれを入手し、労働安全衛生法等に基づく届出が出されているか確認しているものの、5労働局及び10監督署では、労働局及び監督署とも入手していない。</p> <p>入手していない5労働局及び10監督署では、その理由について、建設リサイクル法に基づく届出件数は1監督署管内で年間数千件に及ぶこともあることから、この届出の中から、アスベストが使用されている建築物に関する情報を抽出する作業に時間と労力がかかることなどを挙げている。</p> <p>一方、建設リサイクル法に基づく届出情報を入手している3労働局及び6監督署の中には、都道府県等の建設リサイクル法担当部局からすべての届出情報の提供を受ける方法は採らず、アスベストが使用されてい</p>	<p>図Ⅱ-3</p> <p>表Ⅱ-3-③</p>

勸 告	説明図表番号
<p>る建築物の解体に係る届出があった場合に限定して、当該届出書の写しを監督署に送付させる方法等を探っているものもある。</p> <p>イ 民間建築物調査結果の入手状況</p> <p>当省が調査した8労働局における都道府県等からの民間建築物調査結果の入手状況をみると、7労働局では都道府県等から調査結果を入手しているが、1労働局では入手していない。この理由は、当該労働局が都道府県等に調査結果の提供を求めたものの、都道府県等が、個人情報の保護を理由として調査結果の提供に協力していないことによる。</p> <p>なお、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第58号)第8条では、他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当な理由のあるときには、保有個人情報を提供することができる」とされている。</p> <p>【所 見】</p> <p>したがって、厚生労働省及び国土交通省は、アスベスト使用建築物のばく露防止措置の徹底を図る観点から、アスベスト使用建築物に係る情報を的確に把握するため、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 厚生労働省は、都道府県労働局に対し、建設リサイクル法に基づくアスベスト使用建築物の解体作業に関する届出情報の入手を徹底させること。</p> <p>② 国土交通省は、都道府県等に対し、都道府県労働局から民間建築物調査の結果について提供依頼があった場合には、その提供について協力するよう改めて要請すること。</p>	<p>表Ⅱ-3-④</p>

表Ⅱ-3-① 労働局に対し建築物の解体等に係る情報の入手を求めた厚生労働省の通知(抜粋)

<p>○ 「石綿ばく露防止対策の推進について」(平成17年7月28日付け厚生労働省労働基準局長通知)</p> <p>第2 石綿等が使用されている建築物等の解体等の作業に係る石綿ばく露防止対策</p> <p>1 対象事業場の把握</p> <p><u>石綿則等に基づく石綿ばく露防止措置の履行確保を的確に行うためには、計画届又は作業届の対象となる作業に係る作業現場(以下「対象事業場」という。)の確実な把握が不可欠となることから、次の点に留意の上、取り組むこと。</u></p> <p>(1) 地方公共団体には、次のとおり対象事業場に係る各種の届出が行われることとされていることから、<u>地方公共団体の各担当部署との連携を密にすること。</u></p> <p>ア 建築物の解体工事であってその床面積が80㎡以上の建築物に係るもの及び建築物以外の解体工事であってその請負代金の額が500万円以上となるものについては、<u>建設リサイクル法に基づき、注文者(建物所有者)が工事開始7日前までに都道府県知事又は地方公共団体の長への届出が義務付けられていること。</u></p> <p>イ 吹付け石綿が使用されている建築物の解体作業であって耐火建築物又は準耐火建築物(延べ床面積が500㎡以上、かつ、吹付け石綿の使用面積の合計が50㎡以上)に係るものについては、<u>大気汚染防止法に基づき、施工業者が作業の開始14日前までに、都道府県知事又地方公共団体の長への届出が義務付けられていること。</u></p>

(注) 1 厚生労働省の通知から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-3-② 使用実態調査結果の入手等に関する厚生労働省、国土交通省の通知(各通知からの抜粋)

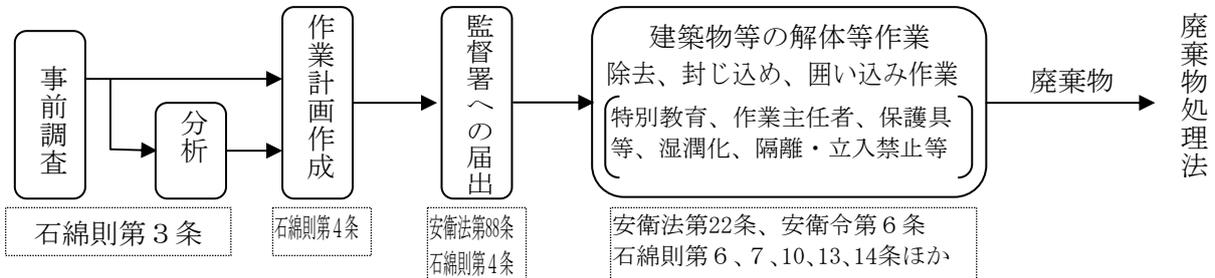
<p>○ 「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」(平成17年8月26日付け厚生労働省労働基準局長通知)</p> <p>1 石綿等が吹き付けられた建築物を使用している事業場の把握</p> <p>石綿等が吹き付けられた建築物(以下「対象建築物」という。)を使用している事業場の把握のための当面の対応として、<u>国土交通省が都道府県に対象建築物の把握等を依頼していることを踏まえ、都道府県と連携してその情報の入手を行うとともに、関係事業者団体からの情報収集等により、その把握に努めること。</u></p> <p>2 自主点検の実施</p> <p><u>把握した対象建築物を使用している事業場に対しては、自主点検を実施させることにより、対象建築物の適切かつ自主的な管理の促進を図ること。</u></p> <p>3 監督指導等の実施</p> <p>2の自主点検により、石綿ばく露防止措置が十分でない事業場に対しては、平成17年12月末日までに監督指導等を実施するなど、その措置の徹底を図ること。</p> <p>○ 「吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のための都道府県労働局との連携について」(平成17年8月26日付け国土交通省住宅局建築指導課長補佐事務連絡)</p> <p><u>民間建築物における吹付けアスベスト等の調査結果については、7月29日付け事務連絡により、各地方公共団体の関係部局において情報の共有に努めていただくようお願いしているところですが、吹付けアスベスト等の損傷等によるばく露防止対策の徹底のため、都道府県労働局とも情報の共有を図るなど連携に努めてください。</u></p> <p>また、平成17年8月26日付け厚生労働省労働基準局長通達「建築物に吹き付けられた石綿等の損傷等による石綿ばく露防止対策の徹底のための当面の対応について」を参考のため送付します。</p>

(注) 1 厚生労働省及び国土交通省の通知から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

図Ⅱ-3 アスベストが使用されている建築物等の解体工事等に係る関係法令等

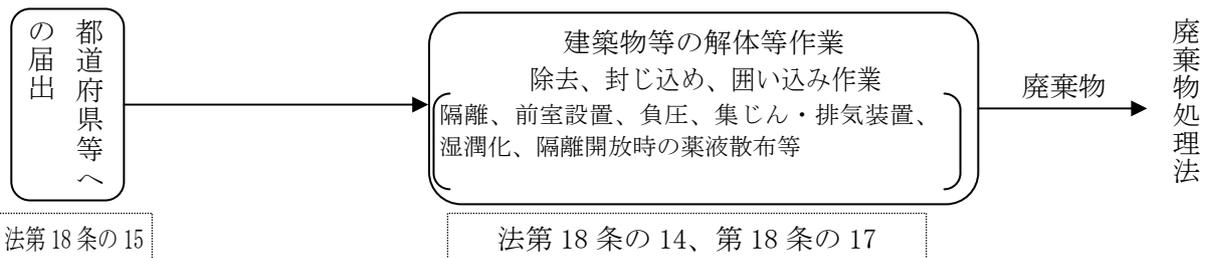
○ 労働安全衛生法・石綿障害予防規則

- ・対象作業 石綿含有材料等を使用した建築物又は工作物の解体、破砕等の作業
- ・届出対象 計画届：耐火建築物、準耐火建築物に吹き付けられた石綿の除去作業
作業届：石綿含有保温材が貼り付けられた建築物等の解体作業



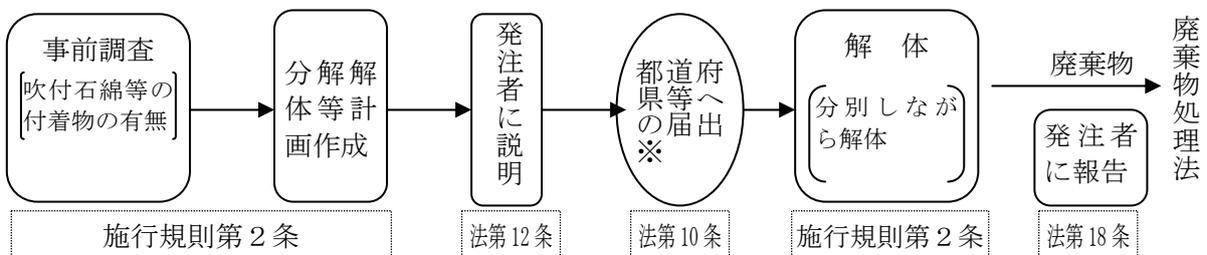
○ 大気汚染防止法

- ・対象作業 耐火建築物又は準耐火建築物を解体、改造、補修する作業
- ・届出対象 解体の場合：延べ面積が500㎡以上で、石綿の使用面積の合計が50㎡以上
改造補修の場合：当該改造又は補修する部分の石綿の使用面積の合計が50㎡以上
(平成18年3月以降アスベストの使用面積要件を撤廃)



○ 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）・建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行規則

- ・対象作業 建築物の解体工事、新築工事、リフォーム工事、土木工事
- ・届出対象 解体工事：解体部分の面積が80㎡以上の建築物
新築工事：床面積の合計が500㎡以上
リフォーム工事：1億円以上の工事



※届出は、発注者が行う。

(注) 法令等に基づき、当省が作成した。

表Ⅱ-3-③ 調査対象労働局・監督署における建設リサイクル法に基づく届出情報の入手状況

労働局・監督署		入手の有無		未入手の理由等
		局	署	
北海道	札幌東		×	労働局は、建設リサイクル法に基づく届出情報は入手しておらず、解体請負事業者の名簿を入手し各監督署に送付。監督署でも、県等の大気汚染防止法所管部局の届出情報のみで足りるとして入手していない。
	室蘭	×	×	
宮城	仙台		×	労働局は、各監督署に対して県等の担当部局と緊密な連携をとるよう指示。仙台監督署では当初届出情報を入手したが、アスベストが使用されている建築物を特定することができず、その後入手していない。大河原監督署では、県等の担当部局に、届出情報のうちアスベストが使用されているものについて提供を求めているが、提供を受けた実績がない。
	大河原	×	×	
埼玉	さいたま		×	労働局及び監督署とも、建設リサイクル法に基づく届出件数はとても多く、アスベストが使用されている建築物に限定して県等から提供してもらわないと利用できないとして入手していない(さいたま監督署管内のさいたま市で年間2,200~2,400件の届出あり。)
	所沢	×	×	
岐阜	岐阜		○	労働局は、各監督署に対して県等の担当部局と定期的に情報の提供が行われるよう連携するよう指示。岐阜及び多治見監督署では、県等の担当部局にアスベストが使用された建築物の解体に係る届出があった都度、県等から当該届出書の送付を受ける方法により入手している。
	多治見	—	○	
大阪	大阪中央		—	労働局が、県等の担当部局から届出情報を依頼し入手し、解体工事現場の状況の把握等に利用。このため、各監督署には入手についての指示は行っていない。
	堺	○	—	
広島	広島中央		○	労働局は各監督署で対応するよう指示。広島中央監督署では、県等にアスベストが使用された建築物の解体に係る届出があった都度、県等から当該届出書の送付を受けており、呉監督署では、県等にアスベストが使用された建築物の届出があった際には電話で情報提供される方法により入手している。
	呉	—	○	
香川	高松		×	労働局は、建設リサイクル法に基づく届出は、特定建築資材（木材、コンクリート等）を用いたものでアスベストは対象外のため入手する必要性がないとして未入手。高松及び坂出監督署では、労働局が各行政機関と調整を行い入手した情報の提供を受けているが、建設リサイクル法に基づく届出情報の提供は受けていないとしている。
	坂出	×	×	
福岡	福岡中央		×	労働局及び監督署とも、建設リサイクル法に基づく届出件数がとても多く、この中からアスベストが使用されている建築物を見つけることは困難であり、また、過去の例からみて本当にアスベストが付着されている建築物は少ないとみられるとして、入手していない。
	久留米	×	×	

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 「×」印は、建設リサイクル法に基づく届出情報を都道府県等から入手していないものである。
 3 「—」印は、建設リサイクル法に基づく届出情報を労働局又は管内の監督署のいずれかが入手しているものである。

表Ⅱ-3-④ 調査対象労働局における国土交通省が実施した民間建築物調査結果の入手状況

調査対象労働局	入手時期	入手先	入手した情報の内容
北海道	平成17年10月	北海道	調査対象とした全建築物の所在地、建設年度、所有者の氏名等
宮城	17年10月～18年2月	宮城県、建築主事設置市の一部	調査対象とした全建築物の所在地及び所有者の氏名
埼玉	17年11月～18年3月	埼玉県、建築主事設置市	アスベストの使用が判明した建築物の名称、所在地、所有者の氏名等
岐阜	17年11月	岐阜県	アスベストの使用が判明した建築物の名称、所在地、所有者の氏名等
大阪	未入手	—	(H都道府県は個人情報保護を理由に情報の提供に協力せず未入手)
広島	18年1月	広島県、建築主事設置市	アスベストの使用が判明した建築物の名称、所在地、用途、床面積、所有者の氏名等
香川	18年8月	香川県	アスベストの使用が判明した建築物の名称、所在地、用途、アスベストの使用場所等
福岡	17年10月	福岡県、建築主事設置市	アスベストの使用が判明した建築物の名称、所在地、用途、アスベストの使用場所等

(注) 当省の調査結果に基づき作成した。

4 廃石綿等の排出事業者に対する立入検査の適切な実施等

勸 告	説明図表番号
<p>【制度の概要】 (廃石綿等の処理に係る規制の強化) アスベストを含む廃棄物のうち、廃石綿及び石綿が含まれ、若しくは付着している産業廃棄物で、飛散するおそれがあるもの（以下「廃石綿等」という。）は、一般の廃棄物と比べ特別の管理を必要とすることから、平成3年10月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の改正（平成4年7月施行）による特別管理廃棄物の制度の導入に伴い、「特別管理産業廃棄物」に指定された。これにより、排出事業者が廃石綿等を処理するに当たっては、「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」（廃棄物処理法）、「処理に係る帳簿の備付け」（同法）、「処理委託業者へ産業廃棄物の種類、数量、性状等を事前に文書通知すること」（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃棄物処理法施行令」という。））などが義務付けられた。</p> <p>また、平成10年3月、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年省令第35号。以下「廃棄物処理法施行規則」という。）の改正（平成10年6月施行）により、廃石綿等の排出事業者に対し、「廃石綿等保管時の飛散防止措置を講ずること」（廃棄物処理法施行規則）が義務付けられた。</p> <p>(廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査) 廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査については、廃棄物処理法において、都道府県等が、これらの事務所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査することができることとされている。</p> <p>環境省は、アスベストが原因とみられる健康被害が社会問題となったことから、都道府県等に対し、「アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等への立入検査等の強化について」（平成17年7月28日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知。以下「立入検査等強化通知」という。）により、i) 排出事業者及び処理業者に対して重点的に立入検査を行うこと等により、廃棄物の適正処理が確保されるよう、指導の強化、徹底に努めること、ii) 立入検査の結果、不適切な処理が行われている場合には、速やかに適切な措置を講じるよう排出事業者及び処理業者に指示することを通知しており、この内容は「当面の対応方針」にも盛り込まれている。</p> <p>なお、環境省は、平成17年8月、排出事業者及び処理業者並びに都道府県等の廃棄物担当者向けに、前述の廃棄物処理法等の改正による廃石綿等の排出事業者に対する新たな規制の内容を盛り込んだ「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」（以下「処理マニュアル」という。）を作成し、都道府県等に配布した。</p> <p>【調査結果】 今回、当省が、7都道府県及び10市（以下都道府県及び市を「県市」という。）における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況、廃石綿等の排出事業者における廃棄物処理法等の遵守状況等について調査した結果、次のとおり、県市において立入検査表を作成していない状況や、事業者において廃棄物処理法等を遵守していない状況などがみられた。</p>	<p>表Ⅱ-4-① 表Ⅱ-4-②</p> <p>表Ⅱ-4-③</p> <p>表Ⅱ-4-④</p>

勸 告	説明図表番号
<p>ア 立入検査表の作成状況</p> <p>環境省は、平成2年4月、「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」（平成2年4月24日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「立入検査通知」という。）により、都道府県等に対し、i)立入検査等に関する計画の作成、ii)立入検査等の実施、iii)立入検査等の結果の活用などの立入検査後の措置に係る留意事項を示している。また、環境省は、都道府県等に対し、立入検査を行うに当たっては、立入検査表を持参し、これに沿って義務規定等の遵守状況を検査するとともに必要な指導を行い、その検査結果及び指導事項を同表に記録するよう求めている。さらに、環境省は、公正な立入検査等の実施、検査内容の徹底、立入検査等の記録の保存を図るため、都道府県等に対し、環境省が様式・検査項目を示した立入検査表案に基づいた立入検査表の作成を求めている。</p> <p>しかし、その後、環境省は、i)平成12年4月の地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第817号)の施行により、産業廃棄物に係る事務が機関委任事務から法定受託事務となったことから、都道府県等の自主性を尊重すべきであるとし、また、ii)立入検査は都道府県等の監視体制等を踏まえて行う必要があることから、通知により統一的な処理を求めることは適当ではないとして、前述の廃棄物処理法等の改正により規制が強化された事項を立入検査表案に盛り込み、都道府県等に提示するなどの措置を講じていない。</p> <p>このようなことから、当省が、17県市における廃石綿等の排出事業者及び処理業者に対する立入検査表の作成状況を調査したところ、次のとおり、立入検査表を作成している県市がみられる一方、立入検査表を作成していない県市がみられた。また、立入検査表を作成している県市の中にも特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目が立入検査表から欠落しているものがみられた。</p> <p>① 17県市のうち14県市では、立入検査実施時の視点・検査項目、指導事項等の統一化を図り、かつ、検査漏れを防ぐなどの目的で、立入検査表を作成して立入検査を実施している。</p> <p>この中には、立入検査表が二枚複写式となっており、一枚を事業者に交付することにより改善点を事業者に分かりやすく示すことができるようにしているもの（1県市）がみられた。</p> <p>これに対し、上記の14県市を除く3県市においては、立入検査に当たってアスベスト処理の関係図書等を携帯することにより立入検査表に代替できるなどとして、立入検査表を作成していない。</p> <p>② 立入検査表を作成している14県市のうち13県市では、前述の特別管理産業廃棄物の制度の導入により廃石綿等の排出事業者に義務付けられた特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目が立入検査表に盛り込まれていない。</p> <p>盛り込まれていない項目についてみると、i)「特別管理産業廃棄物管理責任者の設置」の有無が盛り込まれていないもの(3県市)、ii)省令で定める特別管理産業廃棄物管理責任者の資格要件が盛り込まれていないもの(10県市)、iii)「帳簿の備付け」が盛り込まれていないもの(6県市)、iv)「処理委託業者に対し事前に文書通知すること」が盛り込まれていないもの(11県市)、v)「廃石綿等の飛散防止措置を講ずること」が盛り込まれていないもの(4県市)となっている。この中には、立入検査通知において環境省が都道府県等に示した立入検査表案の検査項目を全く改定していないもの(1県市)もみられた。</p>	<p>表-Ⅱ-4-⑤</p> <p>表Ⅱ-4-⑥</p> <p>表Ⅱ-4-⑦</p>

勸 告	説明図表番号
<p>なお、立入検査表に特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目がすべて盛り込まれていた1県市は、環境省から、平成17年7月に立入検査等強化通知が出され、同年8月に処理マニュアルが示されたことを契機に、従来使用していた立入検査表を見直し、処理マニュアルを参考に、特別管理産業廃棄物に係る検査項目を盛り込んだ立入検査表を作成している。</p>	
<p>イ 廃棄物処理法等の遵守状況</p>	
<p>環境省は、アスベスト問題の発生を受け、平成17年7月、都道府県等に対し、前述の立入検査等強化通知において、排出事業者及び処理業者に対して指導の強化、徹底に努めるよう通知している。</p>	
<p>しかし、当省が、17県市に対して建設リサイクル法に基づく解体工事に関する届出等を行っている廃石綿等の排出事業者38事業者について、立入検査等強化通知が示された平成17年7月以降における廃棄物処理法等の遵守状況を調査した結果、次のとおり、帳簿の未整備、文書による事前通知の未実施がみられた。</p>	
<p>なお、環境省が、立入検査等強化通知に基づき、平成17年7月から9月にかけて都道府県等が実施した排出事業者及び処理業者に対する立入検査結果を取りまとめたところ、全国の立入検査件数1,420件のうち、帳簿の記載不備、排出事業者が処理委託業者に廃石綿等を引き渡す際に交付することとされている産業廃棄物管理票(以下「管理票」という。)交付の不徹底など、24件の不適切な事案が判明している。</p>	表Ⅱ-4-⑧
<p>(7) 帳簿の備付け及び記載状況等</p>	
<p>排出事業者が特別管理産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握できるよう、排出事業者は、廃棄物処理法において、帳簿を備えることとされている。また、廃棄物処理法施行規則により、帳簿には、委託年月日、受託者の氏名、住所、許可番号、委託量等を記載することとされている。</p>	表Ⅱ-4-⑨
<p>帳簿の備付けについては、上記の必要記載事項を記載した伝票などを綴じて保存することにより帳簿を備えたものとみなすとされている。</p>	表Ⅱ-4-⑩
<p>しかし、当省が、38事業者における帳簿の備付け状況、記載状況等を調査したところ、帳簿の必要記載事項を承知しておらず、処理委託業者に交付した管理票の記載内容を把握していれば足りるとの認識から、管理票を保存しているのみで、帳簿の必要記載事項である受託者の許可番号及び委託年月日を確認できないものが6事業者みられた。</p>	事例Ⅱ-4-①
<p>(イ) 処理委託業者に対する事前通知の実施状況等</p>	
<p>特別管理産業廃棄物の排出事業者が当該廃棄物の運搬又は処分を専門の処理業者に委託する場合には、廃棄物処理法施行令において、特別管理産業廃棄物の種類、数量、廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項等をあらかじめ文書で通知することとされている。</p>	表Ⅱ-4-⑪
<p>しかし、当省が、38事業者における事前通知の実施状況を調査したところ、委託先の収集運搬業者及び処分業者が特定の業者に定まっていることもあり、当該通知は口頭によるもので足りるなどとして、文書での通知を行っていないものが6事業者みられた。</p>	事例Ⅱ-4-⑫
<p>この6事業者の中には、排出事業者が文書による通知を下請先に任せており、下請先における事前通知の実施の有無、通知した内容な</p>	

勸 告	説明図表番号
<p>ど、事前の文書通知の実施に係る事項を全く把握していないものも1事業者みられた。</p> <p>さらに、管理票に、その必要記載事項（廃棄物処理法施行規則）である当該廃棄物の「数量」を記載しないまま交付していたものが1事業者みられた。</p> <p>【所 見】</p> <p>したがって、環境省は、廃石綿等の適正な処理の推進を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 廃棄物処理法等の改正によって規制が強化された事項を盛り込んだ立入検査表の案を作成し都道府県等に提示するなどにより、都道府県等に対し、実効性のある立入検査を行うよう要請すること。</p> <p>② 廃石綿等の排出事業者に対する廃棄物処理法等の遵守事項の周知の徹底について、都道府県等に対して必要な助言を行うこと。</p>	<p>事例Ⅱ-4-③</p>

表Ⅱ-4-① 廃石綿等の排出事業者に対する規制

事 項	内 容	法 令	改正時期
事業場内の管理体制	廃石綿等を生ずる事業場を設置している事業者は、事業場内で生ずる廃石綿等を適正に処理するために、 <u>廃棄物処理法に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者を置き、処理計画の策定や特別管理産業廃棄物管理票の管理などを確実に行うよう管理体制の充実を図るものとする。</u>	廃棄物処理法第12条の2第6項	平成3年10月
帳簿の備付け	事業者は、帳簿を備え、 <u>廃石綿等の処理について、事業場ごとに、廃棄物処理法施行規則第8条の18に定める事項を記載し、これを1年ごとに閉鎖したうえ、5年間保存しなければならない。</u>	廃棄物処理法第12条の2第12項で準用する法第7条第15項及び第16項、規則第8条の18	平成3年10月
委託契約	事業者は、その特別管理産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、 <u>廃棄物処理法施行令第6条の6で定める委託基準に従い、その運搬については特別管理産業廃棄物収集運搬業者その他環境省令で定める者に、その処分については同項に規定する特別管理産業廃棄物処分業者その他環境省令で定める者にそれぞれ委託しなければならない。</u>	廃棄物処理法第12条の2第3項、第12条の2第4項	平成3年10月
事前の文書通知	事業者は、特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、 <u>あらかじめ、当該委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状等を文書で通知すること。</u>	廃棄物処理法施行令第6条の6第1項	平成3年10月
処理計画の策定	事業者は、事業場内で発生する廃石綿等の種類、発生量等を把握し、 <u>廃石綿等の適正な処理が行われるよう処理計画を定めるよう努めることとする。また、多量（前年度の発生量が50トン以上）の廃石綿等を生ずる事業場を設置している事業者は、当該事業場に係る廃石綿等の処理に関する計画を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。</u>	廃棄物処理法第12条の2第8項	平成3年10月
管理票の交付	事業者は、 <u>廃石綿等の運搬又は処分を他人に委託して行う場合は廃石綿等を受託者に引き渡す際に、廃棄物の種類、数量、交付年月日等の定められた事項を記載した管理票を交付しなければならない。</u>	廃棄物処理法第12条の3第1項、廃棄物処理法施行規則第8条の28	平成3年10月
特別管理産業廃棄物保管基準	事業者は、 <u>廃石綿等が運搬されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないようにこれを保管しなければならない。</u>	廃棄物処理法第12条の2第2項	平成3年10月
事業場での保管	周囲に囲いを設け、 <u>保管施設には、保管場所の責任者の氏名又は名称等を表示した掲示板を設けること等、必要な措置を講ずること。</u>	廃棄物処理法施行規則第8条の13第1号から第4号	平成3年10月
飛散防止（廃石綿等のみ対象）	事業者は、 <u>廃石綿等の飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、次のいずれかの方法により、廃石綿等の飛散の防止を図ることとする。</u> ① <u>十分な強度を有する耐水性の材料で二重にこん包する。</u> ② <u>固型化する。</u>	廃棄物処理法施行規則第8条の13第5号	平成10年3月

(注) 1 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」(平成17年8月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)等に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-4-② 廃石綿等の排出事業者に対する規制の具体的内容

○ 特別管理産業廃棄物管理責任者の資格

区分	資格・学歴	課程	終了した科目・学科	実務経験	
イ	環境衛生指導員			2年以上	
ロ	大学	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	2年以上	
ハ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	3年以上	
ニ	短大・高専	理学、薬学、工学、農学	衛生工学、化学工学	4年以上	
ホ		理学、薬学、工学、農学 これらに相当する課程	衛生工学、化学工学以外	5年以上	
ヘ	高校・旧制中学			土木科、化学科 これらに相当する学科	6年以上
ト				理学、農学、工学に関する科目 これらに相当する課程	7年以上
チ	(学歴要件なし)			10年以上	
リ	イからチまでと同等以上の知識を有すると認められる者 (特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会を終了した者等)				

- (注) 1 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」等に基づき、当省が作成した。
2 「実務経験」とは、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を指す。

○ 帳簿の記載事項

区分	記載事項
運搬	1 運搬年月日 2 運搬方法及び運搬先ごとの運搬量
運搬の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 運搬先ごとの委託量
処分	1 処分年月日 2 処分方法ごとの処分量 3 処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く。)後の廃棄物の持出先ごとの持出量
処分の委託	1 委託年月日 2 受託者の氏名又は名称及び住所並びに許可番号 3 受託者ごとの委託の内容及び委託量

- (注)「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」等に基づき、当省が作成した。

○ 委託契約に係る規制事項

区 分	記 載 事 項
事前通知（特別管理産業廃棄物のみ）	1 委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿 2 当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
委託契約書	1 委託する特別管理産業廃棄物の種類及び数量 2 特別管理産業廃棄物の運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地 3 特別管理産業廃棄物の処分又は再生を委託するときは、その処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及び施設の処理能力 4 委託契約の有効期間 5 委託者が受託者に支払う料金 6 受託者が特別管理産業廃棄物収集運搬業者又は特別管理産業廃棄物処分業者の許可を有する場合には、その事業の範囲 7 委託者の有する委託した特別管理産業廃棄物の適正な処理のために必要な情報 8 受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項 9 委託契約を解除した場合の処理されない特別管理産業廃棄物の取扱いに関する事項
処理業者の許可証の写し	1 許可の有効期限 2 業の区分（収集運搬、中間処理、最終処分） 3 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類 4 許可の条件 5 許可の更新、変更の状況

(注) 1 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」等に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

○ 特別管理産業廃棄物保管基準

区 分	事 項
事業場における保管	1 保管施設には、周囲の囲いが設けられ、かつ、見やすい箇所に、廃石綿等の保管場所であること、保管場所の責任者の氏名又は名称及び連絡先等を表示した縦横60cm以上の掲示板を設けること。 2 廃石綿等の保管は、保管施設により行い、廃石綿等が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。 3 廃石綿等の保管場所にねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。 4 廃石綿等に他の物が混入するおそれのないように仕切りを設けること等必要な措置を講ずること。
飛散防止（特別管理産業廃棄物のうち、 <u>廃石綿等のみに定められた基準</u> ）	<u>事業者は、廃石綿等の飛散を防止するため当該物を湿潤化させる等の措置を講じた後、次のいずれかの方法により、廃石綿等の飛散の防止を図ること。</u> <u>① 十分な強度を有する耐水性の材料で二重にこん包する。</u> <u>② 固型化する。</u>

(注) 1 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」等に基づき、当省が作成した。

2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-4-③ 都道府県等が行う立入検査に係る法律、通知等

○ 廃棄物処理法

第19条第1項(抜粋)

都道府県知事又は市町村長は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、事業者若しくは一般廃棄物若しくは産業廃棄物若しくはこれらであることの疑いのある物の収集、運搬若しくは処分を業とする者の事務所若しくは事業場、・(略)・に立ち入り、廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物の保管、収集、運搬若しくは処分、・(中略)・に関し、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は試験の用に供するのに必要な限度において廃棄物若しくは廃棄物であることの疑いのある物を無償で収去させることができる。

- (注) 1 廃棄物処理法から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

○ 立入検査表の作成、排出事業者等への指導強化を指示した通知の内容(抜粋)

「アスベスト廃棄物を取り扱う廃棄物処理業者等への立入検査等の強化について」(平成17年7月28日付け環産発第050728002号。各都道府県・各政令市産業廃棄物行政主管部(局)長あて環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)

特別管理産業廃棄物に該当する廃石綿等及び特別管理産業廃棄物に該当しない非飛散性の廃石綿を含む廃棄物(以下アスベスト廃棄物)という。)の処理については、平成17年7月12日に廃棄物・リサイクル対策部長より「廃石綿等の適正処理の徹底について」を通知し、排出事業者や廃棄物処理業者等の関係者に対する適正処理の指導徹底をお願いしたところである。

ついては、貴職におかれては、上記通知の趣旨を踏まえ、アスベスト廃棄物の排出事業者及び廃棄物処理業者(積替保管を行う処理業者を含む)等、また、アスベスト廃棄物が混入するおそれのある建設廃棄物等の産業廃棄物を取り扱う関係者に対して、重点的に立入検査を行うこと等により、これら廃棄物の適正処理が確保されるよう、指導の強化、徹底に努められたい。

また、その結果、不適切な処理が行われている場合には、速やかに飛散防止措置等の応急的措置を含む適切な措置を講じるよう指示等をするとともに、平成17年9月末日までに行ったアスベスト廃棄物に関する検査・指導等の状況を取りまとめ、平成17年10月7日(金)までに別紙様式により報告されたい。

- (注) 1 環境省の通知から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

○ 「当面の対応方針」における立入検査に係る方針(抜粋)

建築物等の解体現場、解体後の廃棄物(廃アスベスト(石綿))等について、アスベストの飛散を予防するための措置の徹底を図る。

イ. 解体後の廃棄物(廃アスベスト)等に対する措置

- ・ 廃アスベスト等の適正処理の徹底を指示する。(7月12日、都道府県等に通知)
- ・ 廃アスベスト等の直近の排出量調査を実施する。(7月25日、調査を開始。10月末までに調査結果公表)
- ・ 産業廃棄物処理業者に対し、規制の周知徹底、作業従事者の安全確保徹底について注意を喚起する。(7月28日、業界団体等に通知)
- ・ 廃アスベスト等の適正処理を確保するため、関係する産業廃棄物処理業者に対する立入検査の強化、不適正処理事例への迅速な対策を指示する。(7月28日、都道府県等に通知)
- ・ 解体作業によるアスベスト廃棄物の発生情報が、廃棄物処理業者に確実に伝達されるよう、産業廃棄物処理委託契約書及び産業廃棄物管理票にアスベスト廃棄物である旨を記載するよう指示する。(8月22日に、都道府県等に通知)
- ・ 併せて、建設業等における関係法令の遵守を徹底する。(7月14日以降、順次関係業界に通知)

- (注) 1 「当面の対応方針」(平成17年9月29日再改訂)から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-4-④ 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」(平成17年8月環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部)の項目

第1章 総則	1.1 目的 1.2 廃石綿等の定義 1.3 廃石綿等の範囲	
第2章 廃石綿等の管理に係る基本的事項	2.1 排出事業者の責務	2.1.1 事業場内の管理体制 2.1.2 特別管理産業廃棄物管理責任者 2.1.3 処理計画の策定 2.1.4 帳簿の備付け
	2.2 排出事業者による処理	
	2.3 処理業者による処理	2.3.1 収集運搬又は処分の業の許可 2.3.2 収集運搬業者による収集・運搬又は処分業者による処分 2.3.3 帳簿の備付け
第3章 処理委託	3.1 委託契約 3.2 産業廃棄物管理票(マニフェスト)の交付等	
第4章 事業場における保管	4.1 事業場における保管 4.2 飛散防止 4.3 表示	
第5章 収集・運搬	5.1 分別収集・運搬 5.2 飛散防止 5.3 運搬車・運搬容器 5.4 保管	
第6章 中間処理	6.1 中間処理 6.2 溶融固化	
第7章 最終処分	7.1 最終処分 7.2 コンクリート等固型化 7.3 最終処分場 7.4 最終処分場の管理 7.5 埋立方法	

(注) 1 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」に基づき、当省が作成した。
2 下線は、当省がその遵守状況を確認した項目等であり、当省が付した。

表Ⅱ-4-⑤ 立入検査表の作成等を指示した通知の内容(抜粋)

「産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について」(平成2年4月24日付け衛産第30号。厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知)

産業廃棄物処理行政の推進については、かねてより御尽力賜っているところであるが、産業廃棄物の適正処理を確保するためには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「廃棄物処理法」という。)第19条第1項に基づく立入検査を公正かつ効率的に行い、また、同法第20条第1項に基づく環境衛生指導員による産業廃棄物の処理に関する指導を確実にを行う必要がある。

このため、左記の点に留意し排出事業者の事業場、産業廃棄物処理業者の事業場及び産業廃棄物処理施設(以下「事業場等」という。)に対する立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導(以下「立入検査等」という。)の強化を図られたい。

記

1 立入検査等に関する計画の作成

年度当初に一年間の立入検査等に関する計画を次の要領で作成し、その計画に基づき効率的な立入検査等を実施すること。

(略)

2 立入検査等の実施

(5) 検査に当たっては、立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表(以下「立入検査表」という。)を持参し、立入検査表に沿って、処理基準及び義務規定の遵守状況を検査するとともに計画に定めた指導方針に基づいて事業場等に必要な指導を行い、その検査結果及び指導事項を立入検査表に記録すること。

(6) 措置すべき事項を指示する場合は、口頭によらず必ず文書により行うこと。措置すべき事項については具体的に示し、できるだけ措置期限を指示すること。

3 立入検査後の措置

(4) 立入検査表は保存し、次回の立入検査資料、立入検査計画の作成資料、再許可申請の審査資料等として活用すること。

4 立入検査表の作成

都道府県知事等は、公正な立入検査等の実施、検査内容の徹底、立入検査等の記録の保存を図るため、立入検査等に必要な立入検査表をあらかじめ、別添の立入検査表(案)に基づいて作成すること。

[別添]

立入検査及び産業廃棄物の処理に関する指導表(排出事業者用)

検査日 年 月 日 環境衛生指導員氏名

事業者名	立会人氏名	
事業所の所在地	処理施設の所在地	
業種及び主な製品、原材料		
発生する産業廃棄物の種類・量及び有害な産業廃棄物の種類・量		
自己処理	収集運搬する産業廃棄物の種類	
	中間処理する産業廃棄物の種類中間処理方法、中間処理施設中間処理量	
	埋立処分する産業廃棄物の種類最終処分場の面積、埋立容量埋立処分量	
収集、運搬及び処分の基準		
	収集、運搬及び処分に当たっては、産業廃棄物が飛散し、及び流失しないようにすること。	
	処理施設の設置に当たっては、生活環境の保全上支障を生ずるおそれがないようにすること。	

収集及び運搬の基準		
	運搬車、運搬容器等は、産業廃棄物が飛散し、及び流失し、並びに悪臭が漏れるおそれのないものであること。	
処分の基準		
	埋立処分場所は、周囲に囲いが設けられ、かつ、産業廃棄物の処分の場所であることの表示がされていること。	
	埋立地の外に悪臭が発散しないように必要な措置を講ずること。	
	埋立地には、ねずみが生息し、及びか、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
	有害な産業廃棄物の埋立処分は、公共の水域及び地下水としゃ断されている場所で行うこと。	
	浸出液によって公共の水域及び地下水を汚染するおそれがないように必要な措置を講ずること。	
	有害な産業廃棄物若しくはこれらの産業廃棄物を処分するために処理したものの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、総理府令で定める基準に適合するものにし、又は環境庁長官が定めるところにより固化すること。	
	汚でいの陸上埋立処分を行う場合には、あらかじめ、焼却し、又は含水率85%以下にすること。	
	有機性汚でいの水面埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却すること。	
	廃油の埋立処分を行う場合には、あらかじめ焼却すること。	
	廃プラスチック類の埋立処分を行う場合には、あらかじめ、中空の状態でないように、かつ、最大径おおむね15cm以下に破碎し、切断し、若しくは溶融加工し、又は焼却すること。	
	ゴムくずの埋立処分を行う場合には、あらかじめ、最大径15cm以下に破碎し、若しくは切断し、又は焼却すること。	
	ばいじんの埋立処分を行う場合には、あらかじめ大気中に飛散しないように梱包する等必要な措置を講ずること。	
	腐敗物を含む産業廃棄物の埋立処分を行う場合には、埋め立てる産業廃棄物の一層の厚さはおおむね3m（腐敗物がおおむね40%以上であるときは、おおむね50cm）以下とし、かつ、一層ごとにその表面を土砂でおおむね50cmおおうこと。	
	廃酸及び廃アルカリは、埋立処分を行ってはならないこと。	
	産業廃棄物の海洋投入処分は、海洋投入基準にしたがって行うこと。	
	埋立処分を行うのに特に支障がないと認められる場合は、海洋投入処分を行わないようにすること。	
保管	保管方法、保管量、保管日数	
	保管施設により行い、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が漏れるおそれがないようにすること。	
	保管施設には、ねずみが生息し、及びか、はえその他の害虫が発生しないようにすること。	
委託処理	委託する産業廃棄物の種類・量 収集・運搬業者名 処分業者名、処分方法、処分場所	
	他人の産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者であって、委託しようとする産業廃棄物の運搬又は処分がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。	
	有害な産業廃棄物の処分を委託しようとするときは、処分を委託しようとする者に対し、処分を委託する産業廃棄物の種類及びその数量等を記載した文書を交付すること。	
産業廃棄物処理責任者等	産業廃棄物処理責任者の氏名	
	有害な産業廃棄物を生ずる施設を有する。	
	産業廃棄物処理施設に該当する施設を有する。	
	産業廃棄物処理責任者を置き、又は変更したときは、30日以内に必要事項を記載した報告書を提出しなければならない。	
	帳簿を事業場ごとに備え、産業廃棄物の処理について定められた事項を毎月末までに、前月中における事項について記載しなければならない。	
	帳簿は、1年ごとに閉鎖し、閉鎖後5年間事業場ごとに保存すること。	

	有害な産業廃棄物の処理に関し、必要事項を記載した報告書を毎年6月30日までに提出しなければならない。	
その他	産業廃棄物処理業者との委託契約書は、適正である。	
	マニフェストの使用は適正である。	
	事業者による産業廃棄物処理計画の内容 再生利用・資源化の状況	
その他特記事項		
措置すべき事項（指摘事項）及び措置期限		
1 処理基準		
2 委託基準		
3 管理体制		
4 減量化再生利用		

- (注) 1 厚生省の通知から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-4-⑥ 調査対象県市における立入検査表の作成状況

区分	立入検査表作成の有無	立入検査表を作成した理由等
北海道	○	アスベスト廃棄物の処理等が規制に沿って実施されているか確認するため、建設・解体工事に伴うアスベスト廃棄物処理に関する技術指針・同解説(昭和63年1月社団法人日本廃棄物対策協会。以下「技術指針・同解説」という。)を参考に、立入検査表を作成。 その後、平成17年8月に「 <u>廃石綿等処理マニュアル(暫定)</u> 」(以下「 <u>処理マニュアル</u> 」という。)が示されたことを契機に、従来使用していた立入検査表を見直し、 <u>処理マニュアル</u> を参考に、同マニュアルと整合を図ったものに改定した。
札幌市	○	効率的な立入検査を実施するため、 <u>処理マニュアル</u> を参考に、立入検査表を作成。
宮城県	○	立入検査や行政指導等を円滑に実施するため、関係法令及び法令の解説集などの図書類を参考に、立入検査表を作成。
仙台市	○	立入検査結果のフォローアップを確実に実施するため、技術指針・同解説等を参考に、立入検査表を作成。
埼玉県	○	必要事項を漏れなく調査するとともに、調査結果を保存するため、立入検査表を作成。 <u>同検査表は二枚複写式で、一枚を事業者等に手交することにより事業者等に改善点を分かりやすく示す工夫をしている。</u>
さいたま市	○	立入検査を円滑に実施するとともに、指導事項を統一化するため、他の都道府県等の立入検査表を参考に、同検査表を作成。
岐阜県	○	事業者等に対し、統一的な監視を行うため、「 <u>産業廃棄物に関する立入検査及び指導の強化について</u> 」(平成2年4月24日付け厚生省生活衛生局水道環境部産業廃棄物対策室長通知。以下「 <u>立入検査通知</u> 」という。)立入検査通知で示された立入検査表案を参考に、同検査表を作成。
岐阜市	○	監視指導業務を統一的かつ効率的に実施するため、他の都道府県等のものを参考に、立入検査表を作成。
大阪市	○	「 <u>廃石綿等の適正処理の徹底について</u> 」(平成17年7月12日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知)を受け、 <u>処理マニュアル</u> を参考に、立入検査表を作成。
広島県	○	立入検査事項・視点・基準の統一化及び検査の効率化を図るため、立入検査表を作成。
広島市	○	業務の円滑化のため、 <u>廃棄物処理法等</u> を参考に、立入検査表を作成。
香川県	○	香川県産業廃棄物指導監視業務実施要領等に基づき、立入検査表を作成。 <u>立入検査通知において環境省が示した検査項目について、その後の廃棄物処理法令等の改正に合わせた立入検査表の改定を全く行っていない。</u> 香川県は、 <u>廃石綿等の適正処理に係る具体的な項目を盛り込んだ新たな同検査表の作成を検討</u> している。
福岡県	○	福岡県産業廃棄物監視指導マニュアルに基づき、関係法令等を参考に、立入検査表を作成。
福岡市	○	指導内容の統一化を図るため、 <u>処理マニュアル</u> を参考に、立入検査表を作成。
堺市	×	大気汚染防止法に係る業務も担当しており、多忙のため、立入検査表は作成していない。
呉市	×	廃棄物処理法に係る項目は少なく、立入検査表作成の必要性はないと判断したため、同検査表を作成していない。
高松市	×	<u>処理マニュアル等アスベスト処理の関係図書を持参することにより立入検査表に代替できるため、同検査表を作成していない。</u>
計	×：3市 ○：7道県7市	

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表「立入検査表作成の有無」欄において、「○」印は調査対象県市が立入検査表を作成していることを示し、「×」印は作成していないことを示す。

表Ⅱ-4-⑦ 調査対象県市における立入検査表の検査項目の設定状況

区 分	特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目				廃石綿等の飛散防止措置に係る検査項目
	特別管理産業廃棄物管理責任者に係る検査項目		帳簿の備付けに係る検査項目	事前の文書通知に係る検査項目	
	設置の有無	資格要件			
北海道	○	○	○	○	○
札幌市	×	×	×	×	○
宮城県	○	○	○	×	○
仙台市	○	×	○	○	○
埼玉県	○	×	○	×	○
さいたま市	○	×	○	×	○
岐阜県	○	○	×	○	○
岐阜市	×	×	×	×	○
大阪市	○	×	○	×	×
広島県	○	×	○	×	×
広島市	○	×	×	×	○
香川県	×	×	×	×	×
福岡県	○	○	○	×	×
福岡市	○	×	×	×	○
堺市	立入検査表を未作成				
呉市					
高松市					
計	×：1県2市 ○：6道県5市	×：3県7市 ○：4道県	×：2県4市 ○：5道県3市	×：5県6市 ○：2道県1市	×：3県1市 ○：4道県6市

(注) 1 当省の調査結果による。

2 本表「特別管理産業廃棄物の処理に係る検査項目」欄及び「廃石綿等の飛散防止措置に係る検査項目」欄において、「○」印は立入検査表に当該項目が盛り込まれていることを示し、「×」印は盛り込まれていないことを示す。

表Ⅱ-4-⑧ 「吹付けアスベスト等飛散性のアスベスト廃棄物の処理状況等について」(抜粋)

○「吹付けアスベスト等飛散性のアスベスト廃棄物の処理状況等について」(平成17年10月31日付け環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課適正処理・不法投棄対策室)

2 立入検査の結果(平成17年7月～9月)

(1) 飛散性アスベスト廃棄物について

1) 立入件数等

都道府県及び政令市が本年7月から9月の間に実施した、廃石綿等の排出事業者への延べ立入件数は750件、産業廃棄物処理業者(収集運搬業者を含む)への延べ立入件数は670件であった。

立入検査により不適切な事案が判明した件数は、排出事業者23件、処理業者1件であった。

区 分	立入件数	うち、不適切な事案の件数	割合(%)
排出事業者	750	23	3.1
処理業者	670	1	0.1
収集運搬業者	520	1	0.2
中間処理業者	53	0	0
最終処分業者	97	0	0
計	1,420	24	1.7

2) 不適切な事案の概要

不適切な事案としては、排出事業者については、保管場所の表示の不徹底、特別管理産業廃棄物管理責任者の未設置、マニフェスト交付の不徹底等であり、処理業者については、産業廃棄物運搬車両の表示の不徹底であった。これら不適切な事案に対しては、速やかに措置を講じるよう平成17年7月28日に都道府県に通知しており、当該都道府県等が指導済みである。

今後とも、都道府県等を通じ、排出事業者及び廃棄物処理業者に対して、アスベスト廃棄物の適正処理が図られるよう指導を徹底していく。

区 分	不適切な処理の概要
排出事業者	保管場所の表示の不徹底 特別管理産業廃棄物管理責任者の未設置 マニフェスト交付の不徹底 委託契約書での契約の不徹底 帳簿の記載不備 廃石綿等を通常の産業廃棄物として委託
収集運搬業者	産業廃棄物運搬車両の表示の不徹底

(注) 1 環境省の資料から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-4-⑨ 帳簿作成の必要性(抜粋)

6 帳簿、報告義務の実際

6.1 帳簿作成の必要性

特別管理産業廃棄物を排出する事業者は、日々の特別管理産業廃棄物処理業務を計画的に履行し、その結果を正確に把握するとともに、廃棄物処理法を遵守するため、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、業務区分に応じて必要な記載事項を所定の期限までに記載した帳簿を事業場ごとに作成し、保存しなければならない(法第12条の2第12項及び施行規則第8条の18)。

なお、帳簿の備付け・記載・保存義務に違反すると30万円以下の罰金に処せられる場合がある(法第30条第1号)。

(注) 1 「平成19年度 特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会テキスト」(平成19年4月1日財団法人日本産業廃棄物処理振興センター発行。環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課監修)から抜粋した。
2 下線は、当省が付した。

表Ⅱ-4-⑩ 「帳簿の備付け」に係る解釈（抜粋）

質問125 廃棄物の処理に関し、法第7条第6項に規定する事項を記載した伝票と綴じて保存している場合は、同項にいう帳簿を備えたこととなるか。

回答

当該伝票が帳簿の一部として使用することを予定されているものであれば、伝票を綴じて保存していることによって帳簿を備えたものと解する。

（解説）

この帳簿について、法第7条第6項は独立した帳面であることまでを求めているものではなく、規則第2条の3に規定するような業務内容が記録され、適正な処理が行われていることが確認できるようにしておくというのがその趣旨である。したがって、帳簿の形にこだわる必要はないと考えられるので、伝票が、必要事項を記載しており、帳簿の一部として使用することが予定されているものであれば、これを綴じて保存していることにより帳簿を備えていることになる。

- (注) 1 「廃棄物処理法Q&A」（昭和63年11月15日 厚生省生活衛生局水道環境部監修）から抜粋した。
 2 本表「法第7条第6項」は、「廃棄物処理法Q&A」が作成された当時の条項である。特別管理産業廃棄物の排出事業者の帳簿の備付けは、現在では、廃棄物処理法第12条の2第12項が準用する廃棄物処理法第7条第15項に規定されている(表Ⅱ-4-①参照)。
 3 本表「規則第2条の3」は、「廃棄物処理法Q&A」が作成された当時の条項である。帳簿の記載事項は、現在では、廃棄物処理法施行規則第8条の18に規定されている(表Ⅱ-4-①、②参照)。
 4 下線は、当省が付した。

事例Ⅱ-4-① 管理票のみを整理して帳簿とみなしており、帳簿の必要記載事項を排出事業者が確認できていない例

事業者名 (所在県)	事例の内容	事例の発生理由
N f 13 (愛知県)	管理票を保管するのみで、帳簿の記載事項である「受託者の許可番号」、「委託年月日」を把握できていない。	制度の不知 (帳簿の必要記載事項を承知しておらず、管理票における記載内容を把握していれば足りると判断したため。)
D f 11 (福岡県)	委託先ごとの委託内容及び委託量等を管理票により管理しているのみで、「受託者の許可番号」、「委託年月日」について把握できていない。	
D f 12 (福岡県)	工事ごとに、委託内容及び委託量等を管理するため、管理票の一覧表を作成しているが、「受託者の許可番号」、「委託年月日」について把握できていない。	
D f 13 (福岡県)	委託先ごとの委託内容及び委託量等を管理票により管理しているのみで、「受託者の許可番号」、「委託年月日」について把握できていない。	
D f 14 (福岡県)	社内報告のための建設副産物実績報告書により、管理票を管理しているのみで、「受託者の許可番号」、「委託年月日」について把握できていない。	
D f 15 (福岡県)	委託先ごとの委託内容及び委託量等を管理票により管理しているのみで、「受託者の許可番号」、「委託年月日」について把握できていない。	

(注) 当省の調査結果による。

表Ⅱ-4-⑪ 事前の文書通知の必要性(抜粋)

<p>3. 1 委託契約</p> <p>【解説】</p> <p>4. 令第6条の6では、委託基準を次のように定めている。</p> <p>(1) <u>特別管理産業廃棄物の運搬又は処分若しくは再生を委託しようとする者に対し、あらかじめ、次の事項を文書で通知すること。</u></p> <p>① <u>委託しようとする特別管理産業廃棄物の種類、数量、性状及び荷姿</u></p> <p>② <u>当該特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項</u></p> <p style="text-align: right;">(参)規則第8条の16</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>5. <u>上記4.(1)の規定は、特別管理産業廃棄物は人の健康又は生活環境の保全上被害を生じさせるおそれがある性状を有する産業廃棄物であることに鑑み、その性状等について最もよく知っている排出事業者から処理業者に、必要な情報が確実に伝達されるよう規定されているものである。この情報伝達を行わないだけでも委託基準違反になる。</u></p>

(注) 1 「廃石綿等処理マニュアル(暫定)」から抜粋した。
 2 下線は、当省が付した。

事例Ⅱ-4-② 排出事業者が、環境省令で定める事項を口頭で通知するのみで、「事前の文書通知」が未実施となっているなどの例

事業者名 (所在県)	事例の内容	事例の発生理由
M f 11 (大阪府)	委託先の収集運搬業者及び処分業者が特定しているとして口頭(電話)で飛散性アスベストの数量、性状等を連絡しており、文書での通知は事前に実施していない。	排出事業者が口頭による通知で足りると判断したため。
D f 11 (福岡県)	処理委託契約時に、処理委託業者に建物の図面等を示した上、特別管理産業廃棄物の種類及び予定数量を伝えているが、文書での通知は事前に実施していない。	
D f 12 (福岡県)	処理委託契約時に、処理委託業者に特別管理産業廃棄物の種類及び予定数量を伝えているが、文書での通知は事前に実施していない。	
D f 13 (福岡県)	処理委託契約時に、処理委託業者の立ち会いのもと、排出物の数量性状等を確認しているが、文書での通知は事前に実施していない。	
D f 14 (福岡県)	処理委託契約時に、処理委託業者に特別管理産業廃棄物の種類及び予定数量を伝えているが、文書での通知は事前に実施していない。	
D f 15 (福岡県)	排出事業者自ら処理委託業者と処理委託契約を締結しているにもかかわらず、その履行を排出事業者の下請先に任せており、下請先における事前通知の実施の有無、通知した内容などを全く把握していない。	下請先が対応したものと考えたため。

(注) 当省の調査結果による。

事例Ⅱ-4-③ 管理票の法定記載事項を記載しないまま交付していた例

事業者名 (所在県)	事例の内容	事例の発生理由
N f 13 (愛知県)	排出事業者は、管理票に、必要記載事項である廃石綿等の数量を記載しないまま、同票を処理業者に交付していた。	排出事業者の確認漏れ

(注) 当省の調査結果による。